

平成30年12月

指宿市議会会議録

第4回定例会

指宿市議会会議録目次

平成30年第4回市議会定例会

会期日程	1
11月28日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定による出席者	4
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案第82号～議案第89号（決算特別委員長報告，質疑，討論，表決）	6
議案第105号～議案第116号一括上程	23
提案理由説明	23
議案第105号及び議案第106号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	34
議案第107号（質疑，委員会付託省略，表決）	35
議案第108号～議案第116号（質疑，委員会付託）	35
新たに受理した陳情上程（委員会付託）	35
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果	36
散 会	36
12月13日	
議事日程	37
本日の会議に付した事件	37
出席議員	37
欠席議員	37
地方自治法第121条の規定による出席者	37
職務のため出席した事務局職員	38
開 議	39
会議録署名議員の指名	39
一般質問	39
前之園 正 和 議員	39
1. 高すぎる国保税問題について	
2. 地熱に関するJOGMECからの「不採択」通知に関して	
3. 性的マイノリティー（LGBT等）問題について	

恒吉太吾議員	55
1. 中・長期的な視点に立った観光振興策について	
2. 地域おこし協力隊, 集落支援員制度等について	
新川床金春議員	70
1. 市長の政治姿勢について	
2. 鰻池水質問題について	
3. 地熱発電事業諸問題について	
新宮領実議員	83
1. 火葬場について	
2. 市営野球場整備について	
3. 子ども食堂について	
東勝義議員	98
1. 市営陸上競技場の活用と整備について	
2. サッカー・多目的グラウンド整備について	
延会	112

12月14日

議事日程	114
本日の会議に付した事件	114
出席議員	114
欠席議員	114
地方自治法第121条の規定による出席者	114
職務のため出席した事務局職員	115
開議	116
会議録署名議員の指名	116
一般質問	116
高田チヨ子議員	116
1. ヘルプカードについて	
2. 連帯保証人について	
3. 照明の設置について	
会議録署名議員の追加指名	121
一般質問	121
吉村重則議員	121
1. 自治公民館について	
2. 旧かいもん荘跡地について	
3. 地熱の問題について	
散会	132

12月21日

議事日程	134
本日の会議に付した事件	135
出席議員	135
欠席議員	135
地方自治法第121条の規定による出席者	135
職務のため出席した事務局職員	136
開 議	137
会議録署名議員の指名	137
議案第109号及び議案第110号（委員長報告，質疑，討論，表決）	137
議案第108号及び議案第111号（委員長報告，質疑，討論，表決）	139
議案第112号（委員長報告，質疑，討論，表決）	141
議案第116号（委員長報告，質疑，討論，表決）	147
議案第113号～議案第115号（委員長報告，質疑，討論，表決）	148
審査を終了した陳情（委員長報告，質疑，討論，表決）	150
議案第117号～議案第124号一括上程	151
提案理由説明	151
議案第117号～議案第124号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	157
意見書案第2号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	159
議員派遣の件	160
動議の提出	160
閉議及び閉会	161

参考資料

意見書第2号	162
議員派遣書	164

第 4 回 定 例 会

平成 30 年 12 月議会

平成30年第4回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 24日間（11月28日～12月21日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
11月28日	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会期の決定 ・ 議案第82号～議案第89号 (決算特別委員長報告, 質疑, 討論, 表決) ・ 議案第105号～議案第116号一括上程 (議案説明) ・ 議案第105号及び議案第106号 (質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決) ・ 議案第107号 (質疑, 委員会付託省略, 表決) ・ 議案第108号～議案第116号 (質疑, 委員会付託) ・ 新たに受理した陳情上程 (委員会付託) ・ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果
29日	木	休 会	一般質問の通告限 (12時)
30日	金	〃	
12月1日	土	〃	
2日	日	〃	
3日	月	〃	総務水道委員会 (10時開会)
4日	火	〃	文教厚生委員会 (10時開会)
5日	水	〃	産業建設委員会 (10時開会)
6日	木	〃	
7日	金	〃	
8日	土	〃	
9日	日	〃	
10日	月	〃	
11日	火	〃	
12日	水	〃	
13日	木	本会議	・ 一般質問
14日	金	〃	・ 一般質問
15日	土	休 会	
16日	日	〃	
17日	月	〃	
18日	火	〃	
19日	水	〃	委員長報告に対する質疑・討論の通告限 (12時)

20日	木	休 会	
21日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第108号～議案第116号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決) ・ 審査を終了した陳情 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決) ・ 議案第117号～議案第124号一括上程 (議案説明, 質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決) ・ 意見書案第2号上程 (説明・質疑・委員会付託等省略, 討論, 表決) ・ 議員派遣の件

第 4 回 定 例 会

平成 30 年 11 月 28 日

(第 1 日)

第4回指宿市議会定例会会議録

平成30年11月28日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第82号 平成29年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第83号 平成29年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第84号 平成29年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第85号 平成29年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第86号 平成29年度指宿市温泉配給事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第87号 平成29年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第88号 平成29年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第89号 平成29年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第11 議案第105号 平成30年度指宿市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第12 議案第106号 平成30年度指宿市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第13 議案第107号 教育委員会委員の任命について
- 日程第14 議案第108号 観音崎公園の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第109号 指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第110号 指宿市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

- 日程第17 議案第111号 指宿市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第18 議案第112号 平成30年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第19 議案第113号 平成30年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第114号 平成30年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第115号 平成30年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 議案第116号 平成30年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第23 新たに受理した陳情上程
- 日程第24 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

|        |         |        |         |
|--------|---------|--------|---------|
| 1 番議員  | 坂 元 茂 教 | 2 番議員  | 東 勝 義   |
| 3 番議員  | 西 田 義 哲 | 4 番議員  | 新宮領 實   |
| 5 番議員  | 前 原 五 男 | 6 番議員  | 山 本 敏 勝 |
| 7 番議員  | 齋 藤 佳 代 | 8 番議員  | 恒 吉 太 吾 |
| 9 番議員  | 東 伸 行   | 10 番議員 | 井 元 伸 明 |
| 11 番議員 | 西 森 三 義 | 12 番議員 | 吉 村 重 則 |
| 13 番議員 | 前之園 正 和 | 14 番議員 | 松 下 喜久雄 |
| 15 番議員 | 高 橋 三 樹 | 16 番議員 | 高 田 ちよ子 |
| 17 番議員 | 木 原 繁 昭 | 18 番議員 | 下川床 泉   |
| 19 番議員 | 新川床 金 春 | 21 番議員 | 福 永 徳 郎 |

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

|       |         |         |         |
|-------|---------|---------|---------|
| 市 長   | 豊 留 悦 男 | 副 市 長   | 佐 藤 寛   |
| 教 育 長 | 西 森 廣 幸 | 総 務 部 長 | 有 留 茂 人 |

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 市民生活部長  | 上 田 薫   | 健康福祉部長  | 山 口 保   |
| 産業振興部長  | 川 路 潔   | 農 政 部 長 | 松 澤 敏 秀 |
| 建 設 部 長 | 黒 木 六 海 | 教 育 部 長 | 下 吉 一 宏 |
| 水道事業部長  | 井 手 久 成 | 山川支所長   | 中 村 俊 治 |
| 開聞支所長   | 川 畑 徳 廣 | 総務部参与   | 中 村 孝   |
| 市長公室長   | 山 下 浩 二 | 総 務 課 長 | 鶴 窪 誠 作 |
| 財 政 課 長 | 坂 元 一 博 | 長寿介護課長  | 増 永 智 美 |
| 建設監理課長  | 大久保 覚   |         |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長   | 岩 下 勝 美 | 次長兼議事係長   | 鮎 川 富 男 |
| 主幹兼調査管理係長 | 木 下 英 城 | 議 事 係 主 査 | 上 玉 利 享 |

**△ 開会及び開議**

午前10時00分

○議長（福永徳郎） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、平成30年第4回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

**△ 会議録署名議員の指名**

○議長（福永徳郎） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、前原五男議員及び山本敏勝議員を指名いたします。

**△ 会期の決定**

○議長（福永徳郎） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月21日までの24日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月21日までの24日間と決定いたしました。

**△ 議案第82号～議案第89号（決算特別委員長報告、質疑、討論、表決）**

○議長（福永徳郎） 次は、日程第3、議案第82号、平成29年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、日程第10、議案第89号、平成29年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、までの8議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

8議案は、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査をお願いしてありましたので、決算特別委員長の報告を求めます。

○決算特別委員長（吉村重則） おはようございます。決算特別委員会に付託されました、議案第82号、平成29年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、議案第89号、平成29年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、までの8議案について、10月15日、17日から19日まで、及び22日の5日間の日程で、関係課職員の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

本委員会は、審査に当たり、議決の目的に沿って執行されたものかどうか、執行効果が上がり、住民の福祉向上に寄与されているかどうかなどの観点から審査を行い、また、山川ヘルシーランド、川尻分団消防ポンプ自動車更新、鰻地区環境整備、指宿総合体育館大規模改修工事及びふれあいプラザなのはな館など、7か所の現地調査も行い、慎重に審査を行いま

した。その結果、議案第82号から議案第88号までの7議案及び議案第89号のうち、平成29年度指宿市水道事業会計決算の認定については、いずれも全員一致をもって認定すべきものと決しました。また、議案第89号のうち、剰余金処分は、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、審査の過程で出されました主な質疑、意見について、議案ごとに申し上げます。

議案第82号、平成29年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

まず、市長公室所管分について申し上げます。

定住促進の関係では、利用者が増えているとのことだが、どのようになっているかとの質疑に対して、定住準備金が4世帯35万円、お試し事業の方が延べ70名の275万円、定住助成金の方が4世帯で250万円という交付実績になっているとの答弁でした。

サッカー・多目的グラウンド整備事業の中で先進地視察をしているが、成果としてはどのようなものかとの質疑に対し、天然芝・人工芝のグラウンド、管理倉庫、クラブハウス棟の仕様や設計、維持管理の方法等の情報を集めるために実施しており、本市の設計に反映させている。また、芝管理を検討する上でも貴重な情報になっているとの答弁でした。

意見として。サッカー場建設は、使う人が安心できるようなグラウンドを造っていただきたいというものと、定住促進では、人口減少を抑制するための事業を進めていただきたいというものがありました。

次に、総務課所管分について申し上げます。

新規採用職員の研修が行われているが、10月頃の採用の研修はどのようになっているかとの質疑に対し、10月採用は社会人を対象としていますので、新人研修ではなく、次のステップの研修を行っているとの答弁でした。

庁舎の改修を行っているが、庁舎内の無線LANとか、Wi-Fiはどのようになっているかとの質疑に対し、個人情報とか大事な情報があるので、基本的には、無線を使わないように指導されている。26年度の整備で1階の市民生活部、健康福祉部、産業振興部の辺りだけレイアウトの変更が多いため、無線LANを使っている状態ですが、そこについては、閉鎖された市のパソコンしか使えないような形になっているとの答弁でした。

意見として。山川庁舎、開聞庁舎の改修工事や建替えがあります。Wi-Fi設備も計画して、本庁舎も取り組んでいただきたいというものがありました。

次に、健幸・協働のまちづくり課所管分について申し上げます。

ころばん体操の実施地区数が増えているが、人数は28年度に比べてどうなっているのかとの質疑に対し、28年度は、登録者数で1,404名だったものが、29年度は1,734名、会場では、山川・開聞会場は増えていないが、指宿会場が増え、63会場になっているとの答弁でした。

安全灯施設補助金では、LED化は何%かとの質疑に対し、LED化は64.67%との答弁

でした。

意見として。特産品であるオクラが注目されているが、これを活用したレシピを市民に提供し、健康づくりに取り組んでいただきたいというものがありません。

次に、危機管理課所管分について申し上げます。

消防団員数が不足していると思っている。災害等が発生したとき、対応はできるという認識でよろしいかとの質疑に対し、分団員の確保については、消防団員、若しくは地区の公民館長を通じて募集をお願いしているところだが、新たに機能別消防団員の検討もし、災害時における不具合のないように努力しているとの答弁でした。

備蓄費が少ないようだが、何を想定してやっているのかとの質疑に対し、大規模災害時を想定し、食料を備蓄している。毎年備蓄し、後は、災害時における協定等も結んでおり、足りない分は補給してもらうようにしているとの答弁でした。

意見として。防犯カメラの設置は、全国的にも児童・生徒の事件がありますので、子供たちのことを考えた取組をしていただきたいというものと、備蓄食料については、地域と一体となった取組を協議してもらいたいというものがありません。

次に、財政課所管分について申し上げます。

ふるさと納税が、28年度に比べて寄付者が減になっている要因は何かとの質疑に対し、主な要因は、返礼品が寄付額の3割以下ではなく、4割、5割の市町村に流れたことと、災害地へ寄付する方も多かったことが大きな要因と考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、市民課所管分について申し上げます。

戸籍住民基本台帳費の負担金補助及び交付金の不用額の421万9,050円は、指宿市にそのまま残るといふことかとの質疑に対し、そのとおりですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、税務課所管分について申し上げます。

徴収嘱託員3名の活動内容はどのようなものかとの質疑に対し、徴収嘱託員の職務は市税等の徴収及び収納に関すること。納税の指導及び納税意欲の向上に関すること。口座振替納付の加入促進に関することといったような業務である。実務といたしましては、職員の方が納税者と交渉して、毎月払うから徴収に来てくださいとか、そういった案件について徴収嘱託員の方が訪問して徴収に行くというのが主な業務になっておりますとの答弁でした。

不納欠損がどんどん増えている。以前は県外の徴収もやっていたと思うが、現在はどのようになっているかとの質疑に対し、現在、県外の徴収は行っていない。全国的に訪問徴収の方法から、文書を出したりして、納まらない場合には滞納処分をするという徴収形態に変わってきているので、本市もそういった形になっているとの答弁でした。

意見として。税金は、市民一人ひとりが払う義務があるので、市民の平等性からも、滞納

者がごね得にならないよう回収に努めていただきたいというものと、集金業務が大変なのは分かります。ただ、皆さんが一人ひとりで行くのではなく、2・3人で動いてもらって、怪我のないよう、健康に気を付けて頑張ってもらいたいというものと、不納欠損額を押し上げているのは固定資産税です。ここの部分をしっかりと取り組んでいただきたいというものがありません。

次に、環境政策課所管分について申し上げます。

鰻池の水質状況はとの質疑に対し、30年1月にジェオスミン、放線菌等の検査を緊急に実施したもので、ジェオスミン、放線菌が比較的少なく、いい状況が確認されている。ただ、窒素分が高く、溶存酸素量がやや低くなっている状況であるとの答弁でした。

猫から引っ搔かれて狂犬病になったとテレビで見たことがある。野良猫対策はどのように考えているのかとの質疑に対し、広報紙等で、まず周知し、苦情が来たら保健所の方と訪問し、原因者にお願いしている。市としては、狂犬病予防法に基づく業務がメインであり、お願いの指導で終わっているとの答弁でした。

資源ごみの分別収集事業で決算額が28年度の6,000万円から5,450万円に現額になっているが、減になった原因はとの質疑に対して、ペットボトルが28年度は412万7千円ほど収益になっていますが、ペットボトルの売払い単価が急落しており、29年度の売上は271万5千円に下がっているのが1点、もう1点は、常設収集場での古着、布団の回収が、28年度は9万1千円、収益が出ていたが、29年度は116万円の持ち出しが発生している状況であるとの答弁でした。

意見として。資源ごみの分別収集事業は、費用対効果を考えていただきたい、鹿児島市は廃プラを助燃材として使用しており、その方が効果があるのではないか。古着の回収も始まったときには効果があったが、今年度は手出しがあります。しっかり協議してほしいというものと、動物愛護の点からも、野良猫対策について、市として対策を進めていただきたいというものがありません。

次に、長寿介護課所管分について申し上げます。

緊急通報体制の装置はどういう装置かとの質疑に対し、家庭の電話回線を使った装置で、ボタンを押したら既に登録をしてある家族や消防署など、4か所に順番に通報、連絡が行くというシステムであるとの答弁でした。

緊急通報装置が壊れた場合、換えてくれるのかとの質疑に対し、再給付で対応ができるとの答弁でした。

安否確認が大事だと思う。地域には民生委員やボランティアの婦人グループがありますが、その他にヤクルトや新聞配達、郵便局など、市が委託をしているところがありますかとの質疑に対し、県と県民生委員児童委員協議会と南日本新聞が提携をして、新聞配達の際、新聞等が溜まっていれば連絡をするという体制ができているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について申し上げます。

放課後児童健全育成事業は9園で取り組んでいるが、卒園児しか入れず、学校の近くに行きたいけど入れないという声を聞くが、そのような相談を受けていないかとの質疑に対し、保育園が実施しており、卒園児を優遇しているという話を耳にしたことはあるとの答弁でした。

消費税率の引き上げに伴う低所得者への臨時福祉給付金の支払いがあったと思うが、受給者に対して全員に支払いができたのかとの質疑に対し、申請書の発送が1万1,720名で、そのうち申請された方は1万1,095名、申請率は94.66%になっておりますとの答弁でした。

意見として。学童保育に入りたい子供が入れないという話もある。学校を活用した放課後児童クラブについても、教育委員会と協議していただきたいというものがありました。

次に、健康増進課所管分について申し上げます。

産科医不足を解消するために九州大学から派遣されておりますが、成果はどのように捉えているかとの質疑に対し、指宿医療センターで産科の開設が続けられていることは、地域にとって地元で出産できる、あるいは里帰り出産ができるなど、市民の方々の利便性、安心して暮らせる点では貢献しているとの答弁でした。予防接種事業の中で、インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌、結核検診などの受診率、接種率が少ないようですが、要因はどの質疑に対して、予防接種は本人の判断である。また、体調等によって医師と相談しながら控えたりといった事情が大きいのではないかと考えているとの答弁でした。

意見として。今後の体制として、少しでも小さな命が助かるような対策を講じてほしいというものと、食生活改善推進員が59名いるが、調理を教えてもらって良かったと聞いているので、もっと増やしてもらいたいというのがありました。

次に、商工水産課所管分について申し上げます。

消費生活相談員の相談件数も増えていると思うが、29年度の相談件数はどれだけかとの質疑に対し、相談件数が476件で、そのうち金銭トラブルが51件の1,896万円であった。相談員の対応で1,860万円が返還。返還率としては98.1%ぐらいであるとの答弁でした。

市内循環バス、同じような状況が続いているが、どれが指宿に合っているという議論はどうなったのかとの質疑に対し、これまで大きなバスを使って市内を循環していたが、やはり、小型車両を用いたデマンド型交通、そういったものが今後は指宿に必要と思っている。また、持続可能な料金設定も必要と考えており、既存の路線バスやイッシーバスも考えながら、ハブ機能としてデマンド型をつなげていけば、皆さんが利用できると考えているとの答弁でした。

山川・根占航路の推進事業は、営業的にどのように考えているかとの質疑に対し、フェリー一なんきゅうは、6万4,414名の旅客数があった。車両等が2万4,785台の実績で、近年ではわ

ずかに増えてきている。今年度4月から9月までの上半期の状況は、昨年より20%ほど増加しており、西郷どんの放映効果による雄川の滝とか、県が整備している佐多岬の公園、そういったものが山川・根占フェリーの増加につながっていると考えているとの答弁でした。

意見として。市内循環バスがうまく機能することで市民の移動手段となる。いろんな所を視察しているので、市民のために反映できるようにしていただきたいというものと、消費生活相談員は、市民の安心・安全のため、今後も県の相談員と十分連携を取っていただき、市民へ不利益が生じないよう努めていただきたいというものがありました。

次に、観光課所管分について申し上げます。

西郷どんも愛した指宿観光誘致ということで、いろんな事業をしているが、事業効果をどのように捉えているかとの質疑に対し、大河ドラマ西郷どんについては、非常に期待をしていたと思う。20年の篤姫のときも伸びたので、その再来と観光関係者は期待していたと聞いている。観光協会の調査等では、宿泊客が前年度比6%程度伸びている。鰻地区は訪れる観光客も増えてきており、それなりの効果はあったと思っているとの答弁でした。

菜の花マラソンの参加者が徐々に減っているが、実行委員会等でどんな話し合いをされているのかとの質疑に対し、鹿児島マラソンの影響が一番大きいと考えているが、一方で、菜の花マラソンのおもてなしに惹かれて来る方もいる。昨年度は3連休ではなかったことも原因の一つだったと思っている。今年度は3連休なので、増えてくると思っている。例えば、企業を回り、福利厚生の部分で取り組んでもらうというのものもあるし、海外に行く先々でマラソンのキャンペーンをしているので、その効果がしばらくしたら出てくるものと思っているとの答弁でした。

西郷どんに合わせて立ち上げた観光ボランティアガイドの勤務体制はどのようになっているかとの質疑に対し、ガイドは観光協会に委託しており、1日に千円程度の日当と交通費など、ほとんどがボランティアでお願いしているとの答弁でした。

意見として。菜の花マラソンについては、参加人数が減りつつあるので、10kmも含めて粘り強く警察側とも交渉し、マーチ、フラフェスティバルにも力を入れて、指宿の名を売るために努力をしていただきたいというものがありました。

次に、観光施設管理課所管分について申し上げます。

菜の花の根こぶ病改善のため毎年100万円を掛けているが、改善はされているかとの質疑に対して、27年度から30年度までの4年間の事業で、トータル400万円で事業を実施している。29年度までにおおむね品種改良が終わり、今年度実証ということで、できた種をほ場に撒き、最終の調査業務の委託を行うとの答弁でした。

ヘルシーランドの配管図作成の399万円があったが、セイカスポーツセンターからの歳入があったのかとの質疑に対し、ヘルシーランドの配管図については、昨年3月で図面ができしており、費用の案分の在り方等を管理者のセイカと協議しているが、まだ額が確定していな

いとの答弁でした。

そばの館皆楽来は、子供が喜ぶ施設で、プールがあるから夏場だけで1万1千人ぐらい来る。皆楽来は美味しい蕎麦があるのに、収支はマイナスが出ている。ここをどう改善する考えかとの質疑に対し、現在、蕎麦打ち体験やふれあいフェスタ、産業まつり、花瀬の慰霊祭などに出店をして、また、年越しそばの販売など、いろいろと普及を図っている。今のところ530万円程度の赤字が続いており、今後も検討していかねばならないとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、国体・スポーツコンベンション推進室所管分について申し上げます。

かいもん山麓ふれあい公園草スキー場駐車場の測量設計をしたが、費用対効果がないということで、何も設備はしないということですかとの質疑に対し、草スキー場跡地に多額の経費を掛けた整備はしない。ただ、国体のときに駐車場が足りるのか調査をしており、セリ市場についてもJAと協議している。どうしても足りないということであれば、費用を掛けずに使えないか、検討中であるとの答弁でした。

高校生・大学生や社会人など、合宿をするところもあると思うが、陸上競技場もあるので、積極的に誘致する考えはないかとの質疑に対し、スポーツ施設については、開聞のグラウンド整備を行っており、指宿の総合体育館に輻射式の空調も入って合宿しやすくなったと思っている。そういったものを踏まえたパンフレット等を作成した上で、今後、メール、直接訪問等を踏まえて、積極的に誘致活動に取り組んでいきたいとの答弁でした。

意見として。スポーツ合宿等の客を増やすためにも、メールだと一斉に送れるし、経費的、時間的にもすごく有効なので、積極的に利用してほしいというものと、合宿に対して1泊でも助成を出していただきたいというものがありました。

次に、農政課所管分について申し上げます。

オクラの加工において、新製品は計画されていないかとの質疑に対し、現在、市内の企業がオクラパウダーを二次的に活用した商品開発を進めております。オクラパウダーを活用した加工品に力を入れているとの答弁でした。

経営体育成支援事業で、台風被害の災害復旧の申請書類の書き方が分からないということで、何人か取り下げたと聞いている。簡素化できないものかとの質疑に対し、この申請については、様式的には2ページ分の非常に簡単な書類で、見積りと領収証等と写真があれば認めているとの答弁でした。

意見として。がんばる農業者起業支援事業というのがあり、6次産業とか、いろいろやっている。鹿屋には県の加工センターがあるが、指宿にはないので、指宿の農家のために山川・開聞の施設を改善して、農家が自分たちでいろいろなことに取り組めるような施設に改善していただきたいというものと、南さつま農協に農産物加工の機械があります。そういうのも視察に行き、農家の方と協議していただきたいというものと、アナグマよりも小さい

動物、テン、イタチ等に対応できる電気柵の調査研究に努めていただきたいというものがありません。

次に、耕地林務課所管分について申し上げます。

相当な面積を、今、伐採をやっておりますので、確かに杉も植えていると思います。森林組合とタイアップして、確実にしているかということも調査が必要と思うのですが、そういうことはされないのですかとの質疑に対し、伐採後の山に出向いてという調査は行っておりませんが、森林組合からの報告を基に確認をしておりますので、今後も森林組合の方と連携を取りながら、再生林ということについて取り組んでいきたいとの答弁でした。

シラス対策事業における水路整備の進捗状況はどうなっているかとの質疑に対し、現在、小牧地区と成川・福元地区で実施しており、小牧地区は、29年度末の進捗率が96.4%、30年度で完了予定である。成川・福元は、24年度から33年度までの10年計画となっており、現在、29年度末の進捗率が38.5%である。それと、石嶺地区が今年度から始まり、一部測量設計委託をしたところであるとの答弁でした。

意見として。魚見地区の排水工事は、古賀道路の冠水が20何年前から言われており、子供たちの安心・安全のためにも、早急に県と協議して事業実施できるように努力していただきたいというものがありません。

次に、建設監理課所管分について申し上げます。

地籍調査事業の進捗率と、何年までに完了するかとの質疑に対し、29年度の進捗率が市全体で93.43%である。残りの面積が30年度を除くと8.07km<sup>2</sup>になっており、31年度以降、1.5km<sup>2</sup>平均でいくと、後6年かかる見込みであるとの答弁でした。

地籍調査の中で、図面上では水路になっていても、地権者がよく分かっていないケースがあり、隣との境界についてしっかり説明しておかないとトラブルになる。残りの6.数%は街の中心部になり、土地の評価が違うのでしっかりと説明していないとトラブルの元になり、仕事が進まないと思う。今までに苦情などはなかったのかとの質疑に対し、里道、水路の件ですが、初期の地租改正の140年以上前ときには描かれており、現場にないものについては、お互いの境界を確認した上で、里道については、お互いに60cmずつ、水路については、45cmずつ出してもらうように話をしている。中には、なかったんだと言い張るようなところも出てくるが、それらは里道、水路との筆界未定という形で処理しているとの答弁でした。

地籍調査をする中で、境界を主張してうまくいかない場合、筆界未定になると思うが、そのような場合は、そのまま放置されるのかとの質疑に対し、地籍調査は、お互いの主張する境界が一致しない場合は筆界未定になります。ただし、譲れるところがないかどうか話をいただき、お互いに納得して境界が示されたら、そこを確認するというスタンスで行っているとの答弁でした。

意見として。地籍調査が93.43%済んでいるが、残りは街の中心部に行きます。境界で争

いごとがないようにしていただきたいというものがありません。

次に、土木課所管分について申し上げます。

公民館長や、スクールゾーン委員会などからの道路改良のお願いがあると思うが、達成率はどのようになっているのかとの質疑に対し、スクールゾーン委員会や地区からの要望は、側溝の改修や、全体に関わる改良工事の要望などいろいろ、29年度は89件ほどあったが、毎年10件ほど処理している。要望の処理率が59%だが、今後も同じ数値で推移していくのではないかと思っているとの答弁でした。

池田湖の冠水対策工事は、どこの場所でどのような工事を行ったのかとの質疑に対し、池田湖の売店から指宿市街地側に造成した住宅で、いつも冠水する場所があり、その道路のかさ上げ工事をした。また、排水の暗渠に県がフラップゲートを付けており、そこに指宿市の方でフラップゲートが閉まった状態になったとき、強制排水をするポンプを設置できるように電気の工事をしたとの答弁でした。

現年補償災害復旧工事の岩本宮ヶ浜吹越線で、土砂が崩れて、護岸を越えて海まで落ちた部分は、災害復旧工事も同じように無筋工法で造ったのかとの質疑に対し、岩本宮ヶ浜吹越線の災害復旧工事の擁壁は、これまでと同様の無筋コンクリートの重力式擁壁となっている。裏山の状態がシラスを含んだ土だったので、頭切りをして土の重量を軽くして、崩土がないように処理をしたとの答弁でした。

意見として。岩本宮ヶ浜吹越線のルートは観光道路になっている。今、用地交渉をしているとのことだが、早急に整備されることを期待するというものと、池田湖の冠水は豪雨が頻繁に発生しているので、ポンプの設置については、メンテナンスが行き届いている業者とタイアップして対応していただきたいというものがありません。

次に、指宿港海岸整備室所管分について申し上げます。

指宿港海岸整備は10年計画だが、進捗率はどのようになっているのかとの質疑に対し、国の海岸整備事業は、29年度末で20.5%となっている。30年度は10億円相当のお金が付き進んでいるとの答弁でした。

意見として。指宿港海岸が計画どおりできるような動きをしていただきたいというものがありません。

次に、都市整備課所管分について申し上げます。

湊土地区画整理事業の進捗状況と今後の予定はどの質疑に対し、湊土地区画整理事業の進捗は、30年度で移転対象物件は全て契約済みである。事業としては30年度で終わる予定だが、今年度の予算を来年度に繰り越して行うので、31年度までで終わる予定である。進捗率としては、29年度末で98%、施行期間としては30年度までだが、清算期間まで含めると38年度になるとの答弁でした。

十町土地区画整理事業の進捗率と、何年をめどに完了するのかとの質疑に対し、十町土地

区画整理事業は施行期間を32年としており、今の進捗率は66%ほどである。残事業として30%強残っているのですが、今年度期間延伸をし、35年度の完了を予定しているとの答弁でした。

意見として。十町土地区画整理を市民は望んでいます。早めに終わるよう計画を立てていただきたいというものがありません。

次に、建築課所管分について申し上げます。

建築物耐震化促進事業でホテルの耐震改修をしており、繰越明許費分で不用額が出ているのですが、その後、どのようになったのかとの質疑に対し、耐震改修をする事業は一つの事業で、部分的な耐震改修は行った。不用になった理由は、母体が大きいため、交付金の係わらないホテルの部分の改修にお金が掛かるということで、その事業が決まった年度に行わず先送りをした。今後は、31年3月までに耐震補強設計に着手しない限り補助金が出ない。それまでに補強設計申請が出されると考えているとの答弁でした。

敷領団地建替事業は、平屋なのか、2階建てになっていくのかとの質疑に対し、4階建てと3階建て、合わせて2棟48戸の建替え事業を計画しているとの答弁でした。

意見として。市営住宅使用料については、市民の平等性からも滞納者に厳しく督促をしていただきたいというものがありません。

次に、教育委員会所管分について申し上げます。

給食を作っている中において異物の混入があると思うが、異物混入は、29年度はなかったのかとの質疑に対し、異物混入は、食材の検収の時点、また検収以外で下処理をしているときに発見したときもあった。検収の時点で分かったときは、納入業者に内容を説明し、下処理のときに発見された場合は、業者をセンターに呼んで現物を見せ、その原因について説明を求めたりしたこともあった。また、給食を提供した後に、学校からの髪の毛や小さな虫等の異物が混入していたという報告を受けて、センター側で入ったものなのか、学校で入ったものなのか、はっきりと分からない、そういうこともある。そういうときには原因を究明するべき、しかるべき施設に依頼をして、どういうものか、どういうところに生息しているのかという原因等について追及、調査をして、再発防止に努めているとの答弁でした。

学校図書室の大事さ、大切さということがあがるが、司書の先生方の要望に対してこの金額で大丈夫なのかとの質疑に対し、学校の配当予算は、予算要求額が確定した後、その配分を学校の方でやってもらうような形になっており、おおむね要望というのは叶えられているとの答弁でした。

昨年の決算委員会でも意見が出ていたと思うが、その意見を総合教育会議などで議論してどのようになったのかとの質疑に対し、29年度は、6月と9月に総合教育会議を開催した。今年度は、まだ総合教育会議の開催をしておらず、11月開催予定の議題の中に、その望ましい学校づくりに関する案件を盛り込むこととしているとの答弁でした。

特別支援教育支援員配置事業ということで、29年度24名の方々が配置されている。そういう子供たちが少し増えつつあると心配もしているが、数的にはこの人数で足りていると考えているのかとの質疑に対し、特別支援を必要とする児童・生徒は年々増えている。28年度が131名に対し、29年度は138名、本年度は166名という形で増えてきており、児童・生徒自体は減っているのに、支援が必要な子供たちは増えているというのが現状である。この支援員に関しても、27年度が18名、28年度に4名増やして22名。29年度は更に2名増やして24名ですが、学校のニーズは非常に高く、予算が通れば、まだ配置できていない学校とか、学校によっては兼務で行っている学校等もあるので、できれば各学校には必ずいるというような形をとって行きたいとの答弁でした。

小中一貫教育の視察、その場所とその内容はどの質疑に対し、職員2名で日南市、宮崎市、日向市、日田市に視察研修に行った。内容は、小中一貫教育を一体型、分離型で行っている日田市の研修と、学校跡地活用ということで廃校した学校について、現在、どのような整備がされているのか、どんな活用をされているのかという現状を伺いに行ったとの答弁でした。

アレルギー対応の子供たちへの配食というのは何食ぐらいあり、どのようになっているのかとの質疑に対し、アレルギー対応食として、小学校で21名、中学校で16名で、希望する児童・生徒、保護者と所属学校長、給食担当教諭、学級担任、養護教諭と給食センターの職員、栄養教諭等により事前に説明、面談を行い、対象者について随時対応しているところで、アレルギーの症状は成長とともに改善されている場合があるので、対象児の保護者には3年ごとにアレルギーの対応食の実施意向調査表に医師の診断書を添付して、学校生活管理指導表に、そのほかアレルギー検査の数値が分かるものを添付して給食センターへ申請していただき、対応しているとの答弁でした。

社会教育課で、小型照明に268万円の充用をしているがとの質疑に対し、268万円の予備費からの充用は、舞台照明設備全般についての操作機器が老朽化しており、不具合が発生しようとしていた。ただ、全体の機器交換をすれば数千万円掛かるということで、バックアップの小型操作卓及びそのデジタル信号を電源盤が受けるための交換器を取り付ける。予約のあったイベントができなくなることを防ぐために、これを充用して改善を行ったとの答弁でした。

不登校の子供たちは何人ぐらいいたのか。また、子供たちのサポート体制は充実していると思うが、相談件数はどのくらいかとの質疑に対し、29年度は小学校が7名、中学校が35名、計42名で、相談する相手は、専門家や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談員、それから養護の先生であったり、学校職員と、いろいろある。市で雇っているスクールカウンセラーは定期的に16回のカウンセリングを行って48件の相談があった。スクールソーシャルワーカーの相談件数が346件、訪問が583回、そして、関係機関と連携が

424回となっている。あと、県の派遣事業で行っているものもある。関係機関、民生委員等も含めて相談しながら学校に行けない子供たちへのサポートをやっているとの答弁でした。

意見として。学校給食の郷土食について、地元のすばらしい食べ物があると児童・生徒に知ってもらうためにも、月1回をまだ増やせるよう検討していただきたいというものと、学校応援団ということでスクールゾーンを見守る方は、派手な服を着ていても不審者と見られるときもあるので、帽子とか、安心できるものを提供していただきたいというものと、特別支援を要する子供たちが多くなっていると聞く。各学校に2・3名と、特別支援員を配置できるように予算を上げてもらいたいというものと、ALTの外国語の指導で、グローバルな人材育成に頑張っていて取り組んでいただきたいというものがありました。

次に、会計課所管分について申し上げます。

コンビニ収納においてどれだけの成果があったのかとの質疑に対して、28年度に比べて、利用件数が4万6,721件で約13.5%の増になり、コンビニ収納が定着してきており、効果も大きいと考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議会事務局所管分について申し上げます。

タブレットの導入をしているが、リース期間はいつまでかとの質疑に対し、2年間のリースになっており、28年の9月1日から今年の8月31日までの契約になっているとの答弁でした。

政務活動費の執行率はどうなっているかの質疑に対し、執行率は64.7%であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、選挙管理委員会事務局所管分について申し上げます。

ポスターの掲示板について、何年ごとに交換するのかとの質疑に対し、アルミ掲示板は22枚保有しており、買い替えの必要はないと考えている。コンパネの掲示板については入札をお願いしており、毎回選挙の都度、業者がコンパネを作成し再利用しているとの答弁でした。

意見として。掲示板が建設現場で2次使用されており、見苦しいとの市民の声があるので、アルミ板に変えてほしいというものがありました。

次に、農業委員会所管分について申し上げます。

荒廃農地の利活用事業として、どのくらい改善されたのかとの質疑に対し、21年度から基金事業が展開され、毎年活動して、合計で11町歩の再生活動が行われている。29年度は100aを超える面積を再生しているとの答弁でした。

意見として。荒廃農地が45haある。若い人たちが新規就農するためにも、補助事業を見つけて、若者が指宿に定住できるような取組をやっていただきたいというものと、荒廃農地の

活用には、できるだけ簡素化できるような仕組みを検討・協議していただきたいというものがありませんでした。

なお、監査委員事務局所管分については、質疑・意見ともにありませんでした。

次は、議案第83号、平成29年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

eーウエルネスシステムについて何うとの質疑に対し、体力、運動教室で分かることは、最初の測定で実年齢より体力年齢が10歳ぐらい高いことが分かっており、そこから個人に合った運動プログラムによって運動を行うことで、年齢の若返りが図られているとの答弁でした。

出産育児一時金の不用額が計上されているが、不用額の主な理由は何かとの質疑に対し、当初予算では60名推計したが、実質は45名の新生児しかなく不用額が生じたとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第85号、平成29年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

生活支援体制整備事業で、コーディネーターが1名で協議体が16名になっているが、協議体の内容と、どのようなことをするのかとの質疑に対し、生活支援体制整備事業を進めるに当たり、協議体という委員会を16名で開いている。この委員の方々は、老人クラブ、民生委員、地域女性の連絡協議会の代表、商工会議所、郵便局、それから農協の職員が入っている。指宿地域の中で高齢者が介護保険サービスだけでなく、地域で高齢者が住む、生活をするためにいろいろなサービスが必要になるので、サービスの構築や、社会資源の把握をしているとの答弁でした。

介護保険料は年金から引き落としになっているのではないかと質疑に対し、介護保険料の納付は、年金が年額18万円以上ある方については、年金からの特別徴収で納付してもらっている。約9割の方が年金からの特別徴収になっているとの答弁でした。

意見として。高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持つということで、生活支援体制整備事業がある。困っている高齢者の声がしっかりと行政の方に届くようなシステムを作って、高齢者が指宿に住んでよかったと思えるようにしていただきたいというものがありませんでした。

次に、議案第86号、平成29年度指宿市温泉配給事業特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

不納欠損額もだが、収入未済額もあるので、温泉を止めることはできないのかとの質疑に対し、水道事業等は給水停止をして徴収を図るということをやっているが、温泉の場合は、止水栓を設けると、栓を開けるときに壊してしまうとか、いろいろ問題があるので、今のところは、止水栓を付けて止めるということまではやっていないとの答弁でした。

税務課では預貯金の調査をして回収を努力しているが、是非、一体となってやっていただきたい。そうしないと市民の平等性がなくなるので検討してほしい。取り組む考えはないかとの質疑に対し、税金等は、使用料と違い、法律で督促、差押え等できるが、温泉使用料についてそこまでできるのか、勉強して対応していきたいとの答弁でした。

毎年不納欠損が同じ人だったら、使用料は使った人が払うべきものなので、水道と税金の滞納者は一緒でないかというすり合わせはできないかとの質疑に対し、今後、すり合わせ等をやっていきたい。現在も税務の徴収の方々が温泉使用料も徴収してきたり、既に横の連携は取れているので、更に強く連携していきたいとの答弁でした。

意見として。滞納される方は、市民の平等性から、不公平がないよう回収に努めていただきたいというものがありました。

次に、議案第87号、平成29年度指宿市唐船狭そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

指宿においても相当な災害、台風等が来て、唐船狭そうめん流しにおいては大きな杉の木なんかもある関係で、倒木によって建物に被害を与えたとき、被害に遭った分は保険で全額補填されるという認識でよろしいかとの質疑に対し、唐船峡の周りには杉の木があり、この前の台風でもそうめん倉庫を一部破損している。それを執行した後、その執行額の半額を保険で補填されるとの答弁でした。

エレベーター棟のトイレに段差があって利活用しにくいと利用者から聞いていると思う。食事をして、また上の駐車場まで上がるのは大変である。民間側のトイレの改修と聞いていたが、どうなっていたかとの質疑に対し、今回は長寿庵側の方のトイレを女子専用、男子、障害者、多目的トイレという形で改修することで進めているが、エレベーター棟は耐震化がされているのか。来年度、エレベーター棟の在り方とトイレについては一緒にした方がいいか検討予定であり、もし、エレベーター棟が難しいのであれば、トイレの改修を先に進めるべきだと思っているとの答弁でした。

意見として。唐船狭にはたくさんのお客さんが来る。今年度、下の方のトイレはきれいにするが、上の方のトイレもきれいにしていきたいというものと、残飯の活用ということで、豚とか、牛とか、飼育されている方がいるので、堆肥化する方向でできないのかというものと、冬メニューの話も出ているので、鹿児島県の黒豚、黒牛、黒さつま鳥の黒シリーズを新しく企画を打ち出していきたいというものと、芋の紫麺とか、黄色の麺とか、緑の麺、その麺の変化を加えた企画もしていただきたいというものと、唐船狭は、夏場に頑張っている姿は見ているが、夏場に売り上げた分を冬で損失しているような気がする。今後、どうすべきか、十分検討していただきたいというものがありました。

次に、議案第88号、平成29年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

不納欠損額、また、収入未済額も相当あるようですが、これについて回収を随時されているのかとの質疑に対し、不納欠損額は、生活困窮者とか、事業失敗、また、疾病によりなかなか払う力がなかったということが理由等になっている。連絡を付けて現地に行って努力をしているとの答弁でした。

大牟礼排水区の雨水管線構築工事を行っているが、今回の渦口ポンプ場が整備されたことで、大牟礼地区の道路冠水はほぼなくなっているのかとの質疑に対し、大牟礼地区の雨水管線が完成すると、パイパス管の役割を果たすので、道路冠水は解消されると思っているとの答弁でした。

意見として。渦口ポンプ場が整備されたので、大牟礼地区、湯之里地区一帯が冠水しないように、しっかりと日常点検をしていただきたいというものがありました。

次に、議案第89号、平成29年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、申し上げます。

有収率が90%ないが、この要因はどういうことが考えられるのかとの質疑に対し、主な理由は、地表に出て来ない漏水や、どうしても管路の末端の部分で水が使われない部分が多々ある。特に鰻地区は、地温が高いということから、使わない水が温められるということで、常時水を捨てている状況である。そういった理由で90%に達していないとの答弁でした。

漏水探知機等も導入して有収率の向上を図ったということだが、現在も漏水の発見に努めているのかとの質疑に対し、29年度までは開闢地域を調査を行い、大幅に改善された。現在、85.04%の山川地区を重点にやろうということで、継続して漏水調査をしているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第84号、平成29年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑・意見ともありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（福永徳郎）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時31分

**○議長（福永徳郎）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

**○13番議員（前之園正和）** 委員長報告に対して、議案第82号及び84号に対して反対の討論を行います。

決算審査においては、単に予算どおりの執行かどうかということだけにとどまらず、市民本位の執行であるかどうかという視点が必要であります。つまり、予算と一体のものと考えます。地方自治法によれば、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、とあります。何よりも、まず、住民要求に応えることが必要であります。未来への投資として、サッカー場・多目的グラウンド整備が進められてきましたが、その内容と規模においては、市民の間でも大きな議論となってきました。当初の計画からすれば修正した部分はありますが、それでも指宿市の財政に見合ったものであるのか、市民が真に願うサッカー場と合致しているのかどうか、疑問を残したままであります。市民が願うのは、大きな立派なものというより、今あるものも生かし、市内各所から身近なところで便利に使えるサッカー場だったのではないのでしょうか。サッカー場は必要ではあっても、今までの手法を含めて、現計画に対して、もろ手を挙げて推進を願うとは言い難いものがあります。メディポリス指宿への奨励金は最後の年度となりましたが、10年間で約3億数千万円を提供してきました。これもなすべきことではなかったと考えます。かいもん山麓ふれあい公園内に、行政の責任ある立場の人が無許可でピザ窯を造った事案がありました。この件では、県の自然保護課より、自然公園法の遵守について市長宛に通知が出され、許可なくピザ窯を設置したことは遺憾であり、防げた行為との指摘も受けております。市は、県に始末書を提出しながらも、無許可の構築物を撤去するのではなく、何事もなかったかのように、逆に補強工事を行いました。このことは、当然ながら議会からも批判が起き、減額修正案が提出されるにいたりしました。

以上のようなことから、委員長報告に対し、議案第82号に反対いたします。

続いて84号であります。後期高齢者医療制度は、75歳という年齢を切って、国保や健保から追い出し、高齢者を別枠の医療保険に囲い込み、高い負担を押し付け、診療報酬も別立てにすることで、安上がりな差別医療を押し付けるものとして、発足当時から多くの反対がありました。これまで、指宿市議会において、我々共産党は、基本的に後期高齢者医療制度に反対し、制度の廃止を求めつつも、県を単位として広域連合で運営され、市としての関わりは全体的なものでないということから、保険料の値上げには市議会でも反対してきましたが、制度そのものに反対する立場はあえてとってきませんでした。私は、県内各市議会の方々の支持を得て、広域連合の議員であった時期があります。そのときには、広域高齢者医療制度の廃止を求める立場から、広域連合においては、関係する議案に反対をしてきました。改めて考えるときに、広域連合がある下で、各市議会には大枠が決まってくるとは言え、基本的な理念と信念に基づくならば、市議会においても、本来の立ち場に基づくべきと考えるに至りました。そのことから、今年度の後期高齢者医療特別会計予算には反対をした

ところであります。そのようなことから、29年度の予算には反対をしませんでしたが、決算の段階において、本来取るべき立場である反対とさせていただきます。以上です。

**○議長（福永徳郎）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第83号及び議案第85号から議案第88号までの5議案を一括して採決いたします。

5議案に対する委員長の報告は、認定であります。

5議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第83号及び議案第85号から議案第88号までの5議案は、認定することに決定いたしました。

次に、議案第89号のうち、決算の認定について、を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第89号のうち、決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、議案第89号のうち、剰余金処分について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第89号のうち、剰余金処分については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号、平成29年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（福永徳郎）** 起立多数であります。

よって、議案第82号は、認定することに決定いたしました。

次に、議案第84号、平成29年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（福永徳郎）** 起立多数であります。

よって、議案第84号は、認定することに決定いたしました。

### △ 議案第105号～議案第116号一括上程

**○議長（福永徳郎）** 次は、日程第11、議案第105号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて、から、日程第22、議案第116号、平成30年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について、までの12議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

**○市長（豊留悦男）** 第4回指宿市議会定例会に提出いたしました案件は、補正予算の専決処分の承認を求める案件2件、人事に関する案件1件、指定管理者の指定に関する案件1件、条例に関する案件3件、補正予算に関する案件5件の計12件であります。

まず、議案第105号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて、及び議案第106号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

議案第105号は、平成30年10月9日をもって、議案第106号は、平成30年11月7日をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第107号、教育委員会委員の任命について、であります。

本案は、教育委員会委員であります、西広美氏が平成31年2月22日をもって任期満了となることから、新たに福富早央里氏を委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。なお、同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。同氏は、大成小学校PTA副会長及び学校運営協議会委員としてPTA活動等に積極的に取り組むとともに、同氏が勤務する指宿高等学校では図書補助員として、読書センター、学習・情報センターとしての機能の充実を図

り、学校における朝読書を推進し、生徒の読書意欲を高めるなど、教育振興に大きく貢献されていることから、当該委員として適任者であると思っております。何とぞ、御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次は、議案第108号、観音崎公園の指定管理者の指定について、であります。

本案は、観音崎公園の指定管理者として有限会社ファインサプライを指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第109号、指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第110号、指宿市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、公共下水道事業について、経営の状況の明確化及び一層の健全化を図るため、地方公営企業法の全部適用を行いたいことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第111号、指宿市道路占用料徴収条例の一部改正について、であります。

本案は、鹿児島県道路占用料徴収条例に準じて道路占用料の額を改正するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第112号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、であります。

本案は、歳入歳出からそれぞれ5億1,531万5千円を減額し、予算の総額を256億604万2千円にしようとするものであります。

次は、議案第113号、平成30年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、歳入歳出からそれぞれ15万5千円を減額し、予算の総額を5,958万5千円にしようとするものであります。

次は、議案第114号、平成30年度指宿市唐船狭そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、歳入歳出からそれぞれ23万7千円を減額し、予算の総額を2億9,100万1千円にしようとするものであります。

次は、議案第115号、平成30年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ236万8千円を追加し、予算の総額を10億900万9千円にしようとするものであります。

次は、議案第116号、平成30年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、収益的支出から555万3千円を減額し、収益的支出額を6億9,164万9千円に、職員給与費に532万1千円を追加し、職員給与費額を1億441万9千円に使用とするものであります。

なお、各議案の詳細につきましては、関係部長等に説明させていただきますので、何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（有留茂人）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

議案第105号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

別冊の平成30年度指宿市一般会計補正予算（第7号）の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,633万円を追加し、歳入歳出予算の総額を260億9,585万7千円にしたものであります。第2条で地方債の補正を計上しておりますが、これは7ページの第2表地方債補正でお示しのとおり、地方債の額を変更したものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、15ページを御覧ください。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費1,222万1千円の補正につきましては、農道20か所、水路3か所、公園5か所、林道7か所、施設1か所の法面崩壊や水路閉塞、倒木等の災害が発生し、現計予算で不足することから、災害復旧費を増額したものであります。同じく、目2現年補助災害復旧費600万円の補正につきましては、林道1か所の法面崩壊の災害が発生したことから、災害復旧費を計上したものであります。同じく、項2土木施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費2,608万4千円の補正につきましては、市道30か所、里道1か所、水路1か所、河川1か所の路肩決壊や水路閉塞等の災害が発生したほか、公園、市営団地等が被害を受けたことから、災害復旧費を増額したものであります。同じく、目2現年補助災害復旧費5,630万1千円の補正につきましては、市道1か所の法面崩壊の災害が発生し、現計予算で不足することから、災害復旧費を増額したものであります。

16ページを御覧ください。同じく、項3その他公共施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費1,160万円の補正につきましては、ふれあいプラザなのはな館、山川老人福祉センター等の施設や、防犯灯、ロードミラー等が被害を受けたことから、災害復旧費を計上したもので

あります。同じく、項4教育施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費2,412万4千円の補正につきましては、小・中学校、時遊館COCOはしむれ、指宿図書館、校区公民館等が被害を受け、現計予算で不足することから、災害復旧費を増額したものであります。

なお、今回の災害箇所及びその状況については、台風24号被害に対する災害復旧費に関する参考資料を配布させていただいておりますので、詳しい説明については割愛させていただきます。

次に、歳入について御説明いたしますので、14ページを御覧ください。

款14国庫支出金3,720万円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの現年補助災害復旧に係る国庫負担金であります。

款18繰入金8,183万円の補正につきましては、今回補正の財源調整として、財政調整基金からの繰入金であります。

款21市債1,730万円の補正につきましては、土木施設の災害復旧費に係る災害復旧債であります。

次は、提出議案の3ページを御覧ください。

議案第106号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

別冊の平成30年度指宿市一般会計補正予算（第8号）の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,550万円を追加し、歳入歳出予算の総額を261億2,135万7千円にしたものであります。第2条で地方債の補正を計上しておりますが、これは7ページの第2表地方債補正でお示しのとおり、地方債の額を変更したものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、15ページを御覧ください。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節13委託料1,800万円の補正につきましては、小学校9校の空調機器設置に伴う設計業務委託料を増額したものであります。同じく、項3中学校費、目1学校管理費、節13委託料600万円の補正につきましては、中学校3校の空調機器設置に伴う設計業務委託料を増額したものであります。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目2現年補助災害復旧費、節15工事請負費150万円の補正につきましては、台風24号により発生した林道1か所の法面崩壊について、災害査定により工法等が変更になったことから、不足する工事請負費を増額したものであります。

なお、今回の専決処分については、台風24号被害に対する災害復旧費の追加及び小・中学校空調機器設置に伴う設計業務委託に関する参考資料を配布させていただいておりますので、詳しい説明については割愛させていただきます。

次に、歳入について御説明いたしますので、14ページを御覧ください。

款14国庫支出金105万円の補正につきましては、農林水産施設の現年補助災害復旧費に係る国庫負担金であります。

款18繰入金45万円の補正につきましては、今回補正の財源調整として、財政調整基金からの繰入金であります。

款21市債2,400万円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの市債であります。

次は、提出議案の7ページを御覧ください。

議案第109号、指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことから、この条例の所要の改正をしようとするものあります。

改正の内容について、御説明申し上げますので、8ページを御覧ください。

進学準備給付金の支給に関する事務が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する法定利用事務等の対象となったことから、別表第2中、就労自立給付金の次に、若しくは進学準備給付金を加え、本条例に規定する特定個人情報に、進学準備給付金の支給に関する情報を加えようとするものであります。

なお、附則において、この条例は、公布の日から施行することとしております。

次は、提出議案の20ページを御覧ください。

議案第112号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、であります。

別冊の平成30年度指宿市各会計補正予算書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5億1,531万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を256億604万2千円にしようとするものであります。第2条で債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、8ページの第2表債務負担行為補正でお示しの事業について、債務負担行為の限度額を設定するものであります。第3条で地方債の補正を計上しておりますが、これは8ページの第3表地方債補正でお示しのとおり、起債額の変更をするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から主なものについて、御説明をさせていただきますが、今回の補正予算の各目に、人件費を計上しております。これにつきましては、10月1日の人事異動等による予算の整備に伴う人件費の増減であります。

なお、各目の人件費につきましては、29ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

なお、今回の補正予算の概要につきましては、別冊の提出議案の概要12ページから13ペー

ジにも記載しておりますので、併せて御覧ください。

それでは、説明の都合上、歳出の方から主なものについて、御説明をさせていただきますので、16ページを御覧ください。

款2総務費，項1総務管理費，目7企画費，節8報償費から節12役務費及び節14使用料及び賃借料の合計70万8千円の補正につきましては、平成31年度に採用する地域おこし協力隊の募集に係る経費を増額するものであります。同じく、節13委託料及び節15工事請負費の合計3億9,130万5千円の補正につきましては、平成30年度地熱資源量の把握のための調査事業費助成金交付申請が不採択になったことから、減額するものであります。

17ページを御覧ください。同じく、目13諸費，節23償還金・利子及び割引料276万8千円の補正につきましては、法人市民税の予定申告に対する確定申告の減少に伴い発生する還付金210万円と、児童手当交付金確定に伴い実績との差額を返納するための返納金66万8千円を増額するものであります。

19ページを御覧ください。款3民生費，項1社会福祉費，目2障害者福祉費，節20扶助費7,184万4千円の補正につきましては、障害者支援施設の増及び利用者の増に伴う扶助費を増額するものであります。同じく、項2児童福祉費，目2児童措置費，節13委託料251万4千円の補正につきましては、子ども・子育て支援交付金要綱改正に伴う基本単価の増に係る委託料を増額するものであります。

20ページを御覧ください。同じく、目3母子等福祉費，節20扶助費396万8千円の補正につきましては、ひとり親家庭医療費助成事業において、受診件数の増に伴い、扶助費を増額するものであります。

款4衛生費，項1保健衛生費，目1保健衛生総務費，次のページの節13委託料621万円の補正につきましては、指宿保健センターのカーペット取替等に伴う委託料を増額するものであります。同じく、目5子ども医療費助成費，節13委託料19万5千円の補正につきましては、医療費支給決定通知書の様式変更に伴うシステム改修委託料を増額するものであります。

款5農林水産業費，項1農業費，目3農業振興費，節9旅費から、次のページの節14使用料及び賃借料につきましては、豆類販路拡大のため、首都圏でのレストランフェア開催費用に係る予算の組替えをするものであります。目5畜産業費，節19負担金補助及び交付金2億3,209万6千円の補正につきましては、畜産クラスター事業の取組主体の事業取下げに伴い補助金を減額するものであります。

23ページを御覧ください。同じく、項3水産業費，目2水産業振興費，節8報償費510万円の補正につきましては、海外まき網船の入港隻数増に伴い、水揚奨励金等の報償費を増額するものであります。

24ページを御覧ください。款6商工費，項1商工費，目4温泉施設費，節11需用費442万8千円の補正につきましては、たまたま箱温泉の空調機不具合により、修繕料を増額するものであ

ります。同じく、節22補償・補填及び賠償金27万4千円の補正につきましては、元湯温泉内部改修工事に伴い、休業補償に係る補償金を増額するものであります。

25ページを御覧ください。款7土木費、項5都市計画費、目1都市計画総務費、節28繰出金173万2千円の補正につきましては、公共下水道事業特別会計の補正に伴い、一般会計からの繰出金を減額するものであります。同じく、項6住宅費、目1住宅管理費、節13委託料50万円の補正につきましては、市営住宅の修繕及び樹木伐採に係る委託料を増額するものであります。

款8消防費、項1消防費、目3消防施設費、節17公有財産購入費2,300万円の補正につきましては、国道226号北十町地区歩道整備事業に伴い、柳田分団消防車庫を新設する必要があることから、建設用地の土地購入費を計上するものであります。

26ページを御覧ください。款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節11需用費及び節13委託料の合計213万円の補正につきましては、学校施設の修繕及び樹木伐採等に係る修繕料等を増額するものであります。同じく、項3中学校費、目3学校教育振興費、節11需用費71万5千円の補正につきましては、教科となる道徳の教科書及び指導書の購入に係る消耗品費を増額するものであります。

28ページを御覧ください。項7保健体育費、目3学校給食センター費、節11需用費129万2千円の補正につきましては、学校給食センターにおける灯油単価の増に伴う燃料費及び電気使用料等の増加に伴う光熱水費を増額するものであります。

次は、歳入について御説明いたしますので、14ページを御覧ください。

款14国庫支出金の合計3,676万円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に係る負担金及び補助金であります。

款15県支出金の合計2億1,131万3千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に係る負担金及び補助金等であります。

款18繰入金2,754万3千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しのとおり、財政調整基金からの繰入金であります。

款20諸収入3億9,130万5千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に係る助成金等であります。

款21市債2,300万円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの市債であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○産業振興部長（川路潔）** それでは、命によりまして、産業振興部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の6ページを御覧ください。

議案第108号、観音崎公園の指定管理者の指定について、であります。

本案は、観音崎公園の指定管理者として有限会社ファインサプライを指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者候補者の選定につきましては、平成31年10月から平成33年3月までの1年6か月間の指定管理者として、現在、管理・運営している株式会社サニーケーブルの運営会社である同社を、指定管理者候補者選定委員会の審査を経て、非公募により、選定したものであります。選定の理由につきましては、第一に、これまで培った経営基盤を基に、当該施設の効用を最大限に発揮させ、その管理の業務に係る経費の縮減が図られるよう計画されていること。第二に、出荷者等との連携強化、イベント等の充実など、来場者や利用者の利便性の向上、また、適切な環境整備等が期待できる事業計画となっていることから、観音崎公園の指定管理者候補者として適任であると判断し、選定したところであります。

次に、提出議案の21ページを御覧ください。

議案第113号、平成30年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の平成30年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の33ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ15万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を5,958万5千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明させていただきますので、42ページを御覧ください。

款1温泉配給所費、項1温泉配給所費、目1総務管理費、節2給料12万6千円の補正につきましては、職員の育児休業取得に伴い減額するものであります。節4共済費2万9千円の補正につきましては、9月1日以降の標準報酬月額の変更に伴い減額するものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、41ページを御覧ください。

款3繰入金15万5千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しのとおり、財政調整基金からの繰入金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○建設部長（黒木六海）** それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の14ページを御覧ください。

議案第111号、指宿市道路占用料徴収条例の一部改正について、であります。

本案は、鹿児島県道路占用料徴収条例に準じて道路占用料の額を改正するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。国の道路占用料の改正に伴い、鹿児島県が平成30年4月に道路占用料の改正を行ったことから、本市におきましても、道路占用料の均衡を図る

ため、鹿児島県の改正に準じて道路占用料の改正を行うものであります。

15ページを御覧ください。改正の内容につきましては、指宿市道路占用料徴収条例第2条第1項の占用料の額である別表をお示しのとおり改めるものであります。

なお、施行期日は平成31年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の23ページを御覧ください。

議案第115号、平成30年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の平成30年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の63ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ236万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億900万9千円にしようとするものであります。第2条で、債務負担行為を補正するものであります。内容につきましては、67ページの第2表債務負担行為補正でお示しのとおり、産業廃棄物運搬処分事業について、債務負担行為を追加するものであります。産業廃棄物運搬処分事業につきましては、下水汚泥の運搬処分についてであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明をいたしますので、74ページを御覧ください。

今回の補正予算の各目に、人件費を計上いたしております。これにつきましては、10月1日の人事異動に伴う補正であります。

なお、各目の人件費につきましては、76ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛をさせていただきます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節11需用費11万4千円の補正につきましては、下水道受益者負担金の三葉領収書及び納付書に係る印刷製本費を増額するものであります。節13委託料260万円の補正につきましては、公共下水道事業の地方公営企業会計の移行に伴う水道課の移転に係る電気配線等の改修業務委託費を増額するものであります。

款2事業費、項1事業費、目2下水道整備単独事業費の補正につきましては、今回の補正に伴い、財源の組替えを行うものであります。

款3公債費、項1公債費、目1元金の補正につきましては、今回の補正に伴い、財源の組替えを行うものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、73ページを御覧ください。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1事業費負担金280万円の補正につきましては、受益者負担金の一括納付が多かったことから、現年度事業費負担金を増額するものであります。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金173万2千円の補正につきましては、今回の補正予算の財源であります一般会計繰入金を減額するものであります。

款6諸収入、項2雑入、目1雑入130万円の補正につきましては、公共下水道事業の地方公営企業会計の移行に伴う水道課の移転に係る電気配線等の改修業務委託費に係る水道事業の負担金

であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○開聞支所長（川畑徳廣）** それでは、命によりまして、開聞支所所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の22ページを御覧ください。

議案第114号、平成30年度指宿市唐船狭そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の平成30年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の47ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ23万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億9,100万1千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明をさせていただきますので、56ページを御覧ください。

今回の補正予算に人件費を計上しております。これにつきましては、10月1日の人事異動に伴う補正であります。なお、人件費につきましては、57ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。

款1経営費、項1管理費、目1総務管理費、節25積立金400万6千円の補正は、唐船狭そうめん流し整備等基金に積み立てするものであります。同じく、項2事業費、目1一般事業費、節11需用費53万円の補正のうち、燃料費32万円は、灯油の単価の高騰分、光熱水費21万円は、電気料の基本料金等の変更に伴い不足が見込まれることから、増額するものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、55ページを御覧ください。

款4繰入金23万7千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しのとおり、基金からの繰入金を減額するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○水道事業部長（井手久成）** それでは、命によりまして、水道事業部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の9ページを御覧ください。

議案第110号、指宿市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、公共下水道事業について、経営状況の明確化及びより一層の健全化を図るため、地方公営企業法の全部適用を行いたいことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の理由といたしましては、人口3万人以上の地方公共団体で下水道事業等を実施して

いる団体は、平成32年4月までに公営企業会計に移行するよう、平成27年1月に総務省から通知が出されたことから、本市において事業を実施している公共下水道事業について、地方公営企業法の全部適用を行うものであります。

それでは、主な改正内容について御説明申し上げますので、10ページを御覧ください。

まず、条例の題名につきましては、公共下水道事業について地方公営企業法の適用を受けようとするので、複数の企業が存在することになりますので、企業の総称を指宿市公営企業とし、指宿市水道事業の設置等に関する条例の規定に公共下水道事業の設置等に関する内容を加えて、指宿市公営企業の設置等に関する条例に改正しようとするものであります。

次に、第1条第2項は、公共下水道事業の設置等に関する規定を新たに加え、第1条の2に、公共下水道事業法の規程の全部を平成31年4月1日から適用させようとするものであります。

次に、第2条第1項は、水道事業を水道事業及び公共下水道事業、以下公営企業という、に改め、第3項には、公共下水道事業の経営規模に関する規定を新たに加えようとするものであります。

次に、第3条第1項及び第2項は、字句の整理、並びに水道事業を公営企業に改正しようとするものであります。

11ページを御覧ください。第4条から第7条までの改正につきましては、水道事業を公営企業に改正しようとするものであります。

次に、附則に別表を加える改正につきましては、施設の名称等を定めようとするものであります。

なお、附則第1項は、この条例を平成31年4月1日から施行することとしております。

また、附則第2項から13ページまでの附則第10項は、本則の一部改正等に伴い、関連する条例の条文中、組織の名称、地方公営企業法の規定による市長の定義及び用語などの整理のための一部改正などを行おうとするものであります。

次は、提出議案の24ページを御覧ください。

議案第116号、平成30年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の平成30年度指宿市水道事業会計補正予算書の1ページを御覧ください。

補正の内容は、第2条におきまして、当初予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出に係る第1款水道事業費用の第1項営業費用を555万3千円減額し、水道事業費用を6億9,164万9千円に、営業費用を6億4,680万1千円にしようとするものであります。

内訳につきましては、10月1日に行いました定期人事異動に伴う人件費の増額と、下水道法的化に伴う事務所移転に係る費用等の総額及び鰻池異臭問題に係る費用の減額であります。

第3条におきまして、当初予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費である職員給与費に532万1千円を追加し、1億441万9千円にしようとするものであります。

なお、2ページ以降に補正予算内訳書及び給与費明細書を添付してありますので、御参照いただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 0時29分 |
| 再開 | 午後 | 0時29分 |

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**△ 議案第105号及び議案第106号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）**

○議長（福永徳郎） これより、質疑に入ります。

まず、議案第105号及び議案第106号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありますので、質疑を集結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第105号及び議案第106号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第105号及び議案第106号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありますので、討論を終結いたします。

これより、議案第105号及び議案第106号を一括して採決いたします。

2議案は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第105号及び議案第106号は、承認することに決定いたしました。

**△ 議案第107号（質疑，委員会付託省略，表決）**

○議長（福永徳郎） 次に，議案第107号について，質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので，質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第107号は，会議規則第37条第3項の規定により，委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって，議案第107号は，委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより，議案第107号を採決いたします。

本案は，同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって，議案第107号は，同意することに決定いたしました。

**△ 議案第108号～議案第116号（質疑，委員会付託）**

○議長（福永徳郎） 次に，議案第108号から議案第116号までの9議案について質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので，質疑を集結いたします。

ただいま議題となっております議案第112号を除く8議案については，お手元に配布いたしております議案付託表のとおり，それぞれの所管の常任委員会に付託し，議案第112号については，各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。

いずれも休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

**△ 新たに受理した陳情上程（委員会付託）**

○議長（福永徳郎） 次は，日程第23，新たに受理した陳情を議題といたします。

新たに受理した陳情1件については，お手元に配布の陳情文書表のとおり，文教厚生委員会に付託いたします。

休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

### △ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果

○議長（福永徳郎） 次は、日程第24、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果を報告いたします。

平成30年10月1日付けで鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙選挙長から、平成30年7月5日に告示の同広域連合議会議員選挙の当選人の決定について報告がありましたので、お知らせします。

投票総数406票、投票のうち有効投票401票、無効投票5票、有効投票のうち、山口たけし議員170票、森川和美議員156票、井上勝博議員75票、以上のとおりであります。

なお、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の当選人の決定につきましては、お手元に配布の鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙当選人名簿のとおりでありますので、御了承願います。

### △ 散 会

○議長（福永徳郎） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 0時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 福 永 徳 郎

議 員 前 原 五 男

議 員 山 本 敏 勝

# 第 4 回 定 例 会

平成 30 年 12 月 13 日

(第 2 日)

第4回指宿市議会定例会会議録

平成30年12月13日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 一般質問
-

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
-

1. 出席議員

1番議員	坂元茂教	2番議員	東勝義
3番議員	西田義哲	4番議員	新宮領實
5番議員	前原五男	6番議員	山本敏勝
7番議員	齋藤佳代	8番議員	恒吉太吾
9番議員	東伸行	10番議員	井元伸明
11番議員	西森三義	12番議員	吉村重則
13番議員	前之園正和	14番議員	松下喜久雄
15番議員	高橋三樹	16番議員	高田チヨ子
17番議員	木原繁昭	18番議員	下川床泉
19番議員	新川床金春	21番議員	福永徳郎

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	豊留悦男	副市長	佐藤寛
教育長	西森廣幸	総務部長	有留茂人
市民生活部長	上田薫	健康福祉部長	山口保
産業振興部長	川路潔	農政部長	松澤敏秀
建設部長	黒木六海	教育部長	下吉一宏

水道事業部長	井 手 久 成	山川支所長	中 村 俊 治
開聞支所長	川 畑 徳 廣	総務部参与	中 村 孝
市長公室長	山 下 浩 二	総務課長	鶴 窪 誠 作
健康・協働のまちづくり課長	谷 口 澄 子	財政課長	坂 元 一 博
環境政策課長	前 田 安 隆	地域福祉課長	出 島 雅 彦
健康増進課長	西 浩 孝	観光課長	山 元 成 之
国体・スポーツコンベンション推進課長	大 迫 格 史	建設監理課長	大久保 覚
学校整備室長	中 島 裕 一	スポーツ振興課長	今 村 将 吾
水道課長	黒 岩 道 広		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	岩 下 勝 美	次長兼議事係長	鮎 川 富 男
主幹兼調査管理係長	木 下 英 城	議事係主査	上 玉 利 享

△ 開 議

午前10時00分

○議長（福永徳郎） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（福永徳郎） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、齋藤佳代議員及び恒吉太吾議員を指名いたします。

△ 一般質問

○議長（福永徳郎） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

まず、前之園正和議員。

○13番議員（前之園正和） おはようございます。私は、日本共産党の議員の1人として、平和と民主主義を愛し、市民の命と暮らしを守る立場から、通告に基づき一般質問を行います。

まず、高すぎる国保税問題についてであります。国民健康保険税、あるいは保険料は、全国どこでも高すぎるとして住民が悲鳴をあげています。全国レベルで見ると、滞納世帯は289万、全加入世帯の15%を超えています。無保険になったり、正規の保険証を取り上げられるなど、生活の困窮で医療機関の受診が遅れ死亡した事例が、全日本民医連調査によれば、昨年1年間で63人にのぼるという深刻な事態も起きております。高すぎる国保税、国保税は、住民の暮らしを苦しめているだけではなく、国民健康保険制度の根幹を揺るがしています。全国市長会などの地方団体も、国保の構造問題として、国に対して抜本的な財政基盤の強化が必要だとしています。国民健康保険法では、国保は社会保障としています。ですから、国が責任を負い、財政的にも責任を持つのが本来の姿であります。そこで、地方団体としてどのようなことを国に要請しているか、また、国の果たすべき役割についてどのように考えているのか伺います。さらに、地方自治体として、各市町村は住民に対する独自の努力、住民の暮らしを守る施策を持たなければなりません。地方自治体としての役割をどのように考えているのかも併せて伺います。

次に、地熱に関するJOGMECからの不採択通知に関してであります。地熱発電及びそれに関連する事業計画は当初、平成27年4月から取組を始めています。市の計画に対して、近隣住民や観光業者などから多くの反対の声や不安の声が寄せられました。市議会の中も、推進の立場の人と、反対や懸念の立場を取る人が拮抗して、関係する議案がときとして可決のときもあれば、否決や修正のときもあるなどしてきました。そして、寄せられる心配や不

安を背景に、平成28年10月に事業計画を凍結するに至りました。ところが、市長選挙で再選されるや否や凍結を改め、再始動をさせました。選挙で事業計画に信任を得たというのが示された主な根拠であります。しかし、地熱発電に関して、文書としての選挙公約にも選挙公報にも記載がないというのが事実であります。後援会討議資料に記載してあったとしても、有権者に広く提示したことにはなりません。また、市民の意識について市が根拠として出したアンケート結果でも、地熱発電推進は38.4%しかないのに、66.5%と都合よく解釈をしたものであります。また、広く市民の意識を把握するものとなっていませんでした。これについては、後日、推進38.4%だったとして書類を差し替えざるを得ない状況になったところでもあります。即ち、事業計画が市民の理解を得たというのも、選挙で信任を得たというのも、眉唾物でしかありません。ですから、JOGMECが助成金交付事業としての申請に対して不採択にしたのではないのでしょうか。そこで伺いますが、JOGMECからの通知はいつ来て、内容はどのようなものだったのか。不採択の理由は何だったのか、伺います。併せて、今年度はしないということではなく、地熱発電計画そのものを断念すべきだと思いますが、市長の考えを伺います。

次に、性的マイノリティ、LGBT等の問題について伺います。性的マイノリティの問題については、昨年の6月議会において初めて一般質問を行い、その後、何回か提起を含めて質問させていただいてきました。全体としては、所管の部署を中心に、人権問題の一つとして正面から受け止めていただき、今日に至っています。12月の広報いぶすきでは、表紙を含めて7ページにわたるLGBT特集を組んでいただいております。どういう立場や分野の問題であれ、マイノリティの人たちが肩身の狭い思いで生活せざるを得なかったり、あるいは、差別や偏見のためにありのままの自分を肯定できなかつたりすれば、それは健全な社会とは言えません。逆に、マイノリティと言われる人たちが暮らしやすいほど、その社会の全ての構成員にとっても暮らしやすい社会であると言えます。これまでの市としての取組に敬意を払いながらも、さらに前進、充実させる立場から今回も質問をさせていただきます。まず第1に、これまで市として取り組んできたことはどのようなものか。第2に、これからの取組についてはどのような計画、あるいは考え方を持っているのか伺います。また、性的マイノリティ問題を考えるときに、当事者に寄り添うことが基本中の基本であります。当事者が何に苦しみ何を望んでいるのか把握することも必要です。そのための対策を考えることも必要です。もちろん、行政だけに求められる課題ではありませんが、行政が人権の問題としてリードしていくことは必要なことであります。そのためには、当事者団体との関わりや同じ行政として県や国との関わり、医師会など医療団体との関わり、法的対処も含めての相談窓口としては法律家、あるいは、場合によってはソーシャルワーカー、教育者やその他団体など、各団体との連携協力も必要になるケースもあろうかと思えます。既に医師会などに対して現状把握のためのアンケート調査等しているようですが、それも含めて、他団体との

連携について、現状と計画はどのようになっているか伺って、1回目といたします。

○市長（豊留悦男） 国民健康保険制度のことについての御質問でございます。全国市長会など地方6団体においては、国民健康保険制度及び高齢者医療制度の健全かつ円滑な運営に向けて、財政支援拡充を着実に実施するよう要望をしているところでございます。要望の主なものとしたしましては、一つ目に、将来の医療費の増加を見据え、平成31年度以降も低所得者対策の強化として1,700億円の財政支援拡充を着実に実施するとともに、国保制度の構造的な問題解消に向け、更なる国庫負担の引き上げ等により、財政基盤をより一層強化すること。二つ目には、介護納付金、後期高齢者支援金等に伴う、国保財政の負担増に対し、必要な財源措置を講ずることなど、国保税の健全かつ円滑な運営の構築に向けた様々な要望をいたしているところでございます。

次に、地熱についてでございます。これまでも議会で質問をいただきました。この事業は、唐突に皆様方にお示しした事業ではございません。多くの方々の意見をいただきながら、都市計画マスタープランや第2次指宿市総合振興計画、指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略などに掲げ、多くの時間をかけ、練り上げたものでもございます。したがって、市民の思いが込められたこの事業を断念するという事は考えてはおりません。

以下、いただきました質問については、担当部長等が答弁をいたします。

○副市長（佐藤寛） 地熱に関するJOGMECからの不採択通知に関して、その理由は何かという質問についてでございます。平成30年10月22日付けで独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、通称、JOGMECを言います、そこから平成30年度地熱資源量の把握のための調査事業費助成金交付申請の不採択についての通知がありました。その中で、不採択の理由が次のとおりに記載されております。JOGMECにおいては、国のエネルギー政策との整合性の観点から、厳正な審査を実施し、採択の可否を決定しているところ。前記事業を取り巻く、この前記と申しますのは、指宿ヘルシーランド周辺地域地熱資源量の把握のための調査事業のことを指します、この事業を取り巻く最近の地域環境は、国のエネルギー政策から導かれる、地域と共生した開発及び中長期視点を踏まえた持続可能な開発と整合性が確保されていると認めがたいためとなっているところでございます。

○健康福祉部長（山口保） 国の果たすべき役割をどのように考えているかとの御質問でございます。社会保障制度において、国民健康保険制度は社会保険に該当し、国民健康保険法第1条において、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とすると。また、第4条において、国は国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう必要な各般の措置を講ずるとともに、第1条に規定する目的の達成に資するため、保健、医療及び福祉に関する施策、その他の関連施策を積極的に推進するものと規定しております。このことから、国民健康保険の運営が健全かつ円滑に行われるよう、財政基盤の強化のために必要な財政支援措置を講ずることが、国の役割であると考えているとこ

るでございます。

次に、地方自治体としての役割をどのように考えているかとの御質問でございます。平成30年度以降、県は財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担う一方、市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなります。県は、県と各市町村が一体となり、事業の広域化や効率化を推進できるよう、県内の統一的な運営方針として、鹿児島県国民健康保険運営方針を作成し、計画期間内に目指す基本的な方向性・方針について定めております。本市としましても、この運営方針に沿った施策を展開するに当たり、国保財政基盤の強化を図り、被保険者の極度な経済的負担増とならないよう、更なる財政拡充措置を講じることを国に要望するとともに、保険者として、国民健康保険財政の健全化に向け、被保険者の健康づくりをより一層推進し、医療費適正化に努めるとともに、国民健康保険税収納率の向上に努めていくことが、本市の役割であると考えているところでございます。

○総務部参与（中村孝） それでは、性的マイノリティの問題について。まず、市として取り組んできたことはどのようなことかについてでございますが、性的マイノリティのこれまでの取組としましては、当事者の方を招いた職員研修会や地域人権フェスティバル、人権教育講演会を開催いたしました。また、LGBTに関する支援団体と共催した事業の実施や生涯学習フェスティバルで啓発用展示ブースを設置したところです。このように、広く多くの方々に、性的少数者等の人権問題についての周知と啓発を図ってまいりました。本年4月からは、性別表記の省略に伴う様式変更や、多目的トイレ表示の是正にも取り組んだところでございます。また、今月号の広報紙では、人権週間に合わせ、性的少数者に関する特集記事を掲載し、正しい知識と理解を深めるための広報も行ったところでございます。さらには、当事者との交流の中で、医療機関を受診する際、記入する問診票で迷うことがあるということを受け、現状を把握するために、市内の医療機関に協力をいただき、アンケートを実施したところであります。学校においては、人権教育の全体計画、年間計画を作成し、それぞれの学年の発達段階に応じた人権教育を実施しており、職員については、管理職研修会や教職員研修などを実施し、相談・支援体制の充実にも努めているところでございます。

次に、これからの取組についての計画はどうなっているかでございますが、今後の取組については、多様な性を認め合う社会、また、人権が守られる社会を目指し、引き続き、研修会や講座による啓発活動を実施するとともに、人権擁護委員による人権相談窓口を定期的に開設し、人権に関する幅広い相談に対応できる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。また、あらゆる人権に関する専門機関の相談窓口を一覧で確認できるリーフレットの作成も検討しており、誰もが安心して相談できる窓口の周知を図っていきたいと考えております。

次に、他団体との連携について、現状と計画についてでございますが、他団体との連携については、これまで、指宿市内の支援団体や鹿児島地方法務局などと連携して、研修会や講演会の開催をしているほか、知覧人権擁護委員協議会と連携し、相談窓口の開設を行っているところでございます。また、他市町村とは、人権擁護事務担当者会議や男女共同参画基礎講座などを通じ、情報共有を図っているところでございます。今後も引き続き多様性を認め合う誰もが生きやすい社会を目指すため、関係団体と連携し、情報共有や啓発活動を推進してまいりたいと考えております。

○13番議員（前之園正和） まず、国保のことについてですが、国保は全国で見ると保険料方式と税方式がある中で、今回の質問に関しては、国の姿勢も含めて何う関係で国保税、国保料の言葉を混在して使うかもしれませんが、あらかじめ御了解いただきたいと思っております。そこで、国保をどのように見ているかということについて、国保は社会保障であるということについて認識を何うつもりでございましたが、これについては答弁の中で、国保は社会保障であるというふうに立場を述べられました。そこでですね、この国保を他の保険と比べて加入者の所得は低いのに、保険税、保険料が一番高いというふうに思うんですが、そのことについてはそのような認識でよろしいでしょうか。

○市民生活部長（上田薫） 前回の議会の中で市町村国保、平成26年度のことですけれども、市町村国保、それと健保、組合健保、共済組合、そういうところからすると、率的には高いということで認識しているところでございます。

○13番議員（前之園正和） 政府の試算でも、国保加入者の平均保険料、1人当たりで見ますと、政府の試算でも、協会健保の1.3倍、組合健保の1.7倍というふうになっているようですので、ほかの保険と比べても、加入者は所得が少ないのに保険税、保険料が一番高いというのは事実であります。国保が他の医療保険制度に比べて著しく不公平で、庶民に大変重い負担を強いる制度になっている下で、住民の暮らしと健康を守り、国保制度の持続可能性にとっても、社会の公平・公正を確保する上でも、重要な政治課題だと思っておりますが、国への地方自治体として要請もやっているとということでしたが、そこが正に重要な政治課題であるというふうに思うんですけれども、そのことについてもよろしいでしょうか。

○市長（豊留悦男） 国民皆保険制度、みんなが保険に入って、安心して医療を受けられるという制度だろうと思っておりますけれども、その基礎となる国民健康保険制度、議員の御指摘のように、財政基盤を含めて極めて脆弱であると思っております。御案内のように、平成30年度から財政運営の責任主体を都道府県とする改革を行い、財政措置として、公費拡充及び時限的な保険税の激変緩和が図られるように、先ほど申し上げましたように、政府に働き掛けているところでございます。その働き掛けについては、それぞれの団体が行っておりますけれども、この保険税についても検討がなされると思っております。

○13番議員（前之園正和） 国保の構造的な問題を解決するために、全国市長会も含めて、地

方団体が政府に財源の定率，国庫負担の増額を要望し続けているわけですが，そのこと自体が地方自治体もここにこそ一番大きなネックがあるということを認識している証だというふうに思うんです。元々，現行の国保制度がスタートした当初，政府は，国保には低所得者が多く事業主負担もないことなどから，相当額を国庫が負担する必要があるとして，その仕組みを作ったわけでありましたが，1984年以来，国庫負担を削減し続けてきております。国保加入者の貧困化，高齢化，重症化などが進む中で，国保料，国保税の高騰が止まらなくなってきました。国保の構造的危機を打開するためには，国庫負担を増やす以外に根本的な道はないと考えるわけですが，そのことを確認したいと思いますが，同じようなことでよろしいでしょうか。

○市長（豊留悦男） 全国市長会，九州市長会，そして鹿児島県市長会としましても，低所得者や高齢者などの国保税，いわゆる保険料の軽減，それを拡充してほしいという要望はここ数年やっております。そして，それに対する十分な財源措置を行ってほしい，とりわけ生活保護水準の世帯については，国保税，保険料の応益負担を考えていただきたい。つまり，幾つかの項目もありますけれども，国保税のこの高い税率について考えていただきたいというのは，鹿児島県の市長会を含めて全国市長会，これに向けて要望をここ数年やっているところでございます。

○13番議員（前之園正和） 国庫負担の増など，政府への要望と実現が根本の問題であったとしても，地域住民の暮らしを守るべき自治体として，自治体独自に被保険者，加入者に対してどのように臨むかは個別の問題であります。そこで伺いますが，現在，県が一つとなって運営をする状況，直接加入者との間では，市町村がそれぞれつながるわけですが，現状は，所得が生活保護基準を下回る人であっても，保護を受けてなければ重い国保税がかけられ，所得が生活保護基準をぎりぎり上回る境界層は，保険税を払うことによって生活保護基準を下回るケースもあります。そのような状況があることについて，どのように感じているか伺います。

○健康福祉部長（山口保） 生活保護制度につきましては基準が設けられておりまして，生活保護基準以下の市民の方でも生活保護に加入されてない方々もいらっしゃると思います。そういった中で，国保制度の中で，そういった低所得者の方も国民健康保険に入っている方は承知しているところでございます。

○13番議員（前之園正和） 要は，生活保護基準があっても，基準は満たしていても，いろいろなことから保護を受けてない人もいます。それから，生活保護基準から比べれば若干所得は上回るけれども，国保税を払うと生活保護基準以下の生活になってしまうと，そういう人たちがいるっていうのは事実であります。

それから，滞納者から保険証を取り上げ資格証発行についても厳しい状況です。冒頭に言いましたように，まず払えないくらいに重い負担になっているというのが一番の問題であ

り、この現状を抜きにして払え払えと、そして、払わなければ保険証を取り上げる、ということでは済まないのではないかと。少なくとも、納税相談に応じて誠意をそれなりに示してですね、事情が分かれば、少なくとも短期保険証だけは発行すべきだというふうに思うんです。以前はこのような方針だったと思うんですが、最近、若干崩れているんじゃないかと思うんですけど、どのようになっていますか。

○市民生活部長（上田薫） 先ほど、生活保護とのすれすれの話も出ましたけれども、収入が少なくて厳しい状況の方々に対しては短期保険証、又は被保険者資格証を交付しているところがございます。そういうの方々については、納付相談等の機会を増やして納付状況を、分納等も含めてですね、相談に応じて、できるだけ納めていただくように努力しているところで、前と今と若干違うということで話がありましたけれども、それについては、相談は順次受け付けているところがございます。

○13番議員（前之園正和） ですから、滞納が仮にあってもですね、行政としては、その人の生活状況がどうなっているのかと、そこに寄り添って考える必要があるのではないかと。納付相談には応じているということでしたが、それは当然のことであり、その中でもですね、その人の生活状況等をよく聞いて、そこに寄り添って対応するということが必要なのではないかと。思うわけでありまして。

それから、市が行っている法定外繰入、これは少しでも被保険者の負担を軽くしようということをやっているわけですが、これは可能な範囲で維持をし、あるいは額を増やし、国保税引き下げのための努力をすべきだと思います。最低でも国保税は据え置き、最大限の努力をして、国保税の引下げをすべきだというふうに思うんですが、法定外繰入についてですね、12月議会でありますので、新年度の予算等についてもあらかじめ方針が決まっているんじゃないかと思うんですが、どのように法定外繰入や国保税をどうするかについては考えて持っているのでしょうか。

○健康福祉部長（山口保） 平成30年度の制度改正に伴いまして、県は、県内統一的な健康保険の運営方針としまして、鹿児島県国民健康保険運営方針を策定しており、その中で、法定外繰入金につきましては、計画的、段階的に解消を図っていくことになっております。県下43市町村、同じような取扱いとなりますので、本市においても、この鹿児島県国民健康保険運営方針に沿って、計画的、段階的に解消していく必要があろうかと考えております。この法定外繰入の解消策といたしまして、今後も財政支援措置を講ずるように国に要望を続け、保険者としての医療費適正化に取り組むとともに、国保税収納率の向上を図ることが肝要であり、今後もより一層の努力をしていかなければならないと考えております。

○13番議員（前之園正和） 法定外繰入は、少しでも被保険者の負担を軽くしようということをやっているわけであって、法定外繰入を減らすということは、その政策をマイナス方向に進めるってことになるわけですね。ですから、国への財政支援の要請はするとして

も、それが根本的な問題であったとしても、地域住民を守るという意味で、法定外繰入は引き続き行い、国保税の据え置き、そして、最大限の努力の下に引き下げをするよう求めて、次にいきたいと思います。

地熱発電に関する問題ですが、不採択の理由については文書のとおり読んでいただいたわけですが、答弁の中でも触れられましたが、その理由は明確にされております。一つには、地域と共生した開発。二つには、中長期視点を踏まえた持続可能な開発という国のエネルギー政策と、それぞれ整合性が確保されていないということです。つまり、地域との共生がなされていない、言い換えれば、地域の理解が得られてないということと、中長期的に見て、持続可能な開発とは言えないということです。不採択の理由はそういうことで、地域の理解が得られてない、中長期的持続可能な開発と言えないということとをJOGMECから指摘された形になっているというふうに思うんですが、それでよろしいですか。

○総務部参与（中村孝） 市としましては、これまで市民の方々の理解が得られるよう努力をしてきているところでございますけれども、今回、JOGMECの判断がありました。その中の理由の中で、地域との共生ということもありましたので、JOGMECの判断を謙虚に受け止めて、更に市民の理解が得られるよう、引き続き関係機関と連携を取りながら、問題解決に取り組んでまいりたいという形で考えているところでございます。

○13番議員（前之園正和） ですから、市としては、これまで推進をする理由としては、市民の理解も得た、選挙で信任も得た、そして、将来的にも可能性があるという立場で進めてきたわけでありまして。ところが、JOGMECからそれを否定されたという事実関係にあるわけですね。そこを確認しているわけでありまして。市の主張はいいんです。それをJOGMECから、いわば現時点では否定をされているという関係について確認をしたいと思います。

○市長（豊留悦男） 今回の申請でこの地熱開発、私は、全面的に否定されているとは思っておりません。努力を要すると、つまり、この事業というものがどのような目的でなされているかという、その本質的なところというのはJOGMECにも分かっていた、理解していただいたと思います。ただ、残念ながら市民の中には、この議会を含めて、この地熱に関する理解、そして賛同が得られていないという、そのことを指摘したものであろうと思っているところであります。

○13番議員（前之園正和） ですから、地域と議会も含めてとおっしゃいましたが、地域との共生は市はクリアしたという立場でことを進めてきたわけだと思っております。それはそれでよろしいですか。

○市長（豊留悦男） この事業、つまり地熱発電を行うことで地域が元気になる、地域振興に役立つ、観光、その他農産物の付加価値の向上とか産業振興、それにも役立つであろう。そして、何より自然エネルギー、そういうものを指宿市が地熱を通して、事業としてやることで、今後の様々なエネルギー政策にも大きな影響があるだろうという、そういう今後のこの

地熱の恵みの活用プロジェクトの波及効果というものについては、私は、賛同いただいていると思っております。そして、この地下資源を守る重要な役割も、実はこのプロジェクトの中には含まれているわけであります。心配をしております、温泉資源の枯渇うんぬんという意見もたくさん寄せられておりますけれども、指宿市の温泉資源の保護及び利用に関する条例も定めておりますので、私どもは、可能な限り市民に広く、地域の恵みを享受していただきたいという強い思いがあるから、このプロジェクトを進めているわけであります。

○13番議員（前之園正和） 私が伺っているのは地域との共生、つまり地域の理解と合意と読み替えてもいいと思うんですが、その地域との共生は取れてないけれども進めるということだったのでないと思うんですね、市としては。市としては、地域との共生も取れているということで進めてきたんでしょっていうことを聞いているわけです。

○市長（豊留悦男） 取れているという判断から申請はしたものであります。

○13番議員（前之園正和） 当然、そうだというふうに思うんですね。理解を得てないけれどもやったということじゃないわけで、市としては、地域との共生も取れているということで進めてきた。ところが、JOGMECからは二つの不採択の理由が示され、その一つが地域との共生は取れていないというふうに判断されたんです。そこは、市の考えが否定されたっていうことになるわけですね。それと、その持続可能な開発という点でも、これは市としては進めてきたわけですから、将来性も含めてあるという方針だったと思うんですけども、JOGMECからは、中長期的な視点で見て、持続可能な開発とは言えないというふうに言われているわけです。試験井を掘ってみなきゃ分からないとおっしゃるかもしれませんが、試験井を掘る前でも、JOGMECは、中長期的な視点で見て、持続可能な開発とは言えないという判断をしているわけです。そういうことでよろしいわけですね。

○副市長（佐藤寛） 市といたしましては、JOGMECの判断を真摯に受け止めております。JOGMECの判断は、地域の理解がまだ不十分ではないのかという御指摘の下に不採択に至ったと理解しております。そうした視点に立ちまして、地域の理解がもっと得られるように市が努力する必要があるというふうに受け止めております。JOGMECには、幸いにも、第三者の視点から、地熱資源開発にかかる正確な情報提供を行う、地熱資源開発アドバイザー委員会がありますので、こうした委員会の専門家の方々からの御意見なども考察し、市としては、地域の理解を更に深めていきたいというふうに考えております。

○13番議員（前之園正和） 地域との共生がなされていない、中長期的な視点で見て、持続可能な開発とは言えないというJOGMECの二つの不採択の理由ですが、これを真摯に受け止めるということに答弁があったわけですが、この地域との共生の部分でまず言うと、この間ののり一定の説明会において一定の賛成があった。これが30%台なのか、60%台なのかでいろいろあったわけですけど、この全市民のですね、行って集まった人だけではなくて、全市民の意向はどこにあるのかというその大きなところでの市民の意志をやっぱり知

る必要があるんだろうと思うんですが、そこについてはどのようにお考えでしょうか。

○市長（豊留悦男） 多くの市民という、その言葉の、多くのという、持つ意味というのも私どもは考えなくてはなりません。この事業というのは、地域審議会、その他の多くの審議会や会合を通して、この事業は、本市にとって総合振興計画や総合戦略の中に位置付けるにふさわしい事業だという判断をいただいたからこそ、この事業はやっているわけであります。市民の理解が得られていない、そして、中長期的な視点を踏まえて、持続可能な開発を進めていくことが必要という、この指摘につきましては、取れていないというふうには私は考えておりません。この事業を継続、又は実施するには、更にそのように努めてもらいたいという、そういう意味だろうと私は捉えているところであります。やはり、この事業については賛否両論、大変な意見が出されました。しかし、その意見をどう捉えるのか。私どもは、このJOGMECからの交付申請の不採択の理由、これは文字の文言どおりではなくて、この行間に含まれた意味も捉えるべきだと思います。この指摘されたこの中で、やはり地域との整合性の観点から、いろいろ指摘されておりますけれども、私は、これは事業を進めるためには、これまでの流れを大切にしながらも更に努めてほしいという、そういう捉え方を私はしております。

○13番議員（前之園正和） 不採択の理由が一枚の文書で来ているんですが、その文字だけではなくて、行間に込められたものがあるというふうに言って、二つの理由で不採択としたJOGMECのですね、駄目だと、言葉で言うならですね、言っているのにそうではないという解釈を付加するということは、真摯に受け止めると言いながらですね、それに当たらないんじゃないかなというふうに私は思います。

それから、このJOGMECからのですね、一番最初の時点では100%補助があると。それが、凍結を経て、現在では4分の3、あと4分の1は九州電力だったですかね、トータル100%の補助だと、大雑把に言えばそういうことだったんですが、次年度以降になればそこが変わるかもしれない。JOGMECからの財政的支援がなくても発電計画を進めるのかどうか。その辺についてはどのようにお考えなんですか。

○副市長（佐藤寛） 現時点において、来年度の地熱資源量の把握のための調査事業費助成金の助成率に変更があるということはお聞きはしていないところでございます。これまで議会や説明会で申し上げておりますとおり、市の負担やリスクが生じるような開発は行わないとしております。

○13番議員（前之園正和） JOGMECの負担割合について聞いたのではなくて、財政支援がなくても発電計画を進めるのかどうかを聞いたわけです。今の答弁の最後、伺うと財政支援がない、つまり市の負担があるようなことでは進めないという理解でよろしいんですか。市の負担が出てくればですね、しないということでもよろしいんですか。その辺りを聞いています。

○副市長（佐藤寛） 先ほど答弁したとおり、市の負担やリスクが生じるような開発は行わないということにしております。

○13番議員（前之園正和） 市の負担やリスクが生じるようなものはしないと確認したいと思えます。

○副市長（佐藤寛） そのとおりです。

○13番議員（前之園正和） それから、真摯に受け止めながらも、次年度以降って言うことを言っているわけですが、言ってみれば、仕切り直して進めるということだと思えますね。仕切り直して進めるとしたら何をクリアし、どこをどのようにしたときに仕切り直しができるのかどうか。その点はどのようにお考えでしょうか。

○副市長（佐藤寛） まずは、これまで説明会などでいただいております地熱開発に対する心配、懸念、そうしたものを整理いたしまして、市民の方々に理解していただくために、先ほど申し上げましたアドバイザー委員会などの第三者の専門の先生方をお招きして説明会を開催するなどの方策について、今後、検討してまいりたいと思っております。

○13番議員（前之園正和） アドバイザー委員会までいきましたけど、これは第三者委員会っていうことになっておりますけれども、JOGMECの中にあるものですね、全体としては、国や自治体の方針を進める立場に立っているというふうに私は読んだところであります。

それから、市長が考える計画断念のときがあるとすればどういうときかということに関してですが、市の負担やリスクが生じるものについてはしないとしますので、まず一つは、市の負担やリスクが生じるというふうに判断すれば、これは計画断念かなというふうに思うわけです。ほかに、市長が計画断念というときがあるとすればどういうときというふうにお考えでしょうか。

○市長（豊留悦男） 計画断念という前提でこの事業は進めておりません。つまり、この事業に対していろいろ不安を抱いている方々、つまり温泉が枯れるのではないかと、そして魚介類、つまり水産業へも被害が及ぶのではないかと。様々なそういう問題点を指摘されておられる、その方々のその根拠、それを十分調査し、理解した上でどのような形で進めるのか、その方向性、そして、そのタイミングを見計らっていきたいと思えます。何回も申し上げますように、指宿の温泉が枯渇するような、そして環境被害にあるような事業をする、そういうことは絶対にしません。また、そういうことが予見される事業をする首長がどこにいらっしゃると、そういうことも、これまでも何回もこの席で答弁をさせていただいております。市にとって、今後、未来の指宿市の豊かな未来を創造するためには、この事業は必要だという、そういう思いがなければこの事業はいたしません。そういう強い思いがあるからこそ、この地熱の恵みプロジェクトという事業は大切に、慎重に進めたいという、それが私の考えであります。

○13番議員（前之園正和） 計画断念ということは考えてないという、やる方向で強い意志をお持ちなのですが、先ほど言った市の負担やリスクが生じるようなことはしないということですから、それは計画断念の一つの理由なんですね。地域住民への理解や関係業者、業者というか、にも理解を求めていくということですが、理解を求めるとするのは市の強い意志でよろしいと思うんですよ。ただ、それにも、それを行ってもですね、どうしてもやっぱり理解が得られないというときにどうするかなんです。そこはもう、説明をしたと、事実はどうなんだと、影響はないんだという市の判断で進めるのか、やはり最後まで理解を求めるとの努力はしていくと、なし崩し的にやっていくのじゃなくて理解を求めるとの努力は最後までやるということでもいいわけでしょ、そこはそれで。

○市長（豊留悦男） 御指摘を受けておられるような、その不安を解消するための、またその検証のための試験井というのを掘らせていただきたいという、そういうお願いもしております。その試験井さえも掘れないとしたら、どのような形で理解を求めたらいいのか、私も大変判断に迷います。つまり、この事業は何が何でも反対なのか、そういうリスクがなければ賛成なのか、私は、前回のこの議会でも地熱発電に反対なのですかということもお聞きしました。地熱そのものに反対だという方には、幾らその根拠を示しても理解していただくのは難しいだろうと。そのときには市民の強い理解がない以上はできないだろうと思っております。つまり、私が何回も申し上げておりますように、この事業というのは、様々な場で話し合い、指宿にとって地熱の恵みプロジェクトというのは大切かつ重要な、今後必要な事業だろうという判断で出された計画でありますので、その流れというのは大切にしなければなりません。ですから、ここで断念する、断念しないということは一概には言えません。つまり、試験井等を掘って、その安全性、問題のないことが実証、検証されたらこの事業はやるべきだと思っております。

○13番議員（前之園正和） 今回、JOGMECから指摘された地域との共生、そして中長期的な展望の問題。これが名実ともに確保されない下では進めないという立場に立つことを願って次の問題に行きます。

性的マイノリティの問題ですが、議会で提起後、行政としてもいろいろなことを取り組んでいただき、先ほど答弁もいただきました。それで、同性パートナーシップ制度についてもこれまでも提起をした経緯があるわけですが、同性カップルの婚姻が合法化されていない下で異性カップルの夫婦のように婚姻関係を認められたいと願う同性カップルは多数います。それは、同性カップルの婚姻が合法化されていないことで、次のように様々な弊害が起きるからです。病院においてパートナーのCPUへの立入拒否。パートナーに対する医療行為への同意ができない。パートナーの遺産を相続できない。親族として葬儀に参加できない。パートナーの介護のための介護休業を取得できないなど多岐にわたります。そこで、婚姻とは異なるものの婚姻関係に相当するものとしてパートナーシップを認める自治体が増えてきてお

ります。パートナーシップに法律上の効果はありませんが、同性カップル、そして性的マイノリティの偏見や差別が少しでもなくなることを目的として導入されております。例えば、病院においてCPUへの立ち入りを家族同様に認めるか否かは病院の判断かもしれませんが、行政が同性パートナーシップ制度を導入することによって、病院をはじめ民間での対応を促すことにもなると思います。同性パートナーシップ制度を導入すべきだと思いますが、改めて市長のお考えを伺います。

○総務部参与（中村孝） 同性パートナーシップ制度についての導入のことをございますけれども、制度の導入につきましては、周囲の理解が十分でなければ、当事者にとり精神的な負担を強いられることになるのではないかと考えております。まず、一人一人の違いに目を向け、全ての人が平等に扱われる社会を作っていくことが重要となってくるのではないかと考えております。パートナーシップ制度につきましては、国の性的少数者に関する法整備の動向を十分注視する必要があると考えており、現時点では、啓発などの取組を継続的にを行いながら判断をしていきたいと考えております。

○13番議員（前之園正和） パートナーシップ制度ができたとしても、それは希望する人が申請なり手続を取るわけですね。ですから、例えば、LGBの人たちは全部手続をしるということでは決してないわけです。ですから、パートナーシップ制度ができて、その申請をするかどうかは当事者の意志にかかっているわけで、制度ができたからですね、カミングアウトしたくない人はみんなばれてしまうということにはならないわけです。希望する人がそこに対応できればいいわけです。そういう点では、パートナーシップ制度というのはですね、作って、そしてテーブルを広げると。当事者の願いに、そこを願っている人については、その間口を上げるということはどうしても必要なことだと思うんです。どうでしょうか。

○総務部参与（中村孝） パートナーシップ制度については、今、全国の方で、全国で9自治体の方でそういう制度の導入を図っているようでございますけれども、先ほども申しましたように、国の性的少数者に関する法整備の動向を十分注視する必要があると考えております。そのようなことから、まずは、本市におきましては啓発などの取組を継続的に取り組んでまいりたいという形で考えているところでございます。

○13番議員（前之園正和） 国の動向をというふうにおっしゃいますけれども、まだまだ国の方が遅れていて、当事者の働きなどもあってですね、幾つかの自治体で実現なされている状況なんですね。国の動向を言えばいつになるか分かりますよね。ですから、国の動向とは関わりないとは言いませんけれども、やはり当事者の願いに沿うという、ここからスタートすべきじゃないですか。

○総務部参与（中村孝） このような問題につきましては、人権問題としまして、現在、研修会とか講演会等、前向きに取り組んでいるところでございまして、今後も当事者の意見も聴き

ながら人権問題，人を尊重するという社会の実現を図りながら，制度の導入については考えてまいりたいと思っております。

○13番議員（前之園正和） 当事者の願いに寄り添うという立場からですね，これは進めていただきたいと思うんですが。全国でまだ一桁ぐらいたとは思いますが，熊本市だったですかね，最近その方向を明示したようですけども，これについては行政としてほかの制度を取り入れてるところのですね，研修などもしてみる必要があるんじゃないかと思うんですが，その点についてはどうでしょうか。

○総務部参与（中村孝） 現在，熊本市の方が県内で初で，来年の4月から制度導入を図るということでございます。このことについては，熊本市ではLGBTの当事者や支援者らで作る団体パートナー制度を市に要望しているというようなことで，そういう制度導入について市長の方で公約に掲げてやっているということでございます。まずは，その当事者という形の支援者らと連携を図りながらですね，そういうことについて検討してまいりたいと思っております。

○13番議員（前之園正和） 時間の関係がありますので次に行きますが，現在の状況としてちょっと伺いたいんですが，同性のパートナー同士が市営住宅に申し込んだとした場合に，他の条件はクリアしているとして入居が可能かどうか，伺います。

○総務部参与（中村孝） パートナーシップ制度の内容の中で，行政として，市営住宅への制度を導入したとすれば，市営住宅の入居ができるということは可能だという形で考えております。

○13番議員（前之園正和） 私が今伺ったのは，パートナーシップ制度がない今の現状の下で申込みがあったら入居が可能かどうかということです。

○市長（豊留悦男） いわゆる人権教育の根本をなすものであります。人権教育というのは，人を人として尊重する社会を作ろうというのがその基本になるわけでありまして。男性であろうが女性であろうが，職業であろうが年齢であろうが，全てが人として尊重される指宿市を作ることには極めて大切であります。今，言われました市営住宅の件，その他いろいろなこれまでの流れ，規則，そういうものをもう1回見直しながらどうするかということについては判断をしていかなければなりません。この場で仮定に基づく，それはできます，できませんということとは言えないところであります。

○総務部参与（中村孝） 現在，公営住宅の入居につきましては，現時点では入居できないということでございます。

○13番議員（前之園正和） 市営住宅管理条例第5条で，入居者の資格ということで定めております。そこによれば，同居する者は親族に限る者となっております。親族とは何かについて，親族の後に括弧書きがしてあります。その親族の中の括弧書きであります。婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者，その他婚姻の予約者を含むとなっ

ています。それを、条例の中では親族というふうになっているわけですね。ですから、親族じゃないと入れないということですが、親族とは、婚姻の届出をしてないが事実上婚姻関係の同様の事情にある者ですから、ここは異性同士の婚姻関係ということには限ってないわけで、同性であっても婚姻の届出をしてないが事実上婚姻関係の同様の事情にあるということに含まれる解釈もできるわけですよ。それはどうするか、また別の問題ですけど。ですから、パートナーシップ制度の導入を求めるものですが、それが仮になくても、その括弧書きの中を解釈すれば、市営住宅に入居を許しても、それは政策上の問題になるかもしれないけれども、許しても条例違反にはならないということとは言えると思うんです。どうでしょうか。

○市長（豊留悦男） この市営住宅の入居の、そういう条件を定めたそのとき、現在とでは明らかにその状況、また入居希望する方々の状況も変わっているのも事実でございます。ですから、今後、先ほど申し上げましたように、議員がこれまでも質問をいただきましたその件について、市営住宅に入居を認めるかどうか、その点についても、現段階でできる、できないということとは言えないというのを申し上げたのは先ほどのとおりであります。しかし、大きく人権という広い範疇の中で考え方、そして現状が変わりつつありますので、そこらを含めて検討する必要があるかと思えます。

○13番議員（前之園正和） 私は、同性パートナーシップ制度の導入を求めているわけですが、それは検討を重ねて進める方向でやっていただきたいと思うんですが、今申し上げたのは、パートナーシップ制度がなくても、市営住宅管理条例の第5条の括弧書きの解釈によっては、同性のパートナー同士の入居も可能ではないかという提起というふうに取り扱ってもらっているのではないかなと思うんです。ですから、パートナーシップ制度の導入の問題と、現状のままでも市営住宅の入居はできるんじゃないかということについてのですね、別々に進めていただきたいと思うんです。これを認めたから、相当その市営住宅行政に影響を及ぼすような申し込みがあるということは実際はないと思うんです。

それから、LGBTの問題についての相談窓口についても以前も提起したわけですが、行政自らが相談窓口を設置できれば一番いいでしょうけれども、そこまで行かなくても、当事者団体や弁護士団体、あるいは国や県の組織との連携もあり得ると思います。一部、答弁でいただいたかと思うんですが、そのような目で見たとときに、この相談窓口については必要性は感じていると思うんです。どのように運営するか、どのように作っていくかはいろいろ検討の中にあると思うんですけれども、この相談窓口については大きくどのような方向性をお考えでしょうか。

○総務部参与（中村孝） 相談受付用の窓口なんですけれども、現在、担当課において、担当係の方において職員が直接相談を受けられるような能力は現在、そういう職員はいないところでございます。ですけれども、本市の窓口については何かできることをですね、一緒に考え

ることはできると思っておりますので、当事者の方からですね、相談の方がありましたら、専門分野の方に案内をする、それとまた、当事者のためになるなどのことですね、今後も専門員の相談窓口を紹介して、一緒になって考えていくということについては対応してまいりたいと考えております。

○13番議員（前之園正和） その問題については向こうへ回します、ちょっとお待ちくださいではですね、駄目だと思うんですね。大体、電話をして相談すること自体、例えばですよ、例えば、LGBTの問題なんですけどということ自体がもう大変な思いをしていると思うんですね。次に回されて、そこでまた同じことを言わなきゃいけないということじゃなくて、その電話なり窓口なり行けばその人がもう対応してくれるということがやっぱり必要なんじゃないかと思うんですね。ですから、人権の一つってということじゃなくて、LGBTならLGBTに特化した相談窓口、そして直接という、その二つが肝心な点じゃないかと思うんです。その点はどうでしょうか。

○総務部参与（中村孝） そういう相談窓口のことにつきまして、当事者の方にも意見を聞いたことがあるんですけども、市の職員が専門ではないという中で、相談について専門分野の方に案内をしてもらった方がというような御意見もあったところでございます。そのようなこともありますので、市の専門で相談ができない場合等も考慮しまして、専門窓口の方に案内はして、一緒になって考えていきたいという形では思っているところでございます。

○13番議員（前之園正和） 病院での対応等について、医療機関へのアンケートも行ったということですが、報告できないことは報告しなくていいんですけれども、報告というか、回答できないものはですね。回答できる範囲内で、どういうアンケート調査であり、どのような集計になったのか、お答えいただきたいと思います。

○健幸・協働のまちづくり課長（谷口澄子） 医療機関へのアンケートにつきましては、市内39医療機関に依頼いたしまして、27医療機関から回答をいただきました。質問の内容でございますけれども、問診票の性別表記欄はどのような記載方法になっているのかとか、また、順番待ちの際、患者の個票は名前なのか番号なのか、あるいは申出があれば個別対応は可能なのかどうかといったような質問をしております。結果につきましては、問診票の性別表記について大半が男女の記載となっているということでございましたけれども、変更できる、変更を検討してみたいという回答もございました。また、患者の個票については、名前で呼ぶというところが多かったんですけれども、番号を希望する場合であれば番号で呼んでいる医療機関もあるようでございました。また、LGBT級の方から公の場というか、待合室で呼ばれるときにですね、抵抗がある場合は個別の対応ができるかという回答に対しましては、医療機関は個別対応ができるというような回答が大半でございました。

○13番議員（前之園正和） 関係団体との連携については、例えば、病院で言えば病院に決定権があつて行政からは指示できないという部分はあると思うんですけれども、今回のような

アンケートを採ることによって促すということができてですね、このLGBT問題が進んでいけばというふうに思いますので、そういう面で各団体との相談窓口もそうですけれども、連携を更に強めていっていただきたいと思うんですが、最後に市長のまとめたの答弁をお願いします。

○議長（福永徳郎） 時間がまいっておりますので、簡潔に答弁。

○市長（豊留悦男） そのようにいたしたいと思います。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時19分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

恒吉太吾議員。

○8番議員（恒吉太吾） おはようございます。3番、恒吉太吾です。通告に基づき、1、中長期的な視点に立った観光振興策について。2、地域おこし協力隊、集落支援制度について。2点、質問をいたします。

今日、明日と市内の小学校の児童の皆さんが見学に来られるとのこと。今回の質問とも関連がありますが、社会環境の変化により子供たちを取り巻く教育環境も大きく変化しています。本市では、小学校3・4年生で35時間、小学校5・6年生で70時間の外国語、英語教育が他自治体に先んじて実施されています。現在、本市においては2名の外国語指導助手、ALTだけでなく、2018年度より外国語活動支援員、AEAを3名配置し、きめ細かい教育が行われています。教育部局においても、まずは児童の皆さんが楽しい、面白いと思いながら英語に触れることを考え、海外からの観光客も多い本市において積極的に話しかけ、コミュニケーションが取れることで嬉しい、もっと話したいと思えるような授業、指導を義務教育9年間の中で系統的にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。この英語教育や国際交流に関連した質問は後ほどいたしますので、まず1点目、中長期的な視点に立った観光振興策について質問いたします。

明治維新150年の年に大河ドラマ西郷どんの放送、この指宿にもゆかりの場所を訪ねて、多くの観光客の皆様にお越しいただいたと思います。市としても、時遊館COCCOはしむれに、いぶすき西郷どん館の設置をはじめとして、様々な事業が行われました。1点目は、平成29年の観光客、入込客数と宿泊者数、そして放送が開始された平成30年度も同様にその数値をお示しください。併せて、本年度行った様々な事業取組の内容についてお示しください。

2点目は、地域おこし協力隊と集落支援員制度についてお聞きします。平成18年の合併当時、4万6千人を超えていた本市の人口は遂に4万人を割りました。今後もますます少子化、高齢化は押し寄せてまいります。国も地域力の創造、地方の再生、過疎対策を進めている中

で、地域おこし協力隊や集落支援員制度を創設いたしました。地域おこし協力隊は、平成21年度に創設され、今年度で10年を迎えます。隊員の約6割は任期終了後も定住しています。一方、集落支援員は、地方自治体が地域の実情に詳しい人材で、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材を委嘱するもので、集落支援員が集落への目配りとして集落の状況把握、集落点検の実施、住民と住民、住民と市町村との間での話し合いの促進を実施するものです。総務省のホームページでも一緒に記載されていることが多いこの地域おこし協力隊と集落支援員、その差異と、本市にそれぞれ何名が在職し、どのような目的をもって活動を行っているのか、現状についてお聞きしたいと思います。

以上、2点についてお伺いし、1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 中長期的な視点に立った観光振興策、特に観光客の入込者数、宿泊者数等については、具体的な数値につきまして、担当部長に答弁をいたさせます。私の方からは2番目の地域おこし協力隊、集落支援員制度等についての活動の現状等について答弁をさせていただきます。

本市では、移住希望者の相談や支援を担当する移住担当が1名で、指宿マルシェ等のイベントや空き店舗対策等に取り組む商店街活性化担当が2名、空き家の情報収集や市民への啓発等に取り組む空き家活用担当2名の計5名が地域おこし協力隊として活動しております。一方、集落支援員とは、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、市町村職員と連携し、集落の巡回、状況把握等を実施する取組であります。本市では、地域と集落の巡回及びその状況把握や、地域住民同士の話し合いを促進し、住民の意見集約と集落の振興施策への協力等を行う2名が現在在職しております。このように、対象となる人材や活動の目的に違いがあるところであり、以上でございます。

○産業振興部長（川路潔） 2017年における本市の観光入込客数及び宿泊者数についてでございますが、本市の統計調査の結果によりますと、観光入込客数382万2,163人のうち、宿泊者数が64万5,918人となっております。2018年におきましては、1月から9月までの速報値となりますが、観光入込客数304万5,336人のうち、宿泊者数が50万3,246人となっております。2017年と2018年の1月から9月の期間におきまして比較いたしますと、観光入込客数は1.7%増加し、宿泊者数は5%増加している状況となっております。これらの主な要因といたしましては、2018年NHK大河ドラマ西郷どんの放映によるものと思われま。

それから、いぶすき西郷どん館の取組についてであります。2017年度と2018年度の観光施策では、西郷どん対策に重点を置かせていただいております。その一環といたしまして、いぶすき西郷どん館を時遊館COCCOはしむれ内に設置し、大河ドラマのストーリーや、西郷隆盛と指宿との関わり、明治維新に指宿が果たした役割などに焦点を当てた展示をするなどして、西郷どんブームを本市への観光誘客につなげる取組を行っています。2018年1月12日にオープン以来、これまでに新聞や旅雑誌、ガイドブック等への寄稿や広告掲載、

テレビ番組への出演、西郷どんが連れてきた13匹の犬の人気投票やSNSを活用したインスタキャンペーン、来場者プレゼントや各種施設との連携による割引企画、物産展への出展、プチマルシェなど行うなど、プロモーションやイベント開催等を積極的に実施してまいりました。去る12月2日には、小学校時代を指宿市で過ごした、柳田小学校に6年通った、大河ドラマ西郷どんで江藤新平役を演じた迫田孝也氏を招請し、トークショーを実施したところ、300名以上の市民や観光客らの来場をいただき、大いに盛り上がったところであります。このように、西郷どん館を通して、ゆかりの地・指宿を積極的にPRし、観光客の誘客に繋がっているところであります。

西郷どん館以外にどのようなものがあるのかということで、いぶすき西郷どん館以外の取組についてであります。西郷どんゆかりの地である鰻温泉を案内するいぶすき西郷どんガイドの育成が挙げられます。現在、約50名が登録されており、ゆかりの地鰻地区の街歩きを通して、訪れる観光客らをもてなし、指宿ファンの増加と定着に取り組んでいるところであります。また、西郷どんのラッピングを施した、ゆかりの地を巡るSEGO!!BUSを運行し、広告効果と周遊の利便性の向上を図っているところであります。鰻地区の整備事業といたしましては、鰻集落内の散策道整備やスメの設置、13匹の犬の石像とサインの整備、仮設トイレの設置等を行いました。また、現在、県の魅力ある観光地づくり事業を活用し、大型バス転回場及び駐車場整備を行っており、2019年には公衆トイレが整備される予定となっております。

○8番議員（恒吉太吾） ありがとうございます。様々な取組についてお聞きしました。

今、1問目で観光客の入込者数、事業内容についてお聞きしましたので、③のインバウンド対策について、2回目の質問に入りたいと思います。先ほど、全体の入込者数、宿泊者数お聞きしましたが、その中でですね、インバウンド、訪日外国人旅行者の宿泊者数、国別の状況がどうなってるのか。先ほどと同じように直近で構いません、2年間分教えてください。併せて市営の唐船峡そうめん流し、こちらのもので、平成29年の利用実績。それとですね、その中でも11月から3月が閑散期と言われてると思いますが、その全体の利用人数。その中でインバウンドの利用者数も併せてお示してください。

○産業振興部長（川路潔） インバウンド、いわゆる訪日外国人旅行者にかかる入込者数もでしたかね。

宿泊者数でいいですか。すいません。宿泊者数についてであります。2017年におけるインバウンドに係る宿泊者数につきましては8万857人となっております。2018年につきましては、現在のところ6万2,047人となっております。

○開聞支所長（川畑徳廣） そうめん流しの29年度の利用状況でございますが、18万9,867人でございます。11月から3月までの閑散期の利用者でございますが、3万6,801人。閑散期の利用割合としましては19.38%でございます。29年度のインバウンドの利用者でございます

が、1万9,575人。インバウンドが全体に占める割合は10.30%でございます。

○8番議員（恒吉太吾） 今年の大河ドラマの放映に向けて様々な事業、そしてこれまでもですね、本市はほかの自治体に先駆けてインバウンド対策のために大きな事業をたくさんしてこられたと思います。その中でも他自治体の方から羨ましがられるのがこのWi-Fiの整備、これはですね、とてもすばらしい事業であるというふうに思っております。併せて、先ほど鰻でもありましたが、サイン事業ですね。周遊型観光誘導多言語サイン事業、見て分かる、とても分かりやすいサイン看板なんですけど、こういった設置をですね、数年にわたってたくさんしていただいております。市としてですね、こういった取組は本当ありがたいところなんですけど、前も申したことがあるかもしれませんが、このWi-Fiの整備というのは、インバウンド対策としてはもう何をしても一番重要なことであるというふうに認識しております。訪日外国人、インバウンドが日本を訪れた際に不便に感じる点、こういったアンケートを行うとですね、まず一番最初、上位にあがるのは、この公衆無線LANであったりとか、Wi-Fiの整備についてというのがあがってまいります。最近ではですね、それとともに、インバウンドの方が不便に感じる点といたしまして、国内において両替できる場所や、クレジットカードをはじめとした、キャッシュレス決済ができる店舗が少ないといった、お金に関連するものがあげられております。政府も2020年の東京オリンピックに向けて、キャッシュレス化に向けた方策を発表いたしました。その中には、海外発行のクレジットカードでの現金引き出し可能なATMの普及。商店街や観光地でのキャッシュレス端末の導入といったものもあります。質問になります。本市において、クレジットカードをはじめとして、キャッシュレス決済のできる店舗の数はどれぐらいあるか、把握していればお示しください。

○産業振興部長（川路潔） クレジットカード等で支払い可能な商店等の正式な調査は商工会議所や商工会で行っておりませんので、正確な数字は把握はしておりません。なお、市におきまして独自に急遽、電話や訪問等により調査を行いました。観光客が訪れることの多い指宿駅前や摺ヶ浜を中心とする地域で、宿泊施設や大手店舗等を除いた50店舗を調査いたしました。そうしたところ、クレジットカードで会計決済できる店舗は、12軒でありました。

○8番議員（恒吉太吾） ここ数日のテレビでも、この決済について様々な報道がありますので、後ほどまた質問させていただきたいと思っております。今後ですね、ますます本市を訪れるインバウンド、増えてくると思っております。日本人よりそういった方々の方がこのキャッシュレス化に慣れ親しんでおります。日本はですね、統計調査でキャッシュレス決済比率は2015年で、18.4%に留まっておりますが、韓国では89.1%、中国では60%を超える数字となっております。このキャッシュレス決済に関しましてはですね、インバウンドはもちろんのことなんですけど、私たちもこれからどんどん使っていく機会が増えていくというふうに思っております。また、店側にとってもですね、つり銭の負担軽減であったり会計時間の短縮といった

メリットもありますので、市としてもですね、店舗への導入について積極的にサポート、若しくは支援、助成していくことができないのか、改めてお聞きします。

○産業振興部長（川路潔） 市といたしまして、中小の商店等にキャッシュレス対応の機器を設置していただくことは、インバウンド対策として大切な取組であると考えております。市では、昨年11月から公衆無線LAN整備や多言語化などとともに、クレジットカード等決済対応機器の整備を推進する、外国人観光客受入体制整備費助成事業を実施しております。商工会議所や商工会を通じて事業の周知をしております、キャッシュレス化への取組を支援しているところでもあります。また、国においてもIT導入補助という制度があり、クレジットカード決済対応の機器を導入することに対し、事業者が補助金を受ける仕組みもございます。しかしながら、クレジットカード決済対応の機器については、手数料の関係もあり、普及していないところもありますので、現行制度や国の動向を見据えながら、推進を図ってまいりたいと考えております。

○8番議員（恒吉太吾） はい、ありがとうございます。商店街、各店舗についてもですね、導入、今後スマホ決済であれば手数料の問題、クリアできるものも出てくると思いますので、後ほど質問させていただきます。今、商店街店舗についてお聞きしましたが、次はですね、市に関連する施設についてお聞きしたいと思います。現在、どれぐらいの施設でキャッシュレス決済できるのか。できる施設があれば施設名までお答えください。

○産業振興部長（川路潔） 現在、市が所有している施設で、特に、訪日外国人が利用されると思われる砂むし会館砂楽、ヘルシーランド、レジャーセンターかいもんやかいもん山麓ふれあい公園、唐船峡そうめん流しや道の駅などありますが、現在のところカード決済は実施しておりません。

○8番議員（恒吉太吾） 一つの施設もないという認識でよろしいでしょうか。

○産業振興部長（川路潔） はい、現在のところ一つもないということです。

○8番議員（恒吉太吾） それに対して、苦情、要望、そういったものは上がって来てないでしょうか。私も個人的な友人、この前、韓国から来ておまして、やはり使えない、決済ができないっていうことで、ものすごく不便、不満を漏らしておりましたので、市の方であったり、そういった施設に対して、そういった声が上がって来てないか、お答えください。

○産業振興部長（川路潔） 特に、砂むし会館辺りでは、そういうカード決済があるとしやすいという話は伺っております。

特に、苦情というまでは至ってないところであります。

○8番議員（恒吉太吾） 今のところ苦情は来てないということでも、要望として、若しくは、もう当然のこととして、皆さんが認識されてくると思いますので、是非ですね、このキャッシュレス決済については取り組んでいただきたいんですが、もちろんのこと、インバウンドの重要性については、良く認識されていらっしゃると思います。であるならばですね、店舗

に先駆けて、市の施設も真っ先に導入すべきというふうに思います。先ほど申しましたが、人口4万を切りました。どんどんとですね、人口が減少していく本市にとっても観光、交流人口の増加というのは、定住人口の減少を補うものになるのではないかというふうに思っております。インバウンドを対象とする中で、この本市において、施設において現金しか使えないというのはですね、訪れてくる方々にお金を使っただけ、この町を訪れてもらおうと思っている人たちに対して、とても機会の損失になっているというふうに危惧しております。本市の施設においてですね、なぜそういったキャッシュレス決済が導入されていないのか、理由があればお示し願いたいと思います。

○産業振興部長（川路潔） 進んでない理由ということですが、やはり、当初設置の問題、それから手数料の問題が関わってくるところとっております。カード決済の導入につきましては、その機器の設置費及び手数料などの費用や、現場スタッフの管理体制というものもありますので、今後は、その調査・研究をしてみたいと考えております。

○8番議員（恒吉太吾） 調査・研究ということですので、京都は、包括連携をLINEさんと結んだり、福岡についても、そういった決済が進んでおりますが、そういった先進事例についてどうお考えですか。

○産業振興部長（川路潔） カード決済につきましては、現金の持ち合わせがなくても買い物ができるなど、また、会計がスピーディーに行えるということで、訪日外国人観光客にとっては、現金を両替する手間も省けるなど、メリットが多いと言われております。また、2020年の東京オリンピックを機に、訪日観光客のカード利用が急増することも見込まれておりますので、今後、更にカード決済は拡大するものと考えておりますので、先進地を勉強させていただきまして、今後、市の施設でのカード導入についても、多方面から調査・研究を進めてまいりたいと思います。

○8番議員（恒吉太吾） これからですね、ますます増加しますインバウンドの需要に対応するためにも、決済のインフラ整備、しっかりと行ってもらいたいと思います。そういった先進事例を見ながらしていただきたいと思います。インフラをしっかりと整えることで、もっと多くのインバウンドを受け入れることができるというふうに思っております。

先ほどですね、支所長の方からも答弁がありました唐船峡、今数字を見てとても驚いたんですが、閑散期、昨年ですが、1万9,575人のうち、インバウンドが9,002人ってということで、この閑散期の数字ですね、インバウンドの割合で占めると約半数、45・6%の方、閑散期は、ほぼ外国のお客さんだけというのがですね、今改めて気付かされました。そうであるならばですね、更に唐船峡そうめん流しの価値を高めるためにも、もっともっと多くのお客様に来ていただくためにも、まずどの施設よりも先もって唐船峡に、実証実験で構いませんので、閑散期だけで構わないので、このスマホ決済、導入することができないかお聞きしたいと思います。先ほどから設備導入のお金の話、手数料のお金されてますが、今テレビで、

報道でもありますように、会社名言えないですけど、〇〇〇P a yとか、何とかP a y P a yとか、そういったのがあると思いますが、日本にたくさん来ていただくお客様、香港、台湾、中国、そういった所でよく使われてるのはA l i p a yというのがあるんですが、それとも互換性がありまして、すぐ使えます。手数料も掛かりません、0円で今できておりますが、そういったものであれば、先ほど部長が答弁されてる手数料うんぬんの問題、導入設備の問題、あと職員の管理の問題ってのが全てクリアできると思います。まずですね、この唐船峡、ここだけ実証実験というか、構いませんので、まず入れることができないか、お答えください。

○開聞支所長（川畑徳廣） 国においては、観光先進国の三つの視点というのを掲げているようでございますが、全ての旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できる環境にということであろうたっているようでございます。クレジットカード決済につきましては、インバウンド対策の一つとして取り組むものと認識しているところでございます。これまでは、クレジットカード等の決済代行会者が仲介に入り契約する方法が主流でありましたが、2010年頃からスマホ決済が誕生し、その手数料の安さと手軽さから、最近では主流も変わりつつあるようございます。このような状況を踏まえながら、唐船峡としましては、クレジットカード決済導入については、前向きに検討していきたいと思っておりますし、進めているところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） ありがとうございます。そうめん流しがこれからも売り上げがどんどん上がっていくために、お客さんにたくさん来ていただくために、この閑散期の問題、とても大事な問題だと思いますので、実際、閑散期は半分のお客様がインバウンドであるならば、一刻も早くですね、今前向きに答弁いただきましたが、導入に向けて取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、質問に移らせていただきたいと思っております。④のアウトバウンド対策についてお聞きします。アウトバウンド、少しですね、聞きなれない言葉かもしれませんが、インバウンドは訪日旅行というのに対しまして、アウトバウンドは、自国から外国へ出掛ける旅行を指しております。政府が主導するツーウェイツーリズム、ツーウェイとは、このインバウンド、アウトバウンドの双方を指します。先日、観光庁が発表した、平成30年1月から10月の訪日外国人の累計は2,610万9,300人。2018年は、年間3,000万人を超える見通しとなっております。一方、アウトバウンド、出国日本人数は、2017年度1,788万人に留まっております。先ほど、訪日外国人の本市への入込状況についてはお答えいただきました。入込、宿泊ともに順調に推移しているというふうに思っております。円安、そして直行便、その中でもL C C、格安航空会社の参入も大きな要素に思います。直行便があるから、L C Cがあるから鹿児島を訪れる訪日外国人のお客様も増えているわけです。であるならばですね、この直行便を存続させるというのは、ものすごく鹿児島にとっても、指宿にとっても重要になってくる

というふうに思っております。そのような点を踏まえてですね、アウトバウンドについて質問させていただきます。まず、パスポート取得率、これについてお示してください。市としての把握が難しければ県でも構いませんので、統計の方をお願いします。

○市民生活部長（上田薫） パスポートの取得率ということでございます。取りまとめを県が行っていることから、県の統計で申しますと、平成29年1月から12月までの鹿児島県の有効旅券数は18万8,812件で、パスポートの取得率じゃなくて、保有率というということで申しますと11.68%となっております。

○8番議員（恒吉太吾） ちなみに、この11.68%っていうのは、全国平均であったり、他県と比べてどのような状況になっていますか。

○市民生活部長（上田薫） 47都道府県で申しますと、鹿児島県で申しますが、43位ということでございます。

○8番議員（恒吉太吾） 今、お聞きしますと43位ということで、ほぼ下の方ということになりまして、それだけ出掛ける機会も減ってしまうっていうこともあるのかなというふうに思っております。

次にですね、パスポートであったり、旅行についての助成についてお聞きしたいと思えます。鹿児島県では、国際定期路線の利用促進のために様々な助成制度が行われております。また、大手旅行会社や他県においてはですね、まず旅行に行く前のパスポート取得費用、これについて助成を行っている所もあると伺っております。それぞれの自治体であったり、団体などが積極的にですね、このパスポート取得について様々な取組をしておりますが、本市として、パスポート保有率を上げるためにですね、どのような取組をしておるのか、取組があればお聞かせください。

○市民生活部長（上田薫） パスポートの取得につきましては、個々の目的、要件ということで取得をされるということでございます。鹿児島県の権限移譲で、利便性をということで本市の方で交付しておりますが、現在のところ、市の方では、取得に対する補助制度はないところでございます。ただ、ホームページ等で手続の仕方とか、そういうことで周知は図っているところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） まだ、なかなか指宿にいてパスポートが取得できることを知らない方も中にはまだいらっしゃいますので、今後もですね、周知に努めていただきたいと思います。今のところ、パスポート取得とか旅費の助成について、本市として一部何か助成するものがあれば教えていただきたいと思います。併せてですね、本市において若い世代、若年層に対する事業や取組があれば、併せて教えてください。

○教育部長（下吉一宏） 本市におきましては、国際感覚や語学力の向上、心豊かでたくましい青少年を育成することを目的に、指宿市内に在住する中学生、高校生をロックハンプトン市へ派遣する青少年派遣事業を、平成7年度から実施をしております。平成23年度以降は

隔年で実施しており、平成29年度には、中学生10名、高校生10名の計20名を派遣したところでございます。研修期間は、夏休み期間を利用した11日間で、事業の必要経費の2分の1を補助しているところでございます。

○産業振興部長（川路潔） 県は、鹿児島空港発着のソウル、上海、台北、香港の国際定期路線等を利用して、研修や視察、国際交流のため海外渡航する6人以上の団体・グループに対して、国際定期路線等の航空運賃の一部を助成しております。2017年度からは、修学旅行も対象となっております。県においては、パスポート取得に対する助成はないところであります。パスポート取得や渡航費の補助等につきましては、海外渡航を促進する手段であると思いますが、市といたしましては、県全体で取り組むべき案件でもあると考えていることから、県や関係機関と連携しながら、県の助成の周知を図ってまいりたいと考えております。

○8番議員（恒吉太吾） 是非ですね、県にだけ任せるのではなくて、本市としてもですね、やはりこのインバウンド、本当に生命線だと思いますので、市としてもこれから取り組んでいただきたいと思います。

今、教育部長の方からございました市の青少年海外派遣事業、これについてちょっとお聞きしたいと思います。先ほどから述べておりますように、海外旅行を推進するというのはですね、定期便を存続させるっていうのはもちろんなんですが、それ以外にも、これからの次代を担う若い世代の方々が、自国以外の方々との交流を深めて相互理解を持ってもらいたい、深めてもらいたいというふうに思っております。そういった思いからですね、私、先ほどから、この若いうちに外国や地域を訪れるために、パスポート取得であったり、旅費の助成ができないかというふうに伺っております。自分の暮らしている日本や指宿について、改めて深く考え知る機会になると考えておるからです。そのような経験は少しでも早く、早いうちにしてもらった方がいいというふうに思っております。そしてですね、実際に外国に出掛けてみますと、何が旅行者にとって困ることなのか、不便なのかということがよく分かると思います。実際に自分が行って困ったこと、こういったことが指宿では実際どうなんだろう、そういったことをフィードバックできれば、もっともっと、この指宿というのは、観光客にとって優しい町になっていくのではないかというふうに思っております。その点からもインバウンドとアウトバウンドは表裏一体のものではないかというふうに思っております。是非ですね、今、派遣事業についてありましたが、子供たちの未来のために、そして、この町の未来のために様々な国の文化や人々と触れ合うことの重要性、このことについてどのように考えているか、この点、市長にお答え願えないでしょうか。

○市長（豊留悦男） 感性の豊かな青年期、少年期に海外での生活、又は異文化に触れることっていうのは、その後の成長に大きな影響があるだろうと思っております。これから、先ほど申し上げましたけれども、指宿の子供たちが夢を持って大きく羽ばたくためには、このような取組っていうのは、積極的にやらなければならないと思っております。今

後、企業においても様々なボーダレス社会、つまり、国境を越えた交流、事業というのはなされるのが予想されます。そのためにも、この国際交流を含めた青少年の派遣事業等については、本市としても積極的に取り組んでまいりたいと思います。

○8番議員（恒吉太吾） ありがとうございます。市長の答弁にもありましたようにですね、もっと多くの子供たちに様々な国や文化、習慣に触れる機会をつくってもらいたいと思います。

さっき言われました青少年の海外派遣事業にもっと多くの生徒の皆さんを派遣できないか、参加できないかという観点から質問させていただきます。現在ですね、先ほどありましたように、1年ごとにロックハンプトンの方に20名の中高生の方々が参加しておりますが、この募集定員自体をですね、今現在20名になっておるんですが、もっと増やすことができないか、増やしてほしいというふうに思っております。昨年なんですけど、中学生の定員10名だと思いますが、定員を超えた場合、この扱いについてお聞きしたいと思います。同様にですね、高校生ももし定員を超えた場合、どういった扱いなのか。全員が行けるのかどうか。昨年の実績と照らし合わせてお答えください。

○教育部長（下吉一宏） 昨年度におきましては、応募が中学生が15名ございました。高校生が13名と。28名の応募があったわけですが、高校生につきましては、いろいろなことがございまして、最終的には10名ということで、募集の10名の中に納まったわけですが、中学生につきましては15名ということで、5名オーバーということでございました。これにつきましては、選考基準とかいろいろございますが、最終的には、同じ条件であれば抽選ということで、公正に抽選の結果、5名は行けなかったということで、10名という、そういった経緯になっているところでございます。募集人員を増やせばということでございましたけども、過去の実績を申し上げますと、平成18年度が10名、19年度が18名、20年度が16名、平成23年度が15名、25年度が18、27が12ということで、いずれもこの20名を下回っている状況がございましたので、29年度におきましては、そういった状況でございましたけども、私どもといたしましては、この20名、とにかく20名を派遣するという形で周知等を積極的に図ってまいりたいと考えているところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） 今、部長の方から公正な抽選、くじ引きですかね、によって5名が外れたって、この5名の方たちは熱い思いがあって海外に行きたい、体験したいというこの子供たちの気概をそぐようなことはしないように。是非ですね、この5名分ぐらい何とかならないんですかね。今、補助の話ありましたが、5名であれば市の補助が15万円、75万円。見るとことによりまして、この派遣事業、ふるさと納税の方からも一部原資が出ているというふうに思っておりますが、その点間違いなかったでしょうか。

○教育部長（下吉一宏） 財源のほかの件につきましては答弁をさせていただきますが、5名抽選で落ちたと、外れたということでございますが、この20名につきましては、オーストラリ

アのロックハンプトン・グラマースクールと交互の受入れをしている関係ですね、単純に増やすということができないと。先方との協議を図りながら、この20名ということで決めてきている経緯もございますので、増やすことにつきましては先方の受入れ、そういったところ等も協議をする必要があろうかと考えているところでございます。

○総務部長（有留茂人） ふるさと応援基金の活用についての御質問ですが、青少年交流事業費に充当をしているところであります。

○8番議員（恒吉太吾） 今、確認させていただきまして、ふるさと納税も使われているということで、この中で、ふるさと納税見てみますと、国際共栄都市の実現に関する事業というものも入っていると思っております。その実現のためにも是非ですね、希望する熱意を持った生徒の皆さん、行っていただきたいと思っております。今聞きますと、受入れ先の問題、あるように思いますが、そういったところもですね、こちら側から熱意を持ってしていけばもっと道が開かれるのではないかと、子供たちに是非夢を見させる、経験を積ませることは我々大人の責務だと思いますので、是非ですね、今後も拡充、拡大に向けて取り組んでいただきたいと思っております。再度になりますが、もう一度お答えください。

○教育部長（下吉一宏） 事業の拡大の件でございますが、まずはこの20名の枠がございますので、これをしっかりと確保し、そしてまた、拡大については検討をさせていただきたいと思っております。

○8番議員（恒吉太吾） 是非ですね、拡充に向けて取り組んでいただきたいというふうに思っております。

次に、観光振興策、最後の質問になります。今までの入込数、本年度の入込数や宿泊者数については聞いたんですが、来週の放送、16日をもって大河ドラマの方も最終話を迎えることとなっております。過去、篤姫を見ましても、それ以外ですね、様々な自治体を見ましても、放映年度の翌年の反動、落ち込みというのはとてつもないものがあるというふうに思っています。本市においても経験されているので、一番その点、認識されていると思っておりますが、来年度の観光客の入込、宿泊者数の予測、どのように立てているかお答えください。

○産業振興部長（川路潔） 来年度の入込客・宿泊客数の見込みについての御質問ですが、2019年においては、国内人口が減少し続ける中で、大河ドラマ西郷どんの終了もあり、本市への国内観光客数の減少は避けられないものと考えております。しかしながら、2020年の東京オリンピック・パラリンピック、また、鹿児島県では、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会、さらに、2025年には大阪府で国際博覧会が開催されます。これから、国内外の人の動きが加速している中で、市といたしましても、これらの機会を逃すことなく、本市の観光振興に努めてまいりたいと思っております。特に、インバウンドの部分につきましては、国内の宿泊が少なくなる中で、インバウンド客は増加するものと思っております。つまり、国内旅行者の減少をインバウンドがカバーするというような構図になるのではないのかなと考えておりま

す。このようなことから、2017年の入込客数、317万6千人、宿泊客64万6千人を目標にしながらか積極的に各種施策を取り組みたいと考えております。

○8番議員（恒吉太吾） 是非ですね、今言った数字、しっかりと達成と言いますか、できるように様々な施策、取り組んでいただきたいんですが、その様々な施策ってのはかなりぼやっとしてますので、具体的にこれからどういったことをしていくのか。誘客に対してどのような事業を行っていくのか、何点かお示しいただきたいと思ひます。

○産業振興部長（川路潔） 国内においては、今月から愛知県にある中部国際空港セントレアと連携いたしまして、中部地域からの誘客につなげることを目的とした、キャンペーンを今月8日から来年の2月28日まで3か月行っております。そのほか市では、本年度、国内旅行者のニーズの多様化や、旅行スタイルの変化等に対応した、魅力ある観光地づくりを推進するため、新たな戦略・指針・行動計画の立案を進める、面白い指宿市を作るプロジェクト事業を、市内観光関係者や、企業、団体等に参画いただきながら実施をしております。来年度以降は、立案された戦略・指針・行動に基づきまして、地域固有の資源を活用した、体験・交流要素のある着地型旅行商品の構築を推進しまして、旅行客の滞在時間の延伸や、地域の付加価値を高める取組を進め、誘客や宿泊者数の増加を図ってまいりたいと考えております。また、インバウンドにおいても、指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略や、香港を中心としたアジア圏域からの誘客戦略に則りまして、海外現地で開催される旅行展示会への出展や、旅行代理店等へのセールス活動、また、バス借上げ費用助成などを継続的に実施し、誘客を図りたいと考えております。

○8番議員（恒吉太吾） 来年度以降もいろんな施策、取り入れて、あと行政だけではなくですね、是非、民間の力も活用していただきながら、特に今おっしゃってました海外のエージェントなんかは、市が行くよりは民間の方が行かれた方がもっとも手広くというか、深くつながると思ひますので、そういった活用も考えていただきながら進めていただきたいと思ひます。観光振興策については以上になります。

次は、地域おこし協力隊と集落支援員制度についてお聞きしたいと思ひます。先ほど活動状況、人数ですね、そういったものについて取組をお聞きしましたので、今後の取組についてこれからはお聞きしたいと思ひます。それぞれの隊員の皆さんが自分の持っている強み、そういったものを生かして活動されているというふうにお思ひしており、大変ですね、この指宿を選んでいただいたこと、この町で何か活動していただくことに大変ありがたく思ひしております。今後ですね、是非、この地域おこし協力隊、集落支援員制度、活用していただきたいと思ひますが、今後の募集、採用の状況、計画はどうなっているか、お示しください。

○総務部参与（中村孝） 現在、地域おこし協力隊の募集につきましては、現在、5名の方がいらっしゃるんですけども、一番最初に募集した方が来年度3年目を迎えるということで、その代わりの方を来年度1人、それとあと、国体のコンベンション、国体の関係でですね、そ

ういう方に、地域おこし協力隊の力というか、そういうのにも任務をしていただきたいという形で来年2名の方を募集をする予定にしているところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） 今後も募集していただくってということをお聞きしまして安心しました。今、国体スポーツ・コンベンション関係で1人募集する、採用するということが出ましたが、ちなみに、これから誘致であったり、PRですね、どんどんしていくというふうに思っていますが、市の職員と同じように、新しく、もし地域おこし協力隊を雇った場合ですね、同じようなPR活動であったり、研修、出張、同じように行えるのかどうかお聞かせください。

○産業振興部長（川路潔） まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきまして、平成31年度中にスポーツ・コミッションの組織化を掲げておりまして、その設立に向けた研究会をこの10月、行政と民間の合同で立ち上げたところであります。新たに採用予定の地域おこし協力隊には、スポーツ・コミッション組織や、ワンストップ窓口体制の構築、スポーツ・コミッション設立後の情報発信やPR活動、スポーツ大会や合宿等の誘致活動の運営支援等の業務を予定しております。来年度は、主に、本市の特性を生かしたスポーツ・コミッション組織の立ち上げと、情報発信やPR活動を行うためのパンフレットの作成に携わっていただきたいと考えております。また、合宿誘致活動としまして、Jリーグチームなど直接訪問し、市サッカーグラウンドや宿泊施設などの情報を提供いたしまして、キャンプ誘致セールス等を行う予定であります。地域おこし協力隊の活動費につきましては、平成31年度当初予算に提案させていただくこととなりますが、今申し上げました合宿誘致に関する旅費などのほかに、地域おこし協力隊が自分のアイデアや新たな視点を生かして、これまでの考えに捉われなような事業展開ができるよう、予算措置を検討したいと考えております。

○8番議員（恒吉太吾） かなり柔軟な対応、その持っている個性であったり、そういったものを生かせるような形になると思いますので、期待しております。この国体スポーツ・コンベンションも、大迫室長をはじめとして猛者ぞろいですよ。それと一緒に戦える、頑張っていける人間を是非募集していただきたいというふうに思っております。

先ほど、任期の話が出ました。3年で地域おこし協力隊は、一応、一つの区切りということとなっておりますが、それで新たな地域おこし協力隊を募集していくということなんですが、この3年間、集落支援員で言えば5年ですよ。この3年、5年っていうのをこの指宿で過ごした経験、知見というのは大変大きいものがあるというふうに思っております。その経験とか知見をですね、任期が終わったからそれでおしまいというのでは、かなりもったいないのではないかとこのように思っております。それで終了というのは意味もありませんので、3年間、国が交付税をくれたから雇いました、そういった話ではなくてですね、次につながる、この町の地域づくりにつながるような形を取っていただきたいというふうに思っております。地域とのつながりや活性化、何よりも、地域づくりというのは、3年で終わるもので

も、5年で終わるものでもありません。事業の引継ぎであったり、いろんな経験をしっかりと役立てる、引き継いでいく、そのやり方についてどのように行っていくのか、今後の課題、やり方を教えてください。

○総務部参与（中村孝） 任期終了後の事業の引継ぎでございますけれども、地域おこし協力隊員や集落支援員が担っているそれぞれの業務につきましては、短期間で成果が出るものは少なく、そのため、任期に関わらず、長期的視点に立って継続的に行っていく必要があると考えております。地域おこし協力隊については、隊員と担当職員とが1年目から定期的にミーティングや個別面談を行うことにより、事業の目的や進捗状況など、情報の共有が図られ、任期後の事業の引継ぎもスムーズにできるのではないかと考えております。集落支援員につきましては、職員と連携し、日頃の地域など集落巡回及びその状況把握や、集落の振興施策への協力等について、記録整理するようしており、また、重点的な支援については、その設計について職員とミーティングを行い、情報共有を図ることとしていることから、継続した支援の引継ぎはできるものと考えております。

○8番議員（恒吉太吾） 是非ですね、それぞれの経験、知識、引継ぎができるような形にしていただきたいと思います。

先ほど、活動費のところはお聞きしたんですが、この協力隊員のサポート体制についてお聞きしたいと思います。その財政的な支援というのはもちろんのことなんですが、なかなか知らない土地に来ると、精神的に孤立して、途中で辞めざるを得ない隊員も他自治体ではいるというふうになっております。そういった面をですね、是非サポートしていただきたいと思います。そういった意味で質問させていただきます。今言いました活動支援、そういったものがですね、サポート体制がどうなっているのか。財政支援の面、もう一度お答えいただきたいのと、活動支援、心理的な面のサポートがどうなっているのか、2点お聞かせください。

○総務部参与（中村孝） 隊員に対する支援についてでございますけれども、地域おこし協力隊であれば任期終了後も本市への定住、希望する場合に、一番のハードルは仕事であろうかと思っておりますので、市として、店舗リフォーム等の創業に関する助成金などもあるところでございます。それ以外につきましても、各種研修会への参加、資格等の取得に向けた支援、隊員と市内事業者との出会い・交流の機会の提供など、隊員が本市で定住できるような、継続的なサポートをしてまいりたいと考えております。それと、隊員が孤立をしないためのサポート体制についての御質問ですが、地域おこし協力隊を孤立させないためには、日頃からコミュニケーションが何よりも大切であろうと考えております。隊員と担当職員による月1・2回程度、定期的なミーティングを行ってきているほか、必要に応じて個別面談や懇親会等を行うなど、気軽に相談できる環境づくりに努めているところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） 是非ですね、協力隊員の皆様も働きやすい環境のために、そういった

孤立化を防ぐためにも、様々なサポートをしていっていただきたいと思います。

今、ありました創業支援なんですけど、これは市の制度になりますでしょうか。

○総務部参与（中村孝） 現在、特別交付税で措置をされている地域おこし協力隊が、起業、それとあと、事業の引継ぎをする経費としては、最終年度、又は任期終了翌年の起業をする者に対して、1人当たり100万円の措置はあるところがございます。それとあと、市としまして、店舗リフォーム等の創業に関する助成金という市の制度があるということがございます。

○8番議員（恒吉太吾） 創業支援に関しては、市ではないという形ですね、国なんですかね、であるならば、その店舗リフォームもすばらしい事業ではあるんですけども、この地域にですね、やっぱり任期が終わったあとも残っていただきたいというのであれば、国から多分100万円、起業支援という形で、任期後もあると思うんですが、市として、それ以外に、起業する場合の支援ができないのか、お金の話ばかりで申し訳ないですが、100万円のできる事業と、あと100万円あればできる事業、大分違ってくると思うんですが、市としても、国だけに頼らず起業の支援ができる体制をこれから作っていくことができないか、リフォーム事業以外で考えがないか、教えてください。

○総務部参与（中村孝） 現在、地域おこし協力隊につきましては、先ほど言いました任期終了の年、また、その翌年に限って100万円のあるところがございますけれども、今後、指宿市の方に定住をしていただき、そういう定職、起業をしていくということで、市としてできるものがあればですね、今後検討をしていきたいと思います。

○8番議員（恒吉太吾） 是非ですね、任期が終わっても、この町に住んでいただきたいと思っておりますので、様々な施策、考えていただきたいと思っております。

最後の質問になります。最後ですね、指宿市版のまち・ひと・しごと創生総合戦略での位置付けについてお聞きしたいと思います。この中で、四つの基本目標の中での②の地方への新しいひとの流れをつくる。④の時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域が連携するということは、これからですね、正に、この地域おこし協力隊であったり、集落支援員が担っていくところであるというふうに思います。協働のまちづくりを推進していく中で、地域と地域の連携、地域課題の解決や地域活性化において、この協働というものがですね、ますます重要になってくるというふうに認識しております。最後の質問になります。創生総合戦略でのそれぞれの位置付け、どのようになっているか。どのように考えているか。そして、地域との連携についてですね、今後どのように行っていくのかお聞きします。

○総務部参与（中村孝） 指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略における、地域おこし協力隊と集落支援員の位置付けにつきましては、雇用に関する基本目標、それと、新しいひとの流れに関する基本目標、安心・安全なまちづくりに関する基本目標に掲げる施策や事業が該

当するところがございます。具体的には、移住促進策に掲げる、Welcomeいぶすきコンシェルジュ配置事業や、新たな地域コミュニティの組織化・小さな拠点づくりに掲げる、コミュニティアドバイザー配置事業が、地域おこし協力隊と集落支援員の配置事業に該当するところがございます。また、配置事業という形ではなく、地域おこし協力隊を活用した事業としましては、地域経済の振興と雇用の創出のための事業として掲げる、企業活動の事業拡大支援事業や、中心市街地活性化による賑わいのあるまちづくりの施策に掲げる、歩いて楽しめるまちづくりなどにおける商店街活性化の事業の展開、移住促進に掲げる、空き家・空き店舗活用事業におけるモデル地区への支援などが、該当するところがございます。

○8番議員（恒吉太吾） 是非ですね、この総合戦略の中でも位置付けておりますので、重要な場所を担っていただきながら、今後ですね、本市の発展に努めていただきたいと思います。

以上で、終わります。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	0時25分
再開	午後	1時24分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新川床金春議員。

○19番議員（新川床金春） 皆さん、こんにちは。19番、新川床。私は、日本税制学会会員として無駄な事業を見直し、将来の指宿を担う子供にツケを回さないため、一般質問を行いますので、的確な答弁を求めます。

まず初めに、市長の政治姿勢ということで、総合教育会議についてですが、文部科学省で、総合教育会議は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地域に対する国の関与を見直すことを図るとなっています。総合教育の目的、協議、調整事項はどのようになっているのか、答弁を求めます。

次に、鰻池の水質問題について。1番目、水質調査結果についてですが、担当課の説明では、原水は大分改善されてきている中、4月から7月までのジェオスミン濃度は、基準値を下回っていたが、8月、9月の夏場に基準値を少し超えたとの報告を受けていますが、その後の結果について答弁を求めます。

2番目の小雁渡浄水場の水質改善について。急速ろ過機を設置し、浄化対応をするとの報告を受けています。水質改善策は、どのような工程が追加されているのか、答弁を求めます。

3番目の小雁渡浄水場の整備計画・予算について。6月27日に開催された全員懇談会で、今後の整備計画についてということで、今後起り得ることを考慮し、小雁渡浄水場施設内の増設計画の説明があり、当初の事業計画案は2億5,000万円だったが、約3倍の事業費が必要

になる見込みであると報告がありました。市民は安全で安心して飲める飲料水の提供を受ける権利があります。小雁渡浄水場に約8億円の事業費を掛けると、今後の水道事業会計はどのようなになるのか、答弁を求めます。

水質浄化装置の増設について。水質浄化装置の効果は、これまでの水質調査で十分出てきています。カビ臭の要因は、鰻池の富栄養化によって異常繁殖する植物プランクトン、ラン藻類や放線菌が作るカビ臭物であると1年前から分かっています。既に1年が経過しましたが、ラン藻類や放線菌の撲滅のため、どのような対策を講じてきたのか、答弁を求めます。

次に、地熱発電所問題について。1番目の山川フラワーランド組合との市長面談について。9月に開催された第3回定例議会の同僚議員の一般質問の答弁で、市長は、私が直接話をして、もしものことがあったときの対応については納得いけるような話をしてまいりますと答弁していますので、自ら出向き面談し、もしものときの対応策についてどのような話し合いがなされたのか、答弁を求めます。

2番目の地熱発電利害関係者排除の答弁について。JOGMECと調整する中において、利害関係者の整理をしたと9月議会で答弁していましたが、JOGMECと協議した日時、担当部、担当者について答弁を求めます。

3番目の地熱資源量の把握のための調査事業費助成金交付要綱について。経済産業省、JOGMECから事業費採択のため交付要綱が示されていると思います。交付要綱の中で不採択になった原因と捉えられる箇所について答弁を求めます。

4番目の地熱資源量の把握のための調査事業費助成金不採択の要因について。平成28年3月の地熱の恵み活用プロジェクト事業の修正案は、市民への十分な周知、説明を多くの議員が求めた結果、修正案が可決されました。地熱発電事業に不安を持つ多くの市民の声が、経済産業省はじめJOGMECなどの関係事務所に届いた結果、今回の助成金が不採択になったと思います。市として、今回の事業費不採択の結果をどのように捉えているのか、答弁を求めます。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（豊留悦男） 教育についての御質問でございます。大変、教育に関しては造詣が深く様々な観点から質問をいただき、感謝を申し上げます。総合教育会議は、地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的に設置されております。本市における、本年度の総合教育会議の開催について、11月27日に学校規模の適正化についてを議題とし、総合教育会議を開催をしたところであります。

次に、鰻池の件でございます。鰻池の水質改善策を策定するための基礎データを収集するため、本年6月以降より、詳細な15項目の測定を実施しているところであります。水素イオン濃度、科学的酸素要求量、溶存酸素濃度、全窒素、全リンの測定値から判断をしますと、

昨年よりは良好な状態にあると評価をしております。評価のポイントであると考えている溶存酸素量につきましては、昨年は3月頃を境に急激に減少しておりますが、今年は穏やかな減少となっているところであります。

以下、いただきました質問については、担当部長等に答弁をいたさせます。

○水道事業部長（井手久成） 最初に、ジェオスミン濃度につきましてですけれども、山川庁舎での水道浄水の調査によりますと、ジェオスミン濃度は、8月21日の13ナノグラムパーリットル、そして、9月27日の12ナノグラムパーリットルを超えておりますが、基準であります10ナノグラムパーリットルについては、それ以降、降下しております。10月30日現在では、ほぼゼロというような値になっているところでございます。

続きまして、水質改善についての御質問でございますけれども、平成29年8月頃から鰻池を水源とする水道水にカビ臭が発生しております。これは、臭気物質であるジェオスミン濃度の上昇が原因であります。水道課といたしましては、臭気物質であるジェオスミン濃度の数値低減を図るため、小雁渡浄水場の混和槽内で原水の曝気作業、エアレーションを行うとともに、粒状活性炭を用いた臭気物質の吸着を行っております。また、鰻池取水場では、導水管内へ活性炭水溶液を注入しております。しかしながら、混和槽内における滅菌処理により、放線菌が死滅し、新たなジェオスミンを放出することが判明したことから、平成30年8月から導水管内へ次亜塩素酸ナトリウムの注入を行い、生きている放線菌を早く死滅させる改善策を行っております。これにより、昨年度以上に臭気濃度の低減が図られているところであります。

次に、小雁渡浄水場の整備計画・予算についてであります。現時点における整備計画は、急速ろ過機1基の増設であります。平成29年9月議会の委員会において、事業費は2億5,000万円程度必要と説明いたしました。その後、原水の水質悪化と放線菌の検出により、新たな浄水施設の建設と処理方法の見直しが必要となりましたことから、平成30年6月27日の議員懇談会において、当初の3倍以上の事業費が必要であろうと申し上げたところでございます。議員御指摘の8億円につきましては、現在、環境政策課が行っている鰻池の水質改善に向けた取組による水質の状況を踏まえた上で具体的な処理方式を検討することになります。その後、施設の詳細設計に移行する予定としているところでありますので、金額については申し上げられないところでございます。

○市民生活部長（上田薫） 水質浄化の増設についてということでございました。その中で、鰻池の富栄養化に対して、窒素とリンのことも触れましたけれども、全リン、全窒素が増えることによって富栄養化された湖の水質になるわけですけれども、それについては、5月頃からの数値としては最初は良かったんですけども、9月、10月、ちょっと数値が超えた、一部超えたところもございます。その中で、昨年カビ臭が発生したことも要因の一つであるということも言われておりますけれども、大抵が放線菌の死滅することによってジェオス

ミンが発生したということもありまして、その改善策といたしまして、湖底の溶存酸素量が少なくなったということもありまして、全層で溶存酸素を増やすということで、そのアクアファインということを導入をしてきているところでございます。その結果、現在は改善をしているというところでございます。

○総務部参与（中村孝） 地熱発電事業の諸問題についてでございますが、まず、山川フラワーランド組合との市長の面談についてでございますが、面談はまだしていないところでございます。

次に、地熱発電利害関係者の排除の答弁についてでございますけれども、この排除したという答弁ですけれども、排除ではなくて、整理したという形で答弁をさせていただいているところでございます。これにつきましては、利害関係者の整理をするように6月上旬に求められましたので、JOGMECと電話でのやり取りとなっているところでございます。

次に、助成金の交付要綱についてでございますけれども、地熱資源の把握のための調査事業費助成金交付事業の平成30年度公募要領において、調査内容に応じた主な要件として次のとおり掲げられているところでございます。利害関係者、地元自治体・温泉事業者・地元住民・既設の地熱発電所又は開発中の地熱発電所を運営する事業者などが明確になっており、かつ、当該利害関係者の理解が得られていることとなっているところでございます。

それと、地熱資源の把握のための調査事業費助成金の不採択の要因の部分でございますけれども、市では、平成28年の4月から10月にかけて市民や各関係団体向けに13回の説明会や意見交換会などを開催し、473名の方々が参加されております。また、凍結後においても市内全域で15会場、440名の方々に説明し、凍結前を合わせて913名の方に御説明してまいりましたので、一定の理解はいただいているものと考えているところでございます。

○教育部長（下吉一宏） 教育委員会にも関連がございますので、総合教育会議の協議事項は何かという御質問でございましたので答弁をさせていただきます。総合教育会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第1条の4に定められておりまして、地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についてということうんぬんされておりますが、具体的には、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策、そしてまた、児童・生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又は、正に被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置、こういったものについて協議、調整を行うということになっているところでございます。

○19番議員（新川床金春） 2回目に入りますが、時間の関係で順番を入れ替えさせていただきますと思います。

最初に、3番目の地熱発電事業について。山川フラワーランド組合との市長面談。9月議会の答弁では、市長自ら行動し組合と意見交換を実施すると思っておりましたが、神聖なこの場

で発言したことが実現されていないことに失望しました。指宿の首長が議場で大見得の発言をしたことになりましたが、なぜ面談が実現できなかったのか理由を市長に求めます。

○市長（豊留悦男） あくまでも申請、その他市民の意見を聴きながら申請して、それが事業として認められたときには、関係者に丁寧に説明して理解を求めるといふ、そういう考え方でございました。残念ながら、今回、この事業、不採択となりました。そういう意味で、この面談、今後とも採択へ向けての面談と、採択して後の協力の依頼の面談という、その二つに分けてやりたいと思います。神聖な議会の場所ですから、そのことについては確実にやりたいと思います。

○19番議員（新川床金春） 3か月前、この場で発言したことができていないことが、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が不採択となった要因ではないかなと私は思います。実際、いろんな調査を向こうもするわけですよ。逆に真摯な対応を、今朝の答弁でも、地域との共生というのがありました。そういうことができてなかったからじゃないかなと思いますが、答弁を求めます。

○市長（豊留悦男） 全くその趣旨とは関係はございません。

○19番議員（新川床金春） 国策の基本的な方向として、地熱については、円滑に導入するため、地域の共生した開発が必要、そして、中長期的な視点を踏まえた持続可能な開発を進めていくことが必要と。国策の内容にうたわれております。山川フラワーランドが利害関係者から整理されたことが、今回の不採択の要因と私は思っております。実際、先ほど利害関係者を整理するというのをJOGMECとの協議の下ということでした。どの部署がしたのか、再度伺います。

○総務部参与（中村孝） 今回のJOGMECからの指導というものにつきましては、平成30年度の助成金の交付申請をする中において、利害関係者を整理して、その承諾書が必要ということでありましたので、それについてJOGMECの方から説明があったということがございます。どこの部署で誰がということがございますけれども、JOGMECから利害関係者を整理するように求められておりましたので、8月上旬に市が整理したところでございまして、JOGMECの窓口については、地熱部の地熱開発課でございます。

○19番議員（新川床金春） ありがとうございます。今後、その部署に問い合わせてみますよ。国策の基本的なのが地域との共生と言われていっている中で、利害関係者を整理することはあり得ないんですよ。その人たち、しっかりと説得し納得できるようにやってくださいねっていうのが国策の根幹じゃないかなと思います。実際、そのようなことがですね、明記されている中、指宿市は、ほぼ反対の行動をしていると言わざるを得ませんが、副市長、国の政策と乖離していますが、どう思いますか。答弁を求めます。

○副市長（佐藤寛） 地域との共生という捉え方なんですけども、JOGMECの方で今回の申請において求めている事柄といたしましては、先ほど参与が答弁したとおりでございまし

て、利害関係者の理解が得られていることが書面等で確認できるものをいただきたいということです。この場合において、助成事業が行われる場所における温泉事業者等の同意書及び当該場所における自治会の同意書というものを求められておまして、そうした意味から、利害関係者をしっかりと申請者である指宿市は整理してほしいというようなことで、考え方を整理させて申請書に添えて提出させていただいたということでございます。

○19番議員（新川床金春） 地熱発電の導入に当たってはですね、開発に不安を要する温泉事業者をはじめとした地域住民の理解醸成が必要ではなかったのかなと思うんです。私が見た書類には、そういうを書いた書類もあります。しっかりと市民が納得し、そして、市民が市の活性化につながるという状況まで持って行くべきであったと思いますが、再度聞きます。利害関係者を整理、JOGMECがそのようなことを、担当部はもう聞きましたけど、言いますかね。以前、経済産業省にいた副市長ですが、国はそんなことを言うんですか、答弁を求めます。

○副市長（佐藤寛） 市民、あるいはその関係事業者への理解の説明というのはたびたび説明会を開催するなどして、あるいは広報紙などを通じて理解を求めてきております。一方で、今回の申請においては、利害関係者というものを、考え方としてしっかりと整理しなさいということ申請の添付書類として求められているってことです。大きな意味での利害関係者というか、であれば市民全体だと思えます。それは、温泉は取りも直さず市民の財産であるという認識の下に、市民全体が利害関係者であろうと思っております。ただし、この申請においては、先ほど申し上げたとおり、審査の中の過程において、助成事業が行われる場所における同意書というものが必要だということですので、それについての利害関係者としての整理が必要であったということでございます。

○19番議員（新川床金春） この事業はですね、平成23・4年から地下で動いてた事業じゃないかと思うんです。担当者が前上村副市長と人事交流で福岡に行ったときには、この流れがあったのかなと思います。その頃が24・5年だったと聞いております。そのあとに、九電から利害関係者となっていた山川フラワーランド組合に蒸気の配湯するけどいらんかという誘い水があったみたいです。この人たちを自分たちの手の内に収めることが一番かなということだったが、今回の山川ヘルシーランドの開発には私たちは聞いていないという組合員の心配事があったので、陳情が議会に出、議会では全会一致、山川フラワーランドの意向を承認したんです。その議会が承認した組合がですよ、今回、利害関係者から排除された。これは由々しきものですが、本当にこんなやり方で国策がまかり通るのか、答弁を求めます。

○市長（豊留悦男） 私が文章を読みますので、その意図するところを是非御理解をいただきたいと思えます。平成25年度にこの事業、補助事業の概要が示されております。本事業は、地熱資源開発の推進を図るため、地方公共団体や温泉事業者等が、地熱の有効利用を通じて、地域住民への開発に対する理解を促進することを目的として行うというのが一つでありま

す。つまり、あと一つは地域との共生という、これと地熱関係との深いつながりを大切にしなければなりません。補助事業の概要についても読みますので、是非御理解ください。地熱を有効活用して、地域の地熱利用促進に資する事業に対し、支援を行うことで地域との共生を図り、地熱資源開発を促進すると。これが利害関係かどうか、そして、本市が目指す地熱の恵みプロジェクトでどのような役割を果たすべきか、ということ等を考えたときに、私たちが判断したそのことが議員の質問の内容にあるようなことに該当するかどうか、私もなかなか理解に苦しみます。私どもの判断としては、間違った判断はしていないと思います。

○19番議員（新川床金春） 国のエネルギー政策に定めてる要項はこれまで言ってきました。そして、今回、JOGMECに補助金申請出した書類はここに、開示請求して私の手元にあります。その中の一部をこれからモニターでアップしますので、よろしくお願いします。平成30年度、地域資源量の把握のための調査事業交付申請の不採択についてということでここにもありますが、以前はですね、地熱の掘削申請したときには議員のタブレットにこのような書類はアップしましたよ。今回ですね、不採択になった内容は口頭だけでした。これ、私が開示請求出した書類です。そして、次に地熱発電に対する意識調査ということで出ております。実際、地熱事業に対する市民の意識調査結果では、地熱発電事業を推進すべき38.4%で、アンケート結果においては、より詳しい説明を求めるといものが最も多かったとなっております。平成28年11月に開催されたみんなで語ろう会のアンケート結果を提示してあります。今から拡大しますんで。12会場です、アンケート調査に出した方が、回答者が311人です。しかし、国に出した書類にはですね、これまで説明会を開催しても、各会場のことだと思います。10数人の参加者にとどまっていると記載されているんですよ。アンケートが一番多い山川図書館で55名、そして10数名の回答者があったのが3地区です、3会場ですね。しかし、これはアンケート結果です。参加者は何人いたのか、トータルでいいです。そして、一番多い会場の人数を教えてください。

○総務部参与（中村孝） このアンケートを採ったときの参加者の人数でございますけれども、371名で311名の方から回答があったということでございます。この中で一番多かったのは山川図書館ということでございます。

○19番議員（新川床金春） 私が調べたとおりの数字が来て、安心しました。実際ですね、参加者が少なかった会場は大変残念なんですけど、私の住んでる魚見校区が15人でした。しかし、15人はアンケートを出しております。それ以外はですね、20人から61人いるんですよ。この12会場で割りますと何名になりますか、答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） 単純にこの311を会場数で割りますと、30.9人ということになります。

○19番議員（新川床金春） ですから、環境省に出した書類もアンケート結果がおかしいと。そして、鹿児島にある自然公園保護官から訂正を求められたことがあります。しかし、また

今度出した書類にはですね、平均30.1人参加者がいると、一生懸命市民が心配して、いろんなこと、市のことを知りたくて参加した人たちが10数人しかいなかったと。これは、市民の努力を無駄にするような、ないがしろにするような数字なんですよ。どう思いますか、副市長。

○総務部参与（中村孝） このアンケート結果の中にありますけれども、アンケートの結果では、そういうことになっておりますけれども、その下に書いてありますけれども、これまでの説明会を開催してもという形で記載をさせていただいているところがございます、これまで凍結前及び凍結後に行ってきた地熱開発を含め、それ以外の説明会等の状況も勘案して10数人という形で掲載をしたところがございます。

○19番議員（新川床金春） ここにですね、グラフがある中に、平成28年4月からとか、7月にかけてとかいろいろ書いてあるんですよ。基本的には、凍結後の平成28年11月に市内12か所の市長と語ろう会とここに書いてあるんですよ。そして、グラフもここに出ているんですよ。先ほど出ました、グラフが提示しながら数10人って書いてありますよ。これがなくて、会場ごとに10数人でしたっていうのは分かりますよ。ここに書いてあるんですよ。それで、参加した人たちが、地熱だけじゃない、いろんな問題を、山川の大山地区だと太陽光の問題があったりしたから出てきたのかなとかいろいろあるんですよ。自分たちの地域を心配するときに出てきた市民の声が10数人で終わってます。そのことは肝に銘じていてください。

次にですね、地熱資源の不採択になった理由というのが、先ほども聞きました。国のエネルギー政策で一番大事なのが地域との共生なんです。副市長、共生のためにただ説明するだけでなく、市民が納得できるようなことをしてきたのですか、答弁を求めます。

○副市長（佐藤寛） 市民の心配する声、あるいは、その懸念する声については真摯に回答できるような形で説明会などを開催したと、私は思っております。

○19番議員（新川床金春） 指宿の観光事業者、オーナー会がですよ、地熱発電を心配し、泉都指宿を守る会というのがあります。その会が市長、副市長に来て説明をと求められていたが行ったのでしょうか。答弁を求めます。

○市長（豊留悦男） 泉都指宿を守る会とオーナー会との関連というのも、私はあまりよく理解をしておりません。オーナー会という会の成り立ちと言いますか、それも私は勉強不足でしょうか、分かっていたら教えていただきたいと思うところでもありますけれども、オーナー会というのがどのような目的でこの地熱というものについての意見を求めたか、そういうところについても私なりには理解をし、ことあるごとに情報というものについてはホームページ、市のホームページ等、そして、広報紙を通じてお知らせをし、理解を求めたとは思っております。

○19番議員（新川床金春） 地熱発電の問題は、まず、条例を作るときからいろいろありました。市と市民の財産と言いながら、地熱発電事業の乱開発を抑制すると言いながら、その

後、何件地熱開発事業者が参入したか、答弁を求めます。

○副市長（佐藤寛） その後という意味がよく理解できなかったのですが、その後はいつからのことを指して議員はおっしゃっているのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時06分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○副市長（佐藤寛） 反問権の行使をお願いいたします。

○議長（福永徳郎） ただいまの反問権について、許可をいたします。

説明をお願いいたします。

○副市長（佐藤寛） ただいま、議員のお尋ねの時期の開始ですね、いつからのことをお尋ねなのかということをお願いいたします。

○議長（福永徳郎） ただいまの反問についての回答を求めます。

○19番議員（新川床金春） 私は、条例制定したと言いましたので、条例制定が27年の3月26日ですので、それ以降、掘削申請の申請をした会社、14・5社あったと思いますが、何社あったのか。

○議長（福永徳郎） よろしいですか。

○総務部参与（中村孝） 協議会で審議をした件数でございますけれども、全部で15件ありまして、平成27年が11件、平成28年度が4件ということでございます。

○19番議員（新川床金春） それでは、27年以前の件数について答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） 平成27年度以前の、条例を作る前の件数でございますけれども、これにつきましては、県の方が掘削許可ということでございますので、本市の方では、協議会に諮っておりませんので、数値については把握ができていないところでございます。

○19番議員（新川床金春） 今朝の副市長の答弁で、今後、費用負担が起きることだったらしいということでした。平成28年に議会からですね、井戸が枯れたときの費用負担は、市と九電の費用負担割合について何回も説明を求めています、それは今後協議するということで2年半逃げてきました。しかし、今日びっくりしたのは、費用負担が発生するようなことはしないと午前中に発言しております。市の持ち出しは今後の井戸の掘削にはないということによろしいのか、答弁を求めます。

○副市長（佐藤寛） 議員おっしゃるとおりでございます。

○19番議員（新川床金春） それは、九電と覚書がもう済んでいるのかどうか、答弁を求めます。

○副市長（佐藤寛） 覚書はまだ結んでおりません。

○19番議員（新川床金春） 覚書のないものは困りますので、議会が終わったら至急、九電と

覚書をして、私は地熱開発は反対ですよ。もう絶対、今後、指宿市民の税負担がないという覚書を締結してから、市長は今後もある、開発をするんだということですので、しっかりとした覚書を議会、市民に提示していただきたいと思いますがどうでしょうか。

○副市長（佐藤寛） 地表調査は終了しております。これから、その地表調査の結果を基に地下深部の試井を行った上で、事業性があるかないかというのを確認してまいります。事業性があるのであれば、しっかりとした事業計画の中でしっかりと運転をしていかななくてはなりません。そうした前提に立つときに至ったならば、そうした運転開始前においては、しっかりとした覚書を締結しなければならないと思っております。ただ、今の時点においてはその事業性があるかないかもまだ分からない段階でございます。そうした中において、覚書を締結するというのはいささか拙速過ぎると考えております。

○19番議員（新川床金春） 九電は28年5月、指宿市議会議員を全員招集してですね、九重町は井戸の掘削費用は九電が全部持つと覚書をしているという文書があるということで私は九重町までもらいに行きましたよ。だから、できるんですよ。市民が心配してるのは今後の費用負担です。今日は児童の方が来ていますよ。この人たちが指宿市を今後担う皆さんですが、この人たちが大人になったときに、蒸気は5,000万円、井戸を1本掘るのに2億円、1億5,000万円の負担を指宿がするということだったら子供たち全員逃げていきますよ。指宿にいらなくなりますよ。どうですか。覚書を早急に締結する、そして、議会・市民にそれを提示する。再度聞きます、できませんか。

○市長（豊留悦男） 順番性というのがどうしても私理解できないところであります。やはり、覚書をしなさい。それは、地熱開発を推進する前提に立ったものであろうかと思えます。今後、先ほど申し上げましたように、地熱というものは、市にとってどういう役割を果たすのかという、その前提でこの事業はやっているわけでありまして。市に大きな後年度負担、又は課題が残る、温泉が枯れる、ヒ素、その他で魚介類がダメージを受ける、そういう事業だったらやりませんと言っているのではないですか。やはり、そこを理解した上で今後どうするか。そういう問題がないように説明をし、理解を求めていく。それが行政の仕事ではないかと思っているところであります。地熱開発、つまり、地熱の恵みプロジェクトにおいては、様々な思いがあるのを私は重く受け止めて、開発をし推進するとしたら、今後、様々な場で多様な意見を聴きながら、この事業というのは進めたいというのは、今までといささかも変わっていないというのは、先ほどの答弁の中でも述べたとおりであります。

○副市長（佐藤寛） 現在の事業の状況というのはF/Sの状況だということで御認識いただければいいんだと思えます。つまり、フィリビリティスターディをやっている、事業化可能性調査をやっているということです。ですので、発電事業の事業化が可能となった場合には、別途、発電事業についての協定を締結する。それが、事業化のモデルだとそのように考えているところでございます。

○19番議員（新川床金春） すいません、この資料の中にですね、おもしろいことが書いてあるんですよ。8月10日開催された地熱の恵み活用プロジェクトの内容です。3本あるのが1本でOKだったらどうするのかということで、担当者がですね、やり方としては3本を計画し、1本目の成分調査でその内容がどうあってでも、ヒ素が出たりいろんなことが出ても、計画どおり3本するって書いてあるんですよ。これは、ヒ素が出ても私たちは関係ない、するんだと。指宿の海岸にヒ素が出て大変なことになっても3本は掘るんですよって書いてあるんですよ。すごいことをこの文書に書いて、国に事業認可を求めていたんですよ。副市長、これ知っていますか。

○副市長（佐藤寛） 事業化計画を今進めている段階で、3本を掘削する計画にはなっていることは知っております。1本目が掘った場合にヒ素が大量に出たという場合についてですが、その場合においては、すぐに井戸元に栓をしますし、また出なかったとしても栓はします。2本目、3本目を掘ってトータルで事業化可能性のあるかないかを判断した上で、仮に、その成分が排水として出すことができないような成分であれば、それは還元井という形で地中に戻してやるなどのそうした対応も含めて、トータルで事業化可能性というのを調査するというのが今の期間だと考えているところです。

○19番議員（新川床金春） 次に入ります。今、いろいろ聞いて、心配は尽きないなと思いました。これからは子供たちのことについてお伺いします。9月議会の定例会ではですね、当初予算じゃなく補正で3小学校、1中学校に据え付け型のエアコン、そして、残りの9小学校、3中学校には置き型のエアコンということでした。悲しいなと思いながら、そのときの答弁が、山川・開聞は小学の再編があるのでそれを見据えながらやると。そしたら、指宿地区をすればいいがねって言ったら、それもうんとは言わなかった。教育長。9月から11月までの3か月間で指宿の子供たちの教育環境はどのように変わったのか。そして、全小・中学校に据え付け型のエアコンが付くようになったのか、説明を求めます。

○教育部長（下吉一宏） 私の方からは、エアコンのこれまでの経緯について説明をさせていただきます。9月の19日に追加提案ということで、今議員がおっしゃった、4小・中学校の設計の補正をさせていただきました。そして、その中で、あとの学校につきましてはレンタルで設置しようということでございます。説明といたしましては、学級数、生徒数が多いところから実施をします。それと、歳出の平準化。学校再編。それと、交付金も確保したいと、そういったことで19日に追加提案をさせていただいて、可決をしていただきました。その後、国におきまして、11月の7日だと思いますが、国の臨時交付金が創設をされました。国におきましては、この臨時交付金を使用して一挙にエアコンの設置を進めてくださいと、そういったことのでございましたので、11月の7日付けで9小学校、3中学校の設計の専決をさせていただいたところでございます。そういったことで、国のいろんな流れもございまして、そういったことで経緯をしてきたと、そういったことのでございます。

○19番議員（新川床金春） 9月議会ですすね、私たちは、泣く泣く9小学校、3中学校はレンタルで仕方ないなということで議員が採択したんですよ。そのときの説明があるんですよ。それでは、山川・開聞小学校の再編があります。山川地区のレンタルでしたときの費用と設置するときの費用があります。レンタルは1,000万円ぐらいかなと。基本的にはですすね、トータルで、指宿地区も入れて2,800万円でした。山川・開聞を入れるとどのぐらいなるのか。そして、設置した場合、総額で、私の予想では2億数1,000万円いると思いますが、答弁を求めます。

○教育部長（下吉一宏） ただいまの質問は再編に係る所の工事費の見積もりと、それと、レンタルが幾らになるかと、そういった質問かと思えますけれども、山川地域が4小学校、開聞が2小学校の合計で6でございしますが、工事費の概算といたしまして、南中の工事の実績を踏まえまして、概算ではありますけれども、約、工事費で2億2,000万円程度。それと、レンタル料といたしましては、この6校で、当時、6月から2月までの期間で1,616万3千円を予想をいたしております。

○19番議員（新川床金春） 山川・開聞地区、2億2,000万円程度掛かります。そして、レンタルだと1,616万円ということでした。大体、2億円ぐらいの差があります。それでは、これを付けて再編が行われたあとの小学校の利活用は検討されて、2億円の財源を投じるのか、答弁を求めます。

○教育部長（下吉一宏） 再編後のそのことも検討して、全ての小学校に設置するのかと、そういった趣旨であろうかと思えますけれども、私どもといたしましては、今回、国が臨時交付金を設けたということでございましたので、財源的にも一定の財源が確保されるということがございましたので、これから再編の作業が進められるわけでございますけれども、再編をして学校でなくなった所につきましても、いろんな活用方法があるということで、最大限利活用ができると、そういったことで、全ての小・中学校に設置をすると、そういったことで計画を進めてるところでございます。

○19番議員（新川床金春） それでは、そのようなことを各地域で協議したことがあるんですか。

○教育部長（下吉一宏） 学校再編につきましては、今どこに集約するか、そういった段階でございます。その集約する学校が決まりましたら、どこが学校でなくなると、そういうことが見えてきますので、そういうことも含めて、今からその跡地の活用については協議をしていくと、そういうことで、まだその点につきましては具体的な協議はされていないところでございます。

○19番議員（新川床金春） よろしくお祈いします。

それでは、小学校の再編について。平成30年3月に、指宿市望ましい学校づくり基本方針が作成されております。指宿地区では、柳田小学校が現在、北指宿中学校と南指宿中学校に

分かれて進学していることが問題になっていますが、柳田小学校区での保護者、地域住民への説明は実施されているのか、答弁を求めます。

○**教育長（西森廣幸）** 柳田小学校区の幼児を持つ保護者、小学生を持つ保護者を対象にして、望ましい学校づくりの基本方針の説明会を実施したところでございます。

○**19番議員（新川床金春）** モニターをお願いします。これは、柳田小学校のことを書いてあります。中学校に分かれて進学することの課題が出ているので、ステップ1からステップ5までありますが、いつまでに地域住民の説明をされるのでしょうか、答弁を求めます。

○**教育長（西森廣幸）** いつまでに柳田校区の説明を実施して終わりと、そういうステップは、今のところ、まだ具体的なものは計画していないところでございます。

○**19番議員（新川床金春）** 12月6日、指宿市望ましい学校づくり調整会議指宿地区合同会議があり、私も委員なので参加しております。その中で、西指宿中学校区及び柳田小学校のアンケート結果の説明があり、多くの方が柳田小学校が北中に付くか南中に付くかで何もできないよねと。北中に西中が来るのか、どうするのか。柳田地区の皆さんの声が届かなければこの協議会自体が進まないという話が出ました。ですので、2年間のこの協議会ですよ。その間にですよ、道筋を付けてほしいなという全員の声があったので、私は、この場を借りてやっております。柳田小学校区の皆さんは、まだ北中に全員行くか、南中に全員行くかって知らない方が多いんですよ。その中で、協議会が進んでる。これは矛盾があると思いますんで、早急にさせていただきたいと思いますが、年内なのか、年明けですぐできるのか、答弁を求めます。

○**教育長（西森廣幸）** 委員の委嘱は2年間の委嘱でございますけれども、その用務が終了するまでということもお願いをしているところです。柳田校区の再編につきましては、ただ子供たちだけの問題ではなくて、校区公民館とか、自治公民館とか、様々な団体等の再編も絡んできます。そういうことを考えると、そんなに早く結論が出る問題ではないのではないかなと思っております。そういう面で、この2年間で柳田校区の再編についての結論を出そうという考えは今のところございません。

○**19番議員（新川床金春）** 子供たちはどこの学校に行くのか心配している。この問題がもうホームページに上がっているんですよ。これを見れるんですよ、じゃないんです。だから、実際、これを知っている方もいますんで、お願いします。

それでは次に、鰻池の水質問題について。鰻池の水質改善をすることで、小雁渡浄水場の施設の増設費用が5億円いらなくなるかもしれません。原水を変えなければずっと消毒費なんかいるんですよ。ですので、鰻池のラン藻類、放線菌をなくするために、山川地区民、特に区長会なんかを通してですよ、みんなで協働できませんかということはどうなのか、答弁を求めます。

○**市民生活部長（上田薫）** 今、ラン藻類の話が出ましたけれども、ラン藻類というのは、水の

中に青色細菌が光合成を発することによって植物プランクトンを発生しまして、その関係でジェオスミンの発生をするということでございます。それも一つの様ではございますが、その関係で赤潮が出たりアオコが出たりということもあるんですけども、その関係は改善を、今年は水質の方も改善されているわけですけども。ただ、その葉っぱというか、植物の方からその腐葉土、要は葉っぱが腐食することによって、それが土壤に染み込んで、土壤の中に放線菌がいるということで、その放線菌を対応することによってカビ臭が発生しないということでございます。そのことについて、鰻池の湖面に対していろんな植物が生息しておりますので、その関係について山川地区の皆さんに処分をしてもらえないかということだろうというふうに考えております。それにつきましては、鰻池の所には外周のほとんどが山林ということもあって、人が立ち入り、落ち葉等の清掃を行える場所は限られているということもございますので、周辺の一部の管理を行うだけではどうしても不十分ということもありますので、それについては、地域の皆さん方の意見も、どの程度できるのか確認をしてですね、また検討していきたいというふうに考えております。

○19番議員（新川床金春） ありがとうございます。山川地区の人たちはカビ臭がする水を飲んでます。それをなくすためにはですね、やっぱり、お金を仮に200万円、毎年掛けたとしたら50年で1億円なんです。5億円の施設を造るか1億円で対応するか。費用対効果を考えたら地域住民にお願いした方が効果があると思います。再度伺います。市民の力を借りてですね、そして、山川地区の皆さんに、冷たくておいしい水を取り持つことはできないのか、答弁を求めます。

○市民生活部長（上田薫） 鰻池全体の水質改善につきましては、改善を図ることは大切であろうという事はもう考えております。現在、環境政策課と水道課で専門家の知恵を借りながら調査や分析を進めているところでもございます。その上で、池周辺において放線菌が流入している状況が見られればですね、その要因を除去する対策について検討していきますので、今後も地域の皆さん方と協働で検討していきたいと。それも含めてですね、できればいいなというふうに考えております。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	2時33分
再開	午後	2時44分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新宮領實議員。

○4番議員（新宮領實） 4番、新宮領實です。どうぞよろしくお願いをします。本日は3件の質問をします。

1件目は火葬場についてお尋ねをします。火葬場は、この世に生を受ける指宿市民のほとんどの方がいずれお世話になる場所であります。私ももちろんのこと、市長も然りでありま

すし、今ここにお見えの皆さん方も然りでございます。火葬は遺体が火葬され収骨することによってその人は亡くなったということを受け入れねばならない、非常に大切な場所であり、人を愛する県民性にして、指宿は死者に対しても、御先祖に対しても敬愛の念が非常に強い土地柄であると思っております。故に、火葬場は市民にとって崇高な場所であらねばなりません。建物の内外においても、火葬サービスにおいても最高のものであるべきと考えます。火葬場についての質問その1として、市長には、火葬場はどうあるべきかをお尋ねします。

2件目に、市営野球場整備についてであります。この件については再度の質問になりますが、6月議会において、市長には非常に前向きな御答弁をいただきました。市営野球場整備について、質問その1として、市営野球場整備は予定どおりであるかお尋ねをします。

3件目に、子ども食堂についてであります。子ども食堂は貧困対策の一つとして、2012年から始まり、現在では、全国で2,200か所を超え、参加した子供は、年間で述べ100万人を超えと言われております。指宿では有志の方々が第3日曜日に実施し、子供は無料、大人は300円で活動しているようでございます。子ども食堂について、質問その1として、子ども食堂の認識としてどう考えているかお尋ねをし、1回目とします。

残余の質問は質問席からします。本日は、これからの指宿を担ってくれるであろう開聞小学校、指宿小学校の生徒さんがお見えになっておられます。分かりやすく、真摯にお答えいただきますようお願いをいたします。

○市長（豊留悦男） 火葬場についての御質問をいただきました。私を含めて、この火葬場のあり方っていうのは、やはり、市民の最期の儀式の場、それにふさわしい施設でなくてはならないと思っております。本市の指宿・山川火葬場の施設維持につきましては市で行っておりますが、火葬業務や敷地周辺の草払い業務、トイレの清掃業務等については、施設ごとに個人と業務委託契約を締結しているところであります。利用される方々のいろんな思いに応えるためにどうあるべきか、今後も、この火葬場の在り方については検討をし、改善をしてみたいと思っております。

子ども食堂についてでございます。子ども食堂につきましては、地域のボランティア等の有志により地域の子供たちに対し、無料、若しくは安価、安い値段で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組として全国的に広がりを見せております。本市におきましても、地域の有志の方々により、現在2か所で運営されており、月1回程度の食事の提供をはじめ、遊び場の提供等、様々な取組を行っていただいているところであります。子ども食堂につきましては、地域の子供を孤立から守るとともに、子供の食育や居場所づくりに留まらず、地域住民との交流拠点としての役割も期待されているところでもございます。

以下、いただきました質問等については、担当部長等が答弁をいたします。

○教育部長（下吉一宏） 市営野球場の整備のスケジュールということで答弁をさせていただきます。

ます。本年11月16日に改修工事の設計業務に係る契約を行い、現在、設計業務に入ったところでございます。来年の、6月議会定例会で改修工事の補正予算を提案させていただき、議決後、速やかに事務手続を行い、翌2020年10月、鹿児島国体開催前までの完成を予定いたしているところでございます。

○4番議員（新宮領實） ありがとうございます。今ですね、1件目に火葬場についてのお尋ねしようと思ったんですけども、子供さん方がいらっしゃるんですので、火葬場の話よりも市営野球場の整備の方が非常に分かりやすいかなと思いますので、申し訳ございませんけど、この分だけはですね、入れ替えて質問をさせていただくことをお許しをいただきたいなと思います。

これまで指摘されていた改善すべき点は解消されるのでしょうか。

○教育部長（下吉一宏） 特に改善を必要とする点は、トイレが男女兼用で古いこと、観戦する方々が雨をしのげる場所が全くないこと、スコアボードが手動で非常に使いづらいことが挙げられます。今回の整備では、バックネット裏の既存の本部席やトイレ等を撤去し、新たに放送席、ミーティングルーム、トイレ、障害者観覧席などを設けた本部席を建設し、2階部分には観覧席を設けて、屋根を設置する予定といたしております。また、バックスクリーン・スコアボードも撤去し、電光得点掲示板を設置する予定でございます。

○4番議員（新宮領實） 60年を経ての大改修になりそうなんですけれども、昭和30年代、国鉄スワローズ、現ヤクルトスワローズのことですが、春のキャンプをしておりました。以来、気候的にも温暖で、温泉の魅力がありながら、プロのキャンプの候補地にも上がらなかったことも踏まえ、専門家の御意見や、指宿市出身の田之上慶三郎さん、今ソフトバンクの3軍のコーチでありますけれども、ああいうプロの方々の目で、市営野球場というのは、やっぱりこういう施設がないといけないというのを御助言をいただきながら、整備をするというのはいかがでしょうか。

○教育部長（下吉一宏） プロの方の目からいろんなアドバイスということは必要かと思っておりますので、そういったことも念頭におきながら作業を進めてまいりたいと思います。

○4番議員（新宮領實） プロが来るということはですね、その波及効果っていうのは非常に大きなものがあるのではなかろうかと思っておりますので、せっかく整備するのであればですね、やはり、プロがここでキャンプを張りたいというような施設にさせていただきたいなと思います。

次にですね、野球関係者の意見、言えば、地元で野球、今の市営野球場ですね、使っていていろいろお困りになっていらっしゃる野球関係者の方々もおられますので、そういう方々からもお話を聴く用意は持っていていらっしゃるのでしょうか。

○教育部長（下吉一宏） 整備内容の概要を決める際には、市の野球連盟、市のソフトボール協会指宿支部、合宿利用団体等から御意見を伺っているところでございます。特に、トイレと

スコアボードの不便さをお聴きしてるところでございます。これらにつきましては、今回の改修で最も重視すべきであると考えているところでございます。今後、設計を進めるに当たっては、野球連盟等の意見も引き続きお聴きして進めてまいりたいと考えております。

○4番議員（新宮領實） 今、るる御答弁いただく中でですね、私としても本当に嬉しさを隠せないところなんですけども。前に市長にお約束しましたけれども、キャンプ誘致にキャラバンを組む際は、私にも是非声を掛けていただければ、精一杯お手伝いはできる用意はございます。完成のあかつきにはですね、やはり、今さっき言いましたように、田之上慶三郎さんとかの野球教室とか、名球会にお声を掛けて、地域の野球少年とのですね、ふれあいフェスタ等いかがでございませうでしょう。今日、小学校の皆さんもお見えになっておられるようです。ここで、市営野球場整備にですね、強くお約束いただくようなお言葉、ございませんでしょうか。

○市長（豊留悦男） 私も小さい頃、プロのキャンプ、それを見に行つて野球選手になりたいという夢を抱いたのも事実でもございます。大リーグ等の野球場はボールパークという、市民にとっても、いろんな方々にとっても楽しめるような所が野球場でなくてはならないと、これまでの固定観念だけではなくて、野球場として、市民にどのように理解いただき、利用できるのか。そして、そのことで地域にどのような影響、つまり、スポーツによる地域の振興に役立つのか、様々な観点でこの野球場の整備というのは図ってまいりたいと思います。そして私も、この野球場が整備されたあかつきには、現在、数チーム、社会人を含めてキャンプにおいてですけども、プロを含めて、積極的に誘致に出掛けてまいりたいと思います。そのときには是非、議員の知恵を借りたり、一緒に行ったりできるようになればいいなと考えております。

○4番議員（新宮領實） ありがとうございます。市営野球場関係はこれだけにします。

あと、火葬の件はですね、最後に回してもらってよろしいでしょうか。子ども食堂について行きたいと思います。まだ、小さいお子さんたちに火葬場整備のことをお聞きいただいても、いかんせんかなという気持ちがしますので、やはり、子ども食堂というのはですね、今の皆さんたちがどちらかという対象になりますので、この分で3件目の子ども食堂についてお尋ねをしてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

先ほどの市長の答弁の中で、御答弁いただきましたんですけども、元々子ども食堂の一番最初の出発点って言うのはですね、やはり、貧困の対策、貧困という言葉というのはあまり、あまり私もこういう貧困うんぬんというのは、そんなに今使いたいという言葉ではございませんけれども、これはもう避けて通れないところがございますので、敢えて今こういうお話をさせていただきます。子ども食堂のお話を聞く中でいけばですね、まず、この貧困対策というのを避けて通れないんじゃないかなと思っているものですから、一応、この話をさせていただきます。市長の認識としてもですね、是非、貧困対策であるとは捉えていないん

でしょうか、どうなんでしょう。

○健康福祉部長（山口保） 子ども食堂につきましては、貧困対策も一部にはあると思いますが、当初、子ども食堂の在り方にありましては、貧困対策で始まったと思っております。そういう中で、子ども食堂を運営する中で、子ども食堂イコール貧困の子供たちだけというのはいかなものかというのがありまして、今、子ども食堂自体は、地域の交流の拠点というふうになっているのが現状でございます。

○4番議員（新宮領實） そうしましたら、貧困の実態把握はどのような基準で行われ、その課題、分析はしているんでしょうか。

○健康福祉部長（山口保） 子供の貧困の実態につきましては、生活保護を受給している子供のほか、ひとり親家庭や市の家庭児童相談所で対応している児童等、一定の把握をしているところでございます。市では、家庭児童相談室、2名の相談員を委嘱し、電話や窓口での相談に対応するとともに、学校や保育所等と連携し、問題のある家庭等を巡回・訪問しつつ、状況把握に努めているところでございます。また、家庭児童相談室で対応している案件につきましては、経済的に困窮している家庭も多く、貧困が様々な問題発生の要因となっているものと考えているところでございます。

○4番議員（新宮領實） そうした場合にですね、生活保護世帯の児童数、ひとり親家庭の児童数、児相室で、児童相談室ですね、児相室で対応している児童数。それらは全児童の何%にあるか、数も合わせて、それぞれは何%に当たるかまでお答えいただきましたらありがたいんですが。

○健康福祉部長（山口保） 生活保護世帯の児童数につきましては、平成30年11月末現在で11名となっているところでございます。18歳以下の児童の0.2%となっております。ひとり親家庭のうち、児童扶養手当受給対象児童数につきましては、平成30年11月末現在で751名となっているところでございます。18歳以下の児童数の12%となっております。市の家庭相談室での対応中の子供につきましては、平成30年11月末現在で247名となっております。18歳以下の児童の4%を占めております。

○4番議員（新宮領實） それでは、しっかりと対応はされていらっしゃるんでしょうか。

○健康福祉部長（山口保） 対応につきましては、それぞれの家庭相談員にしろ、生活保護にしろ、それぞれ対策には十分取り組んでいるところでございます。

○4番議員（新宮領實） 参考としてお聞きいただければよろしいかと思います。ひとり親家庭の貧困は2人に1人だそうです。子供の全国の貧困の数は287万人ということで、7人に1人が貧困であるという統計が出ているようでございます。これは参考に留めておいていただければよろしいかと思います。

次に、貧困対策は、どのように行われているんでしょうか。

○健康福祉部長（山口保） 子供の貧困対策につきましては、本年10月から開始されております

非課税未就学児に対する子ども医療費の窓口負担の無料化をはじめ、貧困率が高いとされる、ひとり親家庭につきましても、ひとり親家庭等医療費助成、児童扶養手当、ひとり親等学習支援事業等、様々な施策に取り組んでいるところでございます。市といたしましても、国や県などの施策を注視しながら、可能な貧困対策について、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○4番議員（新宮領實） 私はですね、確かに、貧困対策というのはあまり使いたくない言葉だろうと思うんですけども、私の考え方というのは、やはり、子ども食堂は貧困対策の一つであると思うからこそ貧困について取り上げているところでございます。貧困故にクラブ活動もできない。修学旅行もまた含めて、各遠征にも行けないという、絶望感は大人が想像する以上に深いようでございます。やはり、それらがいじめにも発展しかねない。学校教育の支援や給付型奨学金、進学支援等をしっかりやってもらいたいと思いますが、教育長、この件について何かございますでしょうか。

○教育長（西森廣幸） 教育委員会では、経済的な理由により、就学困難な児童・生徒の保護者を対象に学用品、又は修学旅行代等を支援する就学援助費支援事業を実施しており、平成29年度は、4,638万6,084円の就学援助を行っております。また、高校、大学進学に対しては、奨学資金事業といたしまして、給付型の新小田奨学資金と、貸与型の指宿市奨学資金、大重・岩崎奨学資金制度を設けており、平成30年度は、新小田奨学資金で10名、指宿市奨学資金、大重・岩崎奨学資金で35名、合わせて45名の支援を行っているところでございます。

○4番議員（新宮領實） これからも手厚く支援をしていただければと思います。

今からお尋ねする子ども食堂につきましては、1年以上前から定期的に運営している子ども食堂の実施団体のことでございます。子ども食堂という冠が付いていればよいというわけではありませんので、お間違いのないようお願いをいたします。子ども食堂の紹介、案内を広報いぶすき、市のホームページなどに掲載することはできないか、どうでしょうか。

○健康福祉部長（山口保） 子ども食堂の紹介につきましては、一部の子ども食堂につきまして、平成29年9月号の広報いぶすきにて紹介させていただいたところでございます。また、本年7月に広報チラシの印刷と市内全小・中学校への配布への協力もさせていただいたところでございます。今後も、子ども食堂の広報等について、市で協力が可能な部分につきましては、協力させていただきたいと考えているところでございます。

○4番議員（新宮領實） 実施団体からの依頼があれば広報いぶすきに掲載もする。広報チラシの印刷を市内全小・中学校へ配布するということでよろしいでしょうか。また、いつまで依頼すればよろしいのでしょうか。

○健康福祉部長（山口保） 実施団体から広報いぶすきへの掲載依頼があった場合につきましては、掲載する内容や規模、事業の公益性や継続性等を確認させていただいた上で対応させていただきたいと考えているところでございます。また、広報チラシの印刷等、市内小・中学

校への配布につきましても、事業の公益性等確認をさせていただくなど、実施団体への具体的な依頼を確認させていただき、協力について判断させていただきたいと考えているところでございます。市の広報いぶすきへの掲載につきましては、掲載希望月の2か月前までには御依頼をいただきたいと考えており、広報チラシの印刷等、市内小・中学校への配布につきましても、早めの御相談をいただきたいと考えているところでございます。

○4番議員（新宮領實） その対応するのはもちろん、それはもうもちろんのことだろうと思っております。

それでは、教育委員会を通じ、市の商業高校や指宿高及び山川高の高校生のボランティア参加への呼び掛けと、市内の小・中学校への情報提供はできないでしょうか。

○健康福祉部長（山口保） 市内の高校生のボランティア参加への呼び掛けにつきまして、子ども食堂から要望をいただいた場合には、市としても協力させていただきたいと考えているところでございます。また、市内小・中学校への情報提供につきましては、先ほど答弁させていただきましたように、既に協力させていただいておりますので、今後につきましても可能な限り協力させていただきたいと考えております。

○4番議員（新宮領實） 開催場所として、各校区公民館を無料利用することはできないでしょうか。

○教育長（西森廣幸） 校区公民館を無料利用できないかとの御質問でございますが、校区公民館は、社会教育法に基づいて設置された社会教育施設であり、利用については、指宿市立公民館条例及び同条例施行規則に定めがあるところです。現在、校区公民館においては、市民講座や公民館講座、又は自主講座などの公民館事業を通して、多くの市民の皆様が生涯学習活動の場として利用しているところです。今後、子ども食堂を運営する団体が校区公民館使用について御相談があったときには、公民館使用の予約や利用状況を調整の上、使用料についても検討をしてみたいと考えております。

○4番議員（新宮領實） そうした場合には、どこに御相談に行くという形でよろしいのでしょうか。

○教育長（西森廣幸） まず、利用する校区公民館主事に相談をしていただきたいと思います。校区の公民館主事は社会教育課の所管でございますので、社会教育課に相談があり、また、教育委員会事務局で相談の最終的な結論は出していくことになろうかと思いますが、子供たちの健全育成の場でもありますので、そのことも踏まえて検討はしていきたいと思っております。

○4番議員（新宮領實） その場合は、まず校区公民館の主事さんにお話を通してという形になるのでしょうか。それとも、直接、社会教育課の方にまいてよろしいのでしょうか。その実施団体はですね。どうなんでしょう。

○教育長（西森廣幸） 通常の利用については、現場と申しますか、校区公民館でございます

が、初めて利用されるケースでございますので、社会教育課の方に御相談いただいた方が早いのではないかなと思います。

○4番議員（新宮領實） 子供さんたちの問題でございますのでね、そのところも是非前向きに検討していただきたいなと思います。

次に、市として商工会議所の漁業組合等、その他各事業所への食材の提供等の寄付やサポーターの要請をすることはできないでしょうか。

○健康福祉部長（山口保） 現在、子ども食堂における食材につきましては、会員からの提供や利用料収入で購入したり、社会福祉協議会を通じて飲食店や農家の方々からも提供を受けたりしているようでございます。また、社会福祉協議会、指宿ロータリークラブ等の協賛を得ている子ども食堂もあるようでございます。市として商工会議所や農業協同組合等への食材の提供依頼や、サポーターの要請をすることにつきましては、実施主体の具体的なお考えをお伺いしながら、市で協力可能な部分につきまして、お手伝いさせていただきたいと考えているところでございます。

○4番議員（新宮領實） そのときの窓口はどこになるんでしょう。

○健康福祉部長（山口保） 子ども食堂に関する窓口につきましては、地域福祉課で対応させていただきたいと考えているところでございます。

○4番議員（新宮領實） 市として助成金等の拠出はできないんでしょうか。

○健康福祉部長（山口保） 子ども食堂における食材の提供や、サポーターの要請等につきましては、現在、実施されております社会福祉協議会による食材提供支援や、ボランティア連絡会等を活用されることも可能かと考えているところでございます。今後、実施主体からの支援に関する具体的な要望をいただいた場合におきましては、市で協力可能な部分につきまして協力させていただきたいと考えております。

○4番議員（新宮領實） 子ども貧困対策法も平成26年1月に施行されています。あくまでこれは仮称なんですけど、指宿子ども貧困対策会議なるものを設置し、子ども食堂が継続していけるよう支援、助成はできないか。私は、継続こそがやはり力なり、そういうふうに思っているんですけど、どうなんでしょう。

○健康福祉部長（山口保） 子供の貧困対策につきましては、先ほども答弁させていただきましたとおり、子ども医療費の制度拡充や、貧困率が高いとされるひとり親に関する様々な施策を実施しているところでございます。加えて、生活保護受給者以外の生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援事業を実施しており、自立に係る相談や住宅確保に関する支援も行っているところでございます。現在、本市で実施されている子ども食堂につきましては、地域の子供の居場所づくりや、交流を深めたいという思いで有志の方々が取り組んでおられると認識しているところでございますので、貧困に特化した子供の支援については、別途、行政で施策を検討していく必要があるかと考えております。したがって、市の子供の貧困に対

する会議の設置につきましても、今後、調査・研究してまいりたいと考えております。

○4番議員（新宮領實） 是非、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

市長、最後にこの件に対して。学校教育に長年携わってきた中で、様々な家庭環境の子供たちと接してきたと思いますが、子ども食堂について市長の率直な御意見をお聴かせください。

○市長（豊留悦男） 食事は楽しいものでなくてはなりません。そして、みんなで食べることによっておいしい食事を、それは私たち大人、教育に携わる者の、そういう食事を提供する場というのは大切にしなければなりません。孤食、1人で寂しく食べるような子供がいたとしたら、そういう子供たちにみんなで食べるような場の提供というのは、行政を含めて考えていかなければならないと思います。子供の成長にとって、その後の性格形成にとっても食事というのは大きく影響があるものだと思っております。やはり、公民館講座や、それから食生活の改善グループとか、いろんなそういう団体とも連携を取りながら、温かい朝食を、温かい昼食を、また、みんなで話ながら食べられるような夕食をどのような形で提供するのか、その実態等について詳しく調査し、子供たちが食事を楽しめるような、そして、みんなで食べることの喜びを感じるような、そういう場の提供のあり方というのは検討してまいりたいと思います。

○4番議員（新宮領實） 是非、そうしていただきたいなと思います。

最後になります。火葬場について入っていきたいと思います。管理運営はどうなっているんでしょう。

○市民生活部長（上田薫） 本市の指宿・山川火葬場の施設維持について市で行っておりますけれども、火葬業務や敷地周辺の草払い業務、トイレの清掃業務等につきましては、施設ごとに個人と業務委託契約を締結してるところでございます。

○4番議員（新宮領實） それでは、関連質問を交えながら質問を進めさせていただきます。昨年度、指宿・山川の利用状況とその利用料は幾らでしょうか。指宿市民以外も含めてお願いいたします。指宿・山川で分けていただいてよろしいかと思ます。

○市民生活部長（上田薫） 平成29年度の指宿・山川火葬場の利用状況につきましては、指宿が446件、山川は217件となっております。火葬場使用料につきましては、火葬場の使用状況によって使用料をいただく時点と火葬場が変わる場合がございます。明確に分けられませんので、両方の施設を合わせた使用料についての答弁になりますが、平成29年度は676万円の使用料となっているところでございます。

○4番議員（新宮領實） それでは、指宿・山川の委託の範囲を全て教えてください。

○市民生活部長（上田薫） 指宿・山川火葬場の共通する業務といたしましては、火葬業務といたしまして、御遺体を火葬し収骨までの一連の業務、敷地周辺の草払い業務として、火葬場周辺の草払いや清掃作業、トイレの清掃につきましては施設内、あるいは敷地内にあるトイ

レの清掃でございますが、指宿火葬場につきましては、小田墓地公園内の3か所のトイレの清掃やトイレトペーパーの補充といった業務も含まれているところでございます。

○4番議員（新宮領實） 指宿・山川の委託料はどうなっているんでしょう。

○市民生活部長（上田薫） 業務委託料につきましては、指宿火葬場が約578万円、それから山川火葬場が約321万円で、平成29年度の両施設の光熱水費や修繕費などの維持管理費につきましては、約1,500万円となっているところでございます。

○4番議員（新宮領實） 関連質問として。周辺地域の業務委託料はどうなっているんでしょうか。南九州市が大体3万5千人強ですね。南さつま市が3万5千強。日置市が約4万9千弱。当、指宿市が大体3万9千ぐらいだと思いますけども、どうなっているんでしょう。委託料です。

○市民生活部長（上田薫） 近隣市の業務委託の状況でございますが、まず、南九州市には、旧穎娃町の施設といたしまして穎娃浄楽苑がございますけれども、委託料が約430万円でございます。また、南九州市の川辺火葬場につきましては、委託料が約410万円。それから、南九州市の旧知覧町の区域になりますが、これは一部事務組合であります南さつま地区衛生管理組合が枕崎共同斎場を管理しており、その関係で民間委託をしておりますけれども、その委託料が970万円と伺っております。日置市につきましては、手元に集計がまだ集まりませんでしたので、取り敢えず、南九州市について調査をさせていただきました。

○4番議員（新宮領實） 事前をお願いしてありますので、是非調べといていただきたいなと思いますけれども。

市の一般職員の給料って幾らぐらいなんでしょう。

○総務部長（有留茂人） 指宿市の一般職員の給料ですけれども、指宿市人事行政の運営等の状況において公表をさせていただいている額になります。平成29年4月1日現在の一般行政職の平均給料の月額、32万840円となっているところでございます。

○4番議員（新宮領實） あまり細かいこと言うようですけど、年収として出ないんですか。月じゃなくて。そこにはやっぱり賞与とかそういうのも入ってくるじゃないですか。

○総務部長（有留茂人） 給料に、それから、手当と残業手当等ということで、それぞれ個人でその状況によって変わってきますので、今の答弁は月額の平均給与ということで答弁をさせていただいたところでありまして。年齢については42.7歳ということで、それぞれのまた年度でその平均年齢も変わってきますので、その平均年齢と平均給料ということでの答弁をさせていただいたところです。

○4番議員（新宮領實） これは、厳密じゃなくてもね、ざっくりで良かったんですよ、部長。ざっくりで。そんなちっちゃいことまで私申し上げません。ざっくりで良かったんです。

そうしましたらね、火葬場の就業時間は何時から何時まで、定休日っていうのがあるんでしょうか。

○市民生活部長（上田薫） 火葬場の就業時間についてですけれども、仕様書の中で、午前8時

30分から午後5時までとしているところがございます。休業日につきましては、1月1日が休業日となっているところがございます。

○4番議員（新宮領實） 私ね、これをここにこう取り上げているのはね、やはり、火葬業務に携わっている人も、基本的な人権はあっていいんじゃないかなと。これでしなさいねって、こっからこの金額だね、500万円だよって、500万円で2人だよって、墓地公園の中から、火葬場の中から、休みはなくて、これでやれなんていうのは基本的な人権もないような気がします。またね、こういうのは労基法にも引っ掛からないんですか。もう、投げているから、それで全部やればいいじゃないか。ですけどですよ、休みは1月1日、1日しかない。定休日がね。暇なとき休んでくださいっていても本当に休めるのかって言ったら、休めないんじゃないかなと僕は思うんです。私は、この問題を取り上げるときに、こういう給料うんぬん、その人たちのね、仕事の実態とかいうのより、やはり、火葬場として、我々が終末を迎える、火葬場としてきれいな状態で迎えるべきじゃないだろうか。それこそ、エントランスの所から入って行ってですよ、1階部分のフロアが全くクリーニングもしていないような、フロアにしても染みが残っているような状態、トイレにしてもそうだ。もう、見るものがあまりないんです、実際言ってみて。私の考え方っていうのはですね、やはり、せつかくの終末の所であるからこそ、ホテルと同じぐらいのね、ピカピカにきれいに磨き上げて、それで死者を送る、そういう気持ちというのはないのかなと思ったものですから、これを取り上げていきました。聞き取りをする中でいけばですね、職員の方々も、その職場環境というのがあまりにも劣悪じゃないかなと思うんですけれども、これに対してどう思いますですか。何かないですか。これ当たり前だと思います。

○市民生活部長（上田薫） 先ほどは、就業と休業日の1月1日だけを答弁させていただきましたけれども、実際は、仕様書の中でも休業日以外に14日に3日、その割合で業務を要しない日を設けるとか、さらに、委託期間中に、18日の受託業務を要しない日を設けるということで、合わせますと、年間97日間ぐらいは休みを取れるようにはなっているところがございます。ですので、その辺についても契約の中で、また、仕様書の中でうたっているところがございます。

○4番議員（新宮領實） そういうところを含めてですよ、委託させるにしてもですね、もう少し考えた中で、妥当な金額じゃないと僕は思うけど、これが。仮にね、指宿火葬場で今2名おりますよ。約290万円ぐらい。それで、込々ですよ。その込々でね、したときに、この人たちがこれだけの仕事を委託、もうトイレの掃除までしろと。やっぱり、トイレの数だけにしても30近くあるんじゃないかなと思うんですけれども、なぜ火葬業務だけできないのか、私、不思議でならないんですけど、これはあとからで質問していきます。

新築後、炉は別として、メンテナンスをしたことがあるんでしょうか。

○市民生活部長（上田薫） メンテナンスについてでございますけれども、火葬炉の保守点検以

外に、エレベーターや、自家用電気工作物、消防設備、空調施設等の保守点検を行っているところがございます。建物本体につきましては、これまで大規模なメンテナンス、改修等は行っておりませんが、両施設とも供用開始から約16年が経過しておりますので、今後、屋根や外壁等に破損等がないか状況確認を行いながら、利用者に不便がかからないよう安定的な維持管理に努めてまいりたいと考えております。なお、今年度は、指宿火葬場のロールスクリーンの取り換えや、カーペットの清掃等を行っており、適宜施設のメンテナンスに努めているところがございます。

○4番議員（新宮領實） お聞きした中でいけばですね、16年間ほとんどメンテナンスをしたことがないようです。言えば、エレベーターとかね、その炉というのはですね、それは消耗品でもあるから致し方ないところがございますので、それはメンテナンスはしなきゃいけない。言えば、定期点検もしなきゃいけない。そういうところはそうしてるんでしょうけれども、言えばですね、1階のフロアのクリーニングって、御影石になっているようですけれども、あそこも1回でもクリーニングしたことあるんですか、専門の人が来て。モップで掃くんじゃなくてですね、クリーニングなんですよ。それとね、階段部分から2階のフロアカーペットなんかでも、ただ掃除すればいいっていうもんじゃないと思うんですけどね。こういうのもね、やはり何年か、せめて16年間もしたんだったらフロアカーペットもですね、貼り替えはしないんでしょうかと。備品の更新はしないのか。トイレのウォシュレット化はしないのか。外においてはですね、窓ガラスも曇っておるみたいです。あそこだって、窓ガラス洗ったことあるのかな。多分ないと思います。外壁にしても、バルコニーにしても、あそこで高圧洗浄でもいいです。専門屋の掃除屋が入れてね、きれいに掃除したことがあるんだろうか。どうなんでしょうか。

○市民生活部長（上田薫） メンテナンス、クリーニング、いろいろ出ておりますけれども、今年の8月に業者を入れて、2階のフロアのカーペットにつきましては作業をさせていただきました。今後、劣化の、そういう状況が見られましたら、適宜貼り替え等も検討してまいりたいというふうに考えております。1階の御影石につきましても仕様書の中で掃除をするようにですね、うたっているところで、これまで業者を入れての清掃と、クリーニングというのには行ってないというふうに考えております。

○4番議員（新宮領實） せっかくですね、この指宿・山川の利用料っていうのがあるじゃないですか、676万円って。これをですよ、そういう維持管理費っていうのにですね、回すことはできないんでしょうか。

○市民生活部長（上田薫） 当然、施設の利用料でございますので、優先的にその施設の維持管理に充てているところが現状でございます。

○4番議員（新宮領實） 委託先からのね、メンテナンス要望はあがっていないのか、その対応はしているのか、お尋ねします。

○**市民生活部長（上田薫）** 委託先からのメンテナンスの要望というか、報告ですけれども、定期的なメンテナンスを行っている保守点検業者や受託者などから、施設の不具合やメンテナンス等の報告があった場合は、緊急性に応じて、適宜対応しているところでございます。今後におきましては、施設の操業に支障を来さないよう維持管理に努めてまいりたいというように考えております。

○**4番議員（新宮領實）** 定期検査は、年間何回受けて、その1回の定期検査で掛かる費用というのは幾ら掛かるんでしょう。

○**市民生活部長（上田薫）** 指宿・山川火葬炉の保守点検業務につきましては、年2回で64万8千円。それから、自家用電気工作物の保守点検業務につきましては、年4回で18万9千円。それから、空調機の保守点検業務は、年1回で約36万7千円でございます。それから、消防用設備保守点検業務が年2回で約2万8千円。それから、浄化槽の保守点検及び清掃業務が年1回で4万7千円となっているところでございます。

○**4番議員（新宮領實）** 山川火葬場において、利用した住民から苦情、不満等はないのか。例えば、トイレの問題とか、雨天時の屋根の問題、待合室の問題等、何か市民の皆さん方から、行政の方には直接来ないかもしれませんが、委託先の方にはですね、いろんな形であがってくるんじゃないかなと思うんですけども。そういうのはお聞きしたことございませんか。

○**市民生活部長（上田薫）** 山川火葬場のトイレですけれども、男女、障害者用、合わせて四つの洋式便所がございますが、トイレが古くて汚れているように見えるので、改善してほしいという要望等はございます。また、山川火葬場は、正面玄関、ピロティー前までが斜面のスロープになっていることから、マイクロバスの乗降口がピロティーの屋根の中に入れなかった構造となっているために、雨風の強い日は、不便であるとの声もいただいているところでございます。トイレにつきましては、今後、改善に向けて努めてまいりたいというふうな考えでおります。また、ピロティー部分の改善につきましては、敷地が狭く、また、大がかりな工事になるということが思われますことから、建物の改修等を計画する際に、また検討してまいりたいというふうな考えでおります。

○**4番議員（新宮領實）** 皆さん、そういう山川のトイレ関係のところも見たかよく分かりませんが、やはり、高齢化が進む中、衛生的にもトイレは早急に対応すべきだと思いますし、ウォシュレット化にするべきだと思うところでございます。ただ、はっきり申しましてね、洋式便所になっておりますけれども、もう変色してね、変色したのにね、誰が便座に座りたがります。私だって、もうあれに跨ろうかなってぐらいしか思わないような状態なところをですよ、市民の皆さんに、これで我慢して使えとかってというのはちょっと失礼な話じゃないかなと私は思うところであります。待合室の椅子、テーブルの要望はあがっていないんですか。

○**市民生活部長（上田薫）** 山川火葬場の待合所は畳敷きとなっていますので、足の悪い方のためには座椅子等を準備しているところでございます。現時点で、待合室の大規模な改修は予定しておりませんが、今後、改修等を計画する際には検討してまいりたいというふうに考えております。

○**4番議員（新宮領實）** やはり、中には車椅子の方もいらっしゃるんですよ。だから、そういうところからもね、何か要望があがって来てもいいのになと思うんですけども、よっぽど山川・開聞の方々は我慢強いのかしらね。どうなんでしょう。本当に区長さん方に聞いてみたいぐらいです、私はこの件については。是非ですね、私は本当に今、答弁聞いているんですけども、火葬場にお金を掛けたくないんじゃないですか。それとも、掛けたくてもお金がない。それよりも、掛けない、掛けたくないですか。どうなんでしょう。御答弁ください。

○**市民生活部長（上田薫）** 火葬場は人生最期の儀式に立ち会う場であり、遺族が亡くなった方へいろんな思いを寄せる大切な場所でもあることから、施設の環境整備や美化活動にも努めなければならないというふうに考えております。議員質問の件につきましては、目の行き届かない点もあろうかと思っておりますので、再度、施設の状況等の確認を行い、環境整備の規模にもよりますけれども、必要に応じて対応してまいりたいというふうに考えております。

○**4番議員（新宮領實）** 私としては、もう早急に全部を見ていただいて、その中で早急に対応してあげるべきじゃないかなと思います。

火葬業務だけを委託し、管理運営を直営にする考えはないのでしょうか。

○**市民生活部長（上田薫）** 現在、火葬業務の他に敷地周辺の草払い業務や、施設の清掃業務等について施設ごとに個人と業務委託契約を締結し、施設の維持管理や周辺の環境整備に努めていますけれども、不十分な点もあろうかと思っております。今後におきましては、火葬業務に携わる方々が安心して働け、また、施設の安定的な管理運営の向上が図られますよう様々な角度から検討を行い、委託方法や委託内容の見直しに努めてまいりたいと考えております。そのようなことから、火葬業務とそれ以外の業務に分けて管理する方法も一つの方法ではないかと思われまので、そのことも含めまして検討してまいりたいというふうに考えております。

○**4番議員（新宮領實）** そうであればですね、指宿と山川を一本化するお考えはありませんか。

○**市民生活部長（上田薫）** 現在の契約では、それぞれの施設で連携して業務に当たるよう仕様書の中で明記しているところでございます。より一層の安定した運営管理を行うためには、委託業務の一本化も考えられます。したがって、今後、委託方式の検討を行う上で、そのことも含めまして検討してまいりたいというふうに考えております。

○**4番議員（新宮領實）** 今までですね、火葬場に携わる職員の件も併せてお尋ねをしてまいりましたが、くれぐれも申し上げますけれども、管理運営の体制が変わろうともです

ね、現在、働いている方々の雇用の継続は保障はしていただけますでしょうか。

○市民生活部長（上田薫） 現在、個人と契約しているわけですがけれども、今後、その業務の内容等もいろいろ検討されますけれども、その委託方式の検討を進める上で従事されている方々の雇用を守ることは大切なことであるというふうに考えております。その際には、極力、継続雇用が図れるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○4番議員（新宮領實） その点はですね、強く強くお願いをいたしておきます。

火葬場の周辺の環境を整備し、四季折々の花を咲かせ散策できるようにするお考えはないのでしょうか。

○市民生活部長（上田薫） 施設周辺の庭木等の手入れや清掃活動に努めまして、施設に来られる方々が気持ち良く利用できるよう改善に努めてまいりたいと思います。今後、県内の類似施設等も参考にしながら、火葬場の環境の在り方、進め方について、模索してまいりたいというふうに考えております。

○4番議員（新宮領實） 市長もね、今年1月にお母さんを黄泉の世界に送られました。火葬場でどういう思いで約1時間半をお過ごしになられたかは分かりませんが、やはり、両親を偲び、きっと心の中でむせび泣いておられたであろうと推察します。悲しみの中に打ちひしがれるとき、じっと座っているのではなく、散策できるような場所があればどれだけ心癒されることができるであろうかと私は思っております。火葬場は特別な場所です。市民にとって特別な場所をより良くするのに、誰が異を唱えるでしょうか。まずは建物の改修、清掃に取り掛かっていただきたい。周辺環境の整備も併せてお願いします。市長の見解を最後に求めます。

○市長（豊留悦男） 議員のおっしゃるとおりであります。私も同じ思いであります。トイレがそのような状況であるとすれば、早急にトイレの改修も図ってまいります。これは、まいりますという言葉で結ばせていただきます。おっしゃるとおり、火葬場の周り、前庭、そういう所に花があり、心を癒すような空間を作ることも極めて大切であります。年2回ほどの全面的な専門業者によるクリーニングも必要だと痛感をいたしました。そして、畳ではなくて椅子で、その場でくつろげるような、そういう改修がどうあるべきかというのについてもさっそく検討させていただきます。やはり、火葬場という、そのあり様によっては、私たちの福祉レベルが疑われるわけがございますので、その件については、今後検討いたします。さっそく検討させていただきます。

○4番議員（新宮領實） 力強いお約束をいただきまして、ありがとうございます。終わります。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時49分
再開 午後 3時58分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、東勝義議員。

○2番議員（東勝義） こんにちは。2番、東勝義です。前議員が大きな声でしたので、私も本日大きな声で張り上げていきたいと思っております。本日の一般質問のトリを務めさせていただきます。5人目ということで、同僚議員の方々をはじめ、市長並びに市役所の方々も非常にお疲れのこととは思いますが、何とぞ、お付き合いくださいますようお願い申し上げます。

今回の私の質問内容は、平成23年度改修し、平成24年度から本格的に利用開始されている全天候型の市営陸上競技場に関する様々なことと、今年度土地改修が完了し造成が終了する予定で、来年度から本格的に建設着工されるサッカー・多目的グラウンド整備についてであります。私事で申し訳ありませんが、私は縁あって、12年ほど前、現在の指宿スポーツクラブの陸上教師を担当し、50名ほどの小学生に指導しておりました。その中の小学3・4年生女子4Kチームが県大会において新記録で優勝し、その2年後の全国小学生陸上競技大会鹿児島県予選会において、小学5・6年生4Kチームとして新記録で優勝し、全国大会への切符を手にしたことが、2011年から活動中の小・中学生を対象に陸上競技全般を指導しているNPO法人I S Cの始まりです。全国小学生陸上大会に2種目2回、中学生、ジュニアオリンピック、4種目5回、広島で開催の都道府県対抗男子駅伝競走大会に1回という成績を、おかげさまで残すことができしております。このことがきっかけとなり、高体連の先生方をはじめ、中体連や県下の小学生陸上クラブチームの方々、また、鹿児島県陸上競技協会の皆様との交流があり、指宿陸上競技場に対する様々な要望や、将来への期待などが多数寄せられておりますので、このことを下に専門的な見地から質問に入らせていただきます。

本市の陸上競技場は、補助金を含め、4億円ものお金を掛けて改修された全天候型陸上競技場であり、仕切りや柵がなく、誰でも自由に出入りし、使用できる非常に便利な競技場となっております。競技場としては他に類例はありません。そこで、まず、改修前と改修してからの年間利用者数の推移をどうなっているのか、お尋ねいたします。

ところで、先般、非常に嬉しいニュースがありました。J3で活躍していた鹿児島ユナイテッドFCが、J3リーグの2位が確定し、来季からJ2への昇格が決まりました。これで、鹿児島県内のサッカー人気に再度火が点いたのではないのでしょうか。そこで、2のサッカー・多目的グラウンド整備についてですが、10月頃でしたか、建設会社の方から、造成中にタイヤショベルが動けなくなり、クレーン車で引き上げたほどの緩い地盤で、作業が難しいと聞いたんですが、整備計画や造成費用に変更は生じていないのかお尋ねします。

その他の質問については質問席からさせていただきますので、御答弁くださいますようお願い申し上げます。

○市長（豊留悦男） まずもって、本市の子供たちが全国レベルで活躍し、そして、その成績を

収めておられることに対しまして敬意を表しますとともに、かねて指導いただいていることに対し感謝を申し上げます。子供たちが全国レベル、又は国体、オリンピックを目指して頑張れるような、そういう子供たちを育てていただきたいと思います。私の方からは2番目の、サッカー・多目的グラウンドの整備についてを答弁をさせていただきます。

現在の整備状況につきましては、敷地内の造成工事に着手しているところであります。造成工事の方法でございますが、まず、伐採・抜根を行い、敷地が低くなっている部分につきましては、鹿児島県が現在行っております、山川港外港浚渫工事が出た海砂、海の砂を厚さ120cm分、しっかりと敷きならしているところであります。次に、その敷地の雨水等を浄水苑北側の水路に排水するため、約18m間隔で10本の暗渠を設置する予定であります。さらに、砂で埋立部分とそうでない部分との境目には、沈下防止の特殊なシートを敷き、将来、地面に凹凸が発生しないような工法を採用していただいております。スタンドなどの建築物の基礎部分については、部分的に土の中に杭の役割を果たす、円柱状パイル造る工法を採用しております。この工法で、建築物の支持力や安定性を保つことができるようであります。これら一連の方法は、事前に地下30mまでボーリング調査を実施し、その土壌を分析した結果、採用した工法ですので、造成工事につきましては、計画どおり実施できるものと思っております。なお、造成工事につきましては、工事のボリューム等から標準工期を照らしてみますと、来年7月まで工期がかかるのではないかと考えているところであります。

1番目の件につきましては、担当部長等が答弁をいたします。

○教育部長（下吉一宏） 市営陸上競技場の改修前と改修後の利用状況ということでございますが、平成19年度から22年度の平均で申し上げますが、件数が653件、人数で申し上げますと4万7,150人、改修後の平成24年度から29年度にかけての平均的な数字でございますが、件数が902件、人数が5万9,214人ということで、件数では38%の増、人数では26%の増になっているところでございます。

○2番議員（東勝義） まず、市営競技場の仕切りがなくなっていくことで今言われましたとおり、902件、こんだけ多くなったってことは、これは利用申請書の数でしょうか、それとも目測の数でしょうか、お願いします。

○スポーツ振興課長（今村将吾） 利用者数につきましては、申請書に記載された人数と、それから、申請を要しない方々を目視でカウントして、その合計でその日の集計をしております。

○2番議員（東勝義） はい、ありがとうございます。

全天候型で立ち入り自由な陸上競技場は、日本広しと言えども指宿ぐらいではないでしょうか。心が広いということがあるかもしれませんが、陸上を専門とする練習側にとっては、非常に危険で使いにくい陸上競技場です。土曜日や日曜日、夕方など、小さい子供連れの親子の方や犬の散歩、急にコースを横切る小学生や高齢者の方など様々です。私どもは、すみ

ません、コース使用中ですので、危ないですから申し訳ありませんがコースに出てもらいませんかと言うと、はい分かりましたと言ってくれる方もいれば、何様やっこいと、文句を言われることもあります。このことは、陸上練習や合宿に来ている多くの高校、中学校の方々にとっても非常に頭の痛いところで、是非、解決したいと言われておりますが、その点についてお考えをお聞かせください。

○教育部長（下吉一宏） 犬などのペットの入場は禁止しておりますので、気付いたら注意するために少ないとは思っております。小さなお子様を連れの方々も、たまには見られますが、やはり、専門的、あるいは本格的な陸上の練習をしていれば、通常は危険を感じ、練習や大会の邪魔をしてはいけないと思い、近寄らないのではないかと想像はいたしているところでございます。できましたら、危なくないように、お互いに声を掛けていただいたり、譲り合って使用していただきたいと、このように考えております。

○2番議員（東勝義） それは、そちらの思いであって、実際はそういうことではないと。ただ、誰でも使えるからっていうことで入って来ると。私なんかは、子供たちが一生懸命走っている、コースを走っているときに急に飛び出してくると非常に危ないんです。専門的なことを言いますと、100m、200mのカーブをして返ってくるときに、暗い夜走るときに、カーブの手前で照明が足りないもんですから、そこに避けられなくて、うちの子が倒れたことがあるんですよ。だから、そういうことを考えれば、陸上競技場内8コース、今、フィールド内に立ち入りをするためには、利用申請書を出してくださいとあるんですが、それじゃなくて、その外周は自由に立ち入っていいと。ただ、内周及びフィールドに関しては申請書及び申請書が出てないと立ち入ってはいけませんというような対策をとってもらわないと、文句を言われるのは私なんかであって、今、高校生の鹿高の先生、それと情報高校の先生方も日曜日になると子供たちが来ると。それによって、私なんかは地元ですから文句を言えるんですが、地元じゃない高校とかが文句を言えないと。どうにかしてくれんかという声は来ているんですが、それについてどう対策を取るか、お願いします。

○教育部長（下吉一宏） 議員がおっしゃられますように、専門的に8コース以内の場所を使っているときに、そういった外部からひょこっと入って来て来られますと、非常に危険だということとは重々分かります。そういったことで、8コース以内の場所を使う場合においては、これまでは申請書というのは提出をしてもらってなかったわけでございますけれども、そういった危険防止のために、8レーン、フィールド、そういったものを使う場合においては申請書を出してもらうようお願いしていますし、そのときに注意してくださるように呼び掛けはいたしております。

○2番議員（東勝義） ありがとうございます。

犬の散歩っていうのもありますが、これは今、管理者が体育館の中なんです。体育館の中にいると、全然、陸上競技場に関しては目が行き届かない部分があります。これに関して、

やはり、陸上競技場内の設置及び危険防止については、陸上競技場内に管理者を置くという事は考えられないでしょうか。

○教育部長（下吉一宏） 陸上競技場内に管理棟を設けてすれば、そういったことで見渡せるわけですが、現実問題として、そういったことは、非常に経費の関係からも難しいのかなと思うところでございます。

○2番議員（東勝義） この全天候型で出入りが自由っていうの、本当に日本広しと言えども指宿だけなんです。これにとって、陸上競技場内は普通管理棟があります。それによって管理されて、管理者の指示に従って動くわけですが、これが全然できてない。本当に素人が入って来ると、私なんかは、レーンを使うときは2レーン使います。3レーン使いますというんですが、その声さえも分からないと。やっぱり、それに対して周知をするためには、入る人たちに、立ち入り、使用許可を出してくださいじゃなくて、使用許可を出さないと立ち入ってはいけませんと、そこまでお願いできないでしょうかと思ってお願いするところで、検討お願いします。

○教育部長（下吉一宏） 陸上競技場におきましては、非常に全国にも例を見ない、自由に歩いて散歩できる、ジョギングできる、そういつて健康づくりできると、非常に他者からは羨望されている陸上競技場であります。その方々に、全てに申請書を出して注意するというのは、非常に難しいのかなと考えているところでございます。したがって、今、議員がおっしゃいますように、専門の方々が練習をしている、そこにひょこっと入って危険が発生しないようにですね、今後どういったことができるか、そこは利用者、また指定管理者、そういった方々といろいろ協議をして検討してまいりたいと考えております。

○2番議員（東勝義） はい、よろしく申し上げます。外周はどうでもいいです。内周の、あの1レーンから8レーン、それとフィールド内でお願ひします。

次、2番目に行きます。利用申請書を出す場合と出さない場合があります。また、利用料が発生する場合と発生しない場合がありますが、その条件をお聞かせください。

○教育部長（下吉一宏） 陸上競技場の使用料の関係につきましては、指宿市体育施設条例の規定に基づいておりますが、その運用につきましては、これまで指定管理者と陸上関係者から意見を伺って現在に至っているところでございます。この条例の中を少しお話をさせていただきますと、占有使用する場合には使用料が発生するという事で、今までそういった占有使用をする方に対しては申請書を出していただくということでございましたけれども、先ほど申し上げましたように、いろんな危険な状況があるということで、8レーンから内の方を使う場合については申請書を出していただくということが1点。それと、使用料が発生するのは、占有使用ということでございますので、その占有使用の捉え方において、いろいろ考え方があったわけですが、このことにつきましては、平成25年に指定管理者、それと利用団体、利用競技者、そういった方々にお集まりいただきまして、どういった

占用の捉え方がいかということ協議、調整をさせていただきましたが、その中で決められたというか、調整したのが、ハードルとか、スターティングブロックとか、そういったものを置いて、そこを占有する場合は占有にしようということ。また、大会等で全ての施設を占有したいということであれば占有と、こういった内容で占有という捉え方をして、現在に至ってるということでございます。

○2番議員（東勝義） 専門的になって申し訳ございませんが、8レーンにまず20分間、ミニハードルを並べたと。そのときには、料金が発生すると。もう一つ、長距離の方が30分間、1レーンを走ったと。そのときには発生しないと。そういう状況なんです、それについておかしいと思いませんか、どうでしょうか。

○教育部長（下吉一宏） 25年のときの協議で現在に至ってるわけでございますが、今、議員がおっしゃいますように、陸上競技者が1・2レーンを占有で使っているということであれば、見方によっては物を置かなくても占有使用しているんじゃないかと、そういった御意見もございます。陸上競技者におきましては、そのほとんどが誰か来た場合においては退けるよと、そういった状況もあるかもしれませんが、見た目によっては、そこを専属して使っているということで、占有という捉え方もされますので、その点につきましては、また改めて、この競技場がスタートしてから7年間、もう経過してございますので、その点も含めまして、また関係者にお集まりいただいて意見を伺って、どういう方向がいいのか再検討してまいりたいと、このように考えております。

○2番議員（東勝義） まず、なぜそう言うかということ、この前、10月27日でしたか、中学校の駅伝の前に13チーム、中学校の駅伝が来た。その13チームのうち、10チームが申請書を出したと。そのうち、3チームはお金を払ったと。あと7チームはお金を払ってないと。その条件を言われたときに、申請書を出す際、クラブハウスの方が物を並べますか、並べませんか。並べません、だったらいりません。並べます、いりますと。そうしながら、スタートブロックを全中学校が使っていたと。そうなることがあるんです。そうなる、払っている方が馬鹿を見るよねって言われたんですよね。結局、私もちょうどそのとき陸上教室でしたから、東さん、これさって。並べないって言ったらいいのって言うから、ですよ。変だねと。そういうことがまかり通るようじゃおかしいと。だから、こうして今日、質問させていただくんですが、やっぱり、それも検討材料の一つとして。全学校が同じ条件でいってほしいと思うんですが、それについてはどうでしょうか。

○教育部長（下吉一宏） 現時点におきましては、そういったものを並べた場合においては占有とみなそうということで使用料が発生いたしております。議員がおっしゃれますように、実際使っているのに使用料が徴収されてないと、そういったことにつきましては不公平でございますので、その点は、指定管理者の方ともいろいろ協議して、そのようなことがないようにしてまいりたいと考えております。

○2番議員（東勝義） 見直しの集まりがあるということなので、期待して待っております。

では、3番目に行きます。現在、陸上競技場を使った陸上競技会はどれほどあるか、公認、非公認合わせてお願いします。

○教育部長（下吉一宏） 現在の競技場での大会の関係でございましたが、公認、非公認については確認を今できませんけども、例年、市民体育祭をはじめ、南薩地区中学校陸上競技大会、県民体育大会地区予選、ナイター陸上記録会、市小学校陸上記録会、県高校駅伝競走大会、県中学駅伝競走大会、菜の花マラソンなどが開催をされているところでございます。

○2番議員（東勝義） はい、ありがとうございます。これは、全て陸上競技協会に委託されているのでしょうか。陸上競技協会に。指宿の。

○教育部長（下吉一宏） 全てということではなくて、例えば、先ほど申し上げた市の小学校陸上記録会については、これは委託をしてないというふうに考えております。

○2番議員（東勝義） 関連してですが、この小学生の記録会についてですが、小学生の先生方は、多分、専門的な方がいらっしゃらないのか分かりませんが、走り幅跳びの計測のやり方が間違っていたり、100m走なのに110mのラインからスタートさせたり、800mのスタートを直線レーンの50m付近から走らすと。すごく、何て言うかな、スポーツっていうのは一つの決まりでやってるわけであって、こういうことがまかり通っていたら新記録も何もあつたもんじゃないと。だから、これを普通の父兄が見ててびっくりしたと。私も見に行ったときに注意を、注意っていうかこういうことですよって言ったら、いいんですと。去年は、走り幅跳びは踏切板から測るのが普通なんです。普通っていうか、それが本当なんです、踏み切ったところから測ると。そうすると、踏切板の手前から跳んで測った場合と、踏切のところから普通測るんですが、全然違うんですよ。それで新記録になってしまうと、本当の記録を持った子が新記録に負けるということになってしまうと。非常に不公平と。それと、100mの110mで計ったと。それは何でかって言ったら、110mで100mのレーンが、スタートレーンが二つありますから、それを分からなかったんでしょうね。2・3チーム走らせたあと、タイムを見たんでしょう。違いますよと、ここは110mで100mのラインはここですよって、もう1回走り直したことがあります。この小学生の陸上大会に関しては教育委員会が監修するか、それとも、専門家を入れてちゃんとしたルールで則ってやるか、これをちょっと考えてもらいたいと思うんですが、そこ、どうでしょうか。

○教育部長（下吉一宏） 確かに、議員がおっしゃりますように、そういった状況があればいけないなど、率直な考え方でございます。私も議員の取材の中でそういった内容がございましたので、小学校の陸上記録会の実施要項を見てみました。その中でですね、その他についてはうんぬん、日本陸上競技連盟競技規則に準じて実施するということになっておりますので、やはり、この陸連の規則に準じたやり方をしないといけないのかなというのが、もう率直、そう思ったところでございます。小学校の陸上記録会は学校の教育活動の一環として、

市小学校体育連盟と市教育委員会が協力して開催をしております。競技方法や正しいルールに関しては検討会や監督会、係会等において共通理解を図り、御指摘があった点も含めて、工夫、改善をしてみたいと、このように考えております。

○2番議員（東勝義） はい、ありがとうございます。

指宿市には写真判定機というのがあります。小学生についても、やはり、写真判定機を用いるべきじゃないかと。それともう一つ、指宿には鹿児島県にない超音波風速計があります。この超音波風速計を使って、公認の記録が採れますので、やっぱり視野に入れて、中学校、それと陸上の県大会予選、それについても公認を取っていただくようなシステムを取っていただければと思います。

次に行きます。本市が主催する新たな陸上競技大会を考えていないか。これは、県陸上競技会や中体連、他の陸上クラブなどから、6月に県で開催される、全国小学生陸上競技大会鹿児島県予選会のプレ協議会を4月か5月、指宿でももらえないかっていうお願いと、また、2月か3月の年度終わりに、お別れ陸上競技大会を開催していただけないかという強い要望がありますが、新たに陸上競技大会の開催は市としては考えていないでしょうか。

○教育部長（下吉一宏） 市において大会の開催はという御質問でございますけども、現在、市が主催する陸上競技に関する大会は、市民体育祭と市の駅伝競走大会で、これは広く指宿市民を対象した大会でございます。市内にはいろいろな競技団体がございますが、これまで市内の競技者だけでなく県内外に呼び掛けて開催する大会等につきましては、それぞれの競技団体が主体となって実施をしていただいておりますので、このような内容で市が大会を実施するということは、今のところ考えていないところでございます。

○2番議員（東勝義） と言うことは、これは指宿陸上競技協会ですら、実施をするということを考えて方がいいということでしょうか。

○教育部長（下吉一宏） 市の陸協がございまして、市の陸協を中心にして、その大会の開催については、いろいろと協議していただきたいと思います。

○2番議員（東勝義） はい、分かりました。私も陸協の一員なので、今はあまり活動しておりませんが、忙しくて。それもまた含めて、陸協で揉んでいきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

5番目です。照明施設ですが、照明施設だけでなく、設備や充実、それと競技用の備品の拡充は考えていないか。このことについてですが、保育園の方々から、体育館側の芝生応援席の後ろ側ですね、あそこが高さ140ぐらいのコンクリート壁があり、柵がなく下のアスファルトに落ちる危険性があると。今、打ちどころが悪ければ死亡につながるのではないかと御指摘があります。また、昨年からナイター陸上記録会が開催されております。昨年からは、じゃなかった、今、第2回でしたっけ。ナイター陸上が開催されておりますが、参加者及び参加団体が多くなっております。これも、多分今から続けていかれると思っております。

が、現在の照明施設では明るさが足りず、写真判定機が作動しにくい状況で、レンタル照明器を数台借りて対応しているのが実情です。それと、夜の練習で、私もですが、ハードルが見えづらいのと、それから、走って来る子供たちが見づらいというのがあります。サッカーの練習でもボールが遠くから見にくいという指摘もあります。現在のクラブハウスの屋根と倉庫の屋根の方に照明施設の増設は考えていないか、これが第2点目です。それと、競技用備品の拡充についてですが、高校、中学校の先生方から高跳び用マットが古くて固く、背面跳び練習の際、肩や首への負担が大きく練習できる状態になく、怪我の恐れがあるとの指摘があります。また、市内の小学生が参加する年1回の陸上競技会がありますが、小学生ハードルが古いし、数が足りない状況です。これから陸上競技大会を本市で開催するために、是非高跳びマットセット、これは大体300万円ぐらい掛かります。小学生用ハードル、これは8レーン8台、64レーンあれば競技会の公認が得られます。1台大体7千円ぐらいであると思いますが、これをt o t o補助金や県補助金などで利用し、購入を検討していただけないかという、これ3点ですが、よろしくをお願いします。

○教育部長（下吉一宏） フェンスの件と照明の件、備品の件、この3点でございますけども、市営陸上競技場の照明設備は、老朽化により照度が下がってきております。今後、水銀灯の製造中止が決まっていることもあり、照明設備の改修等については、全ての体育施設について検討することが必要だと考えております。今、議員がおっしゃったクラブハウス、倉庫への設置は考えられないかということでございますけども、全体的に、陸上競技場は暗いので、全体的な考え方で検討をしなければならぬというふうに考えているところでございます。それと、転落防止のフェンスにつきましては、そういったことも懸念されるわけでございますが、逆に、フェンスを造ることによって、それに登ってしまいますと、更に高さが高くなって、その方が危険であるということも危惧されますので、今のところ、フェンスを設置するという考えには至ってないところでございます。それと、協議備品のことで、特に、高跳びとハードルのことだっただと思いますけども、高跳びのマットが硬いといった趣旨の御質問であったかと思っておりますけども、スポーツクラブ、私どものところにつきましては、そういった声はまだ届いてないわけでございますけども、もう1回この高跳びのマットについては確認をしてみたいと。ハードルにつきましては、あることはあります。やはり古いわけでございますけども、全体的に競技備品につきましては、大会等での利用など、必要性、そういったものを勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

○2番議員（東勝義） これに関しては、もし陸協が小学生の大会をしたいと、それについてハードルを揃えてもらいたい、これがいついつに、来年からしたいんだけどっていう話になれば購入を検討いただけるんでしょうか。

○教育部長（下吉一宏） 先ほども申し上げましたが、大会の回数とかそういった頻度とか、回数と頻度、一緒ですね、開催する頻度とか、そういったもの、諸々考えて協議備品の購入に

については検討してまいりたいと考えております。

○2番議員（東勝義） 前向きによろしくお願いします。

次に行きます。高体連や中体連などの団体に、合宿誘致を今までしたことがありますか、ありませんでしょうか。

○産業振興部長（川路潔） 高体連や中体連などの団体に合宿誘致は、これまでしておりません。

○2番議員（東勝義） 私が県の方の中体連の方々の先生方を知ってるものですから、前もって、中体連の方たちに、一昨年ぐらいからですね、指宿陸上競技場での合宿はどうでしょうかとお願いしたところ、今年12月29・30に290名程度の県中学校の合同合宿があります。また、明けて3月23・24日には、380名程度の4県合同合宿、沖縄、宮崎、熊本、鹿児島との合同合宿が決まりました。県の陸上合宿は年4・5回開催されますので、是非、今度誘致をしていただきたいと思います。それについてどうでしょうか。今からほかの方々にも誘致をお願いする用意があるでしょうか、お願いします。

○産業振興部長（川路潔） 本当にありがとうございます。合宿誘致といたしましては、市は、これまで様々な取組を行っているところです。具体的には、市内のホテルなどと連携をして、福岡地域や関西地区の大学生を対象とした県主催のスポーツ合宿誘致セミナーに参加し、スポーツ等合宿奨励均等支給事業の紹介や、運動施設を含め、本市のPRを行っております。また、県が作成する、体育施設や宿泊施設等を掲載した鹿児島スポーツ合宿ガイドを活用して、県と一体となった誘致活動にも取り組んでいるところでございます。中学・高校関連では、本市で県高等学校駅伝競走大会や県中学校駅伝競走大会が開催されており、それに伴いまして、多くの合宿もいただいているところであります。今後、スポーツ等合宿奨励品等支給事業の拡充を図りまして、パンフレットも作成いたしまして、関係者や関係団体とも連携しながら、高体連や中体連にも直接訪問するなど、これまで以上の積極的な合宿等の誘致を図りたいと考えております。また、合宿誘致のきっかけといたしましては、人と人とのつながりが非常に有効であると考えておりますので、議員の皆様におかれましても、そのような情報をお持ちでありましたら、是非御提供くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○2番議員（東勝義） はい、ありがとうございます。積極的に合宿誘致をなさってください。よろしくお願いします。

次に行きます。7番です。今回の中学生の合宿で相談されたのは宿泊先の確保が難しかったようです。私も数名の議員の方々にもお願いしました。また、市長にもちょっとお願いしたことがありますが、宿泊費の問題や競技場までの送迎など苦勞されたと聞きました。今回の。観光課よりいただいた資料によりますと、宿泊先ごとに最大宿泊人数や宿泊代などが見やすく表になっておりますが、これからのために、官と民間との連携し合える環境を整える

と一層誘致しやすいと思うんですが、それに関して、なんかこう考えとかはないでしょうか、よろしくをお願いします。

○産業振興部長（川路潔） 現在、まち・ひと・しごと創生総合戦略にスポーツ・コミッションの組織化を掲げておられて、その設立に向けた研究会をこの10月、行政と民間の合同で立ち上げたところであります。現在、先進自治体の事例を参考にしながら、本市の特性を生かした組織づくりについて調査・研究をしているところでございまして、正式な立ち上げは平成31年中を予定しております。立ち上げ後には、このスポーツ・コミッションがワンストップ窓口となって、合宿に関する、宿泊等をはじめとする各種問い合わせ・相談などをお受けできるようになります。合宿を考えている方々にとりまして、これまで以上に合宿しやすい環境となりますので、そのPRにも努めてまいりたいと考えております。

○2番議員（東勝義） ということは、私が何名ぐらいの合宿をまた予定されているみたいですねと市にかければ、宿泊先とかはそちらで誘致できるっていうことでよろしいんでしょうか。

○産業振興部長（川路潔） ワンストップ窓口ということで、このような合宿をしたいという申し入れがあればですね、申込用紙というのを作ってありますので、それに基づいてどういう宿泊施設がいいのか、あとはお弁当の関係とか、そういうのも一体となることができるような形になります。

○2番議員（東勝義） そういうことでしたら、また、どこの課に言えばいいんでしょうか。観光課でしょうか、それともコンベンション、国体、コンベンション。

○産業振興部長（川路潔） 国体・スポーツコンベンション推進室にお願いいたします。

○2番議員（東勝義） はい、分かりました。是非、連携をして、31年度中にスムーズに行くようにお願いします。

次に行きます。市が陸上審判を委託している指宿陸上競技協会の高齢化や審判員の不足があるようですが、これについてお聞かせ願いたいと思いますが、毎年7月に鹿児島県大会指宿地区予選会が開かれております。今回も小学生の100mがメニューに入っていたんですが、行ったところゼッケンが3人ぐらいにだぶっているとか、ゼッケン番号がなかったりとか、非常にミスが多かったです。これは、確かに高齢化もだし、審判員の不足も原因の一つ、考えられますが、これに対して今から大会誘致をするに当たって、やはり、この陸上競技協会、私を含めてですが、市として、この陸上競技協会をどのように今から携わっていくっていうか、立ち上げていくのか、ちょっと考えがあるかないか、ちょっとお聞かせください。

○教育部長（下吉一宏） 少し難しい質問でございますけども、市の陸協におきましては、市主催の市民体育祭や市の駅伝競走大会、駅伝運営会が主催のナイター陸上大会など、また、そのほか県の高校駅伝、中学駅伝、菜の花マラソンなど大きな陸上の競技のイベントに審判を担っていただいているということで、やはり、この審判員がこれから高齢化、減少してくと

なりますと、なかなかそういった大会を支えていけないのかなという心配は確かにいたしております。そういうことをございますけども、市の陸協の中でそういったことも議論をしていただいてですね、現在会員も69名ですか、65名ですか、60以上超えている会員がございますので、その中で、まだ審判員の免許を取られていない方もいらっしゃるようでございますので、組織としてその審判の免許を取るような形の体制を取っていただきたいと。市におきましては、そういった公認審判員等の養成に直接は関わることはできないわけでございますけども、広報紙等に掲載するなどの協力はさせていただきたいと、このように考えております。

○2番議員（東勝義） 私も4・5年前から広報を出してくださいとか、Iターン、Uターンの方々、それから、50代、60代の方々をお願いしたいということで広告出してくださいと再三再四お願いしたいのですが、なかなか進まない。これを陸上競技協会の中で指導していく人がおればいいんですけど、それがなかなかできない状態であります。もし、下吉さんが陸協の中に入っておりますので、もしできれば指導してやっていただければと思いますが、個人的なお願いになるんですが、どうでしょうか。

○教育部長（下吉一宏） 議員おっしゃられますように、私も市の陸協の一員でございまして、審判免許も取得しております、毎年更新をいたしております。そういった意味で、私も陸協の中でいろいろ監査役になっておりますけども、今おっしゃられたことにつきましては頭に入れて、そういった活動をしてまいりたいと。逆に、議員も会員でございますので、そういった立場でしっかりとリードしていただければありがたいなと思うところでございます。

○2番議員（東勝義） 質問をしまりましたね。ちょっと私も、分かりました、私も一生懸命頑張りたいと思います。この質問は終わります。

次のサッカー・多目的グラウンドの整備についてですが、確かに、全ては基礎が非常に大切であると考えます。この十分な管理と時間をかけて基礎を行ってもらいたいと思っております。今、市長が言われましたとおり、造成に関して7月末までの造成が必要だということで、後日、クラブハウスなどの建物にひびが入ったりとか、道路などに凹みが出たりということでは何のためにやったか分かりませんから、しっかりしてもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

年間の維持管理をどれほどと考えるか、そちらの2番目にいきたいと思いますが、どれほどと考えていらっしゃるでしょうか。

○総務部参与（中村孝） 年間の維持管理費の部分でございますけれども、まず、芝管理につきまして、グラウンドの利用頻度によりますけれども、他の事例等を見ますと、手間暇かければかけるほど芝も良い状態を保つことができると思っております。本市では、できるだけ効率的な予算で芝管理を行うために、市で直接芝を管理していく方針で、来年度、グラウンドキーパーを養成するため、専門的な知識と技術を学ばせることとしており

ます。これまで、県立サッカー・ラグビー場などの類似施設を視察し、聞き取りを行ったところ。各施設、それぞれグラウンド面数や付帯設備など規模の違い等も考慮し、本市グラウンドの維持管理費を概算であります。年間で1,850万円と試算をしているところでございます。

○2番議員（東勝義） 年間の維持管理費が1,850万円。これは多分、平成29年1月に出されたメイングラウンド700万円、サブグラウンド50万円、クラブハウスとその他施設400万円、人件費700万円のこの試算でよろしいでしょうか。

○総務部参与（中村孝） はい、議員のおっしゃるとおりでございます。

○2番議員（東勝義） この予算ですが、失礼だけど、ちっちゃく維持管理については、あくまでも構想段階の概算であるため、整備内容によって変更にはなる場合もあると。よく言われる、ダイエットに成功しましたと。ただ、ちっちゃく個人差はありますと書いてるようなものだと思いますが、このメイングラウンド、これは平成29年度4月に3か所、それから30年度に4か所、7か所のサッカー場を100万円ほど掛けて視察に回っているんですが、この管理費を参考に算出してるのでしょうか、お聞かせください。

○総務部参与（中村孝） 我々が今、このような維持管理費をする中で、類似施設ということ、諫早のサッカー場でありますとか、新居浜市の市営サッカー場。それと、県立のサッカー・ラグビー場等ですね、維持管理費、グラウンドの数であるとか、そういう諸々をですね、類似施設という形で参考にさせていただいて、この維持管理費を試算しているところでございます。

○2番議員（東勝義） 私自身も、Jリーグ、J2リーグのホームタウンであるサッカー場の維持管理費を調べさせていただきました。ただ、すぐには返答がもらえませんでしたので、ある方々に中に入ってもらったことでしたが、サッカー1面で年の維持管理費が1,300万円から4,600万円と幅がありました。それは、人件費の違いであることが少々分かったんですが、指宿市は人件費を700万円としておりますが、このサッカー・多目的グラウンドの管理を何人で管理される予定でしょうか。

○総務部参与（中村孝） 現在、人件費としまして700万円ですけれども、専門の職員1名、これについては芝管理という形。それとあと、作業用のパートという形で2名で、計3名を予定しているところでございます。

○2番議員（東勝義） 違うのかしらんけど、サッカー・多目的グラウンドの維持管理ってなった場合は、受付、それと管理者もそこに入ると思ってたんですが、それは入れていないんでしょうか。芝管理だけの維持管理であって、受付とか、そこに対する、いつも常駐する方々がいらっしやらないきゃならないと思うんですが、その辺の人件費も入ってないんでしょうか。

○総務部参与（中村孝） 受付業務等につきましては、本市のスポーツ施設等ということもござ

いますけれども、スポーツ施設等との総合的に管理をする部分もありますので、今回のこの部分ではその受付という部分については含めていないところでございます。

○2番議員（東勝義） 本来は維持管理ってなれば、全てのことで維持管理ですから、含めた状態をお願いしたい。何でかって言うと、私は、このサッカー場っていうのは芝が大事です。陸上競技場も張り替えた記憶がありますが、芝の管理が上手くいかないと全然先が進まないんです。サッカー場は芝が命ですから、この年間維持費、管理費をけちって、なんかな、変なサッカー場にしてもらっちゃ困ると。私としては、できれば、大切なサッカー場ですから、維持管理費を抑えないで、安易な管理をしないように、正直な部分で出した方がいいのではないかと思います。どうでしょうか。

○総務部参与（中村孝） 正に議員がおっしゃるとおり、より良いグラウンドであればあるだけ、合宿誘致とか、大会誘致にも大きくなってくると思います。さらに、先進地の芝の管理、具体的な方法等について調査・研究をして、ちゃんとしたものについては予算をきちんと確保していきたいという形で考えております。

○2番議員（東勝義） 是非、よろしくをお願いします。芝が本当に悪いと、Jリーグも帰ってしまいます。サッカーの合宿に来たくても来れません。それに関しては、やはり十分な人数と、それから管理をよろしくをお願いしたいと思います。

3番目です。800名程度のスタンド等を建設予定ですが、この建設予定額と必要性について御説明願えればと思います。

○総務部参与（中村孝） スタンド棟の設置、規模等につきましては、建設検討委員会の段階から、サッカーをする人、見る人、大会関係者、ボランティアなど、支える人の視点を大切にしながら施設の在り方を検討してまいりました。その中で、プロ・アマ問わず、合宿や大会を呼び込み、サポーターも含め多くの人に利用してもらうためには、快適な観戦環境が必要という結論に至り、スタンドを建設することとなったところです。規模につきましては、Jリーグのキャンプ等を実施されますトレーニングマッチだと、平均して約900名程度、高校サッカー全国大会の平均観客数が約700名程度など、各種大会データを参考にいたしまして、現在の規模・仕様としているところでございます。市では、アマチュアの全国大会、九州大会レベルの大会の開催はもちろん、Jリーグのキャンプ等の誘致も実現させたいと考えていることから、そうしたことを考慮して、約820人収容のできる仕様のスタンドとしたところでございます。なお、建設費につきましては、今後の発注業務の関わりもあることから、答弁については控えさせていただきます。

○2番議員（東勝義） 建設予定額については理解しました。当初の計画では、スタンド棟と芝生席もあって、1,500から2千という計画があったと記憶していますが、変更された経緯についてよければお聞かせください。

○総務部参与（中村孝） まず、本市が進めるサッカー場・多目的グラウンドの整備事業であり

ますけれども、平成28年6月に16人の市民からなる建設検討委員会を設置し、平成28年8月に提言書がまとめられております。市は、この提言書を基にした基本構想、これは28年の12月に策定をしているところですが、その後、この内容を具体的に検討するための基本計画の策定業務を委託して、8月下旬に計画書ができ上がっております。この基本計画には、市議会の皆様の意見も踏まえ、市民にも広く意見を求めるため、7月21日から8月18日までの30日間、パブリックコメントを募集して、19名68件の市民意見があり、基本計画に反映させているところでございます。その中で、基本構想では、利用者の視点に立った施設整備、それと他分野で活用可能な施設整備、健康づくりの拠点となる施設の三つの基本方針としておりましたこの基本計画を踏襲しておりますけれども、この基本計画の中で、また、限られた財源の中で必要な整備を精査し、費用対効果の良い計画を目指すことより、高品質でローコストな施設計画を整備の方針に加えたところでございます。具体的には、コスト削減を見据えた施設を造るために、スタンドボリュームを抑え、シンプルな構造とすることで、コンパクトなグラウンド造りを行い、また、維持管理、修繕のしやすさを徹底したところでございます。このようなことから、スタンドの規模につきましては、事業費の圧縮に加え、Jリーグのキャンプ時のトレーニングマッチの観客数であるとか、高校サッカーの全国大会の観客数など、各種大会のデータを参考に、現在の規模、仕様としているところでございます。

○2番議員（東勝義） はい、ありがとうございます。スタンド等については納得いたしました。このスタンドが日々使われるように、高校サッカーの県予選会を指宿でとか、Jリーグの練習試合をとかできるように、誘致を是非お願いしたいと思います。

次に行きます。本市には保育園、小学生の遠足として使われるような大型の公園がありません。サッカー・多目的グラウンドにアスレチックなど大型施設を完備した公園を造る気はないか、お尋ねします。

○総務部参与（中村孝） 私共も、多目的グラウンドにつきまして、市民の憩いの場として利用していただきたいと考えておまして、建設委員会や基本計画策定時に実施しました、パブリックコメントにおきまして、大型遊具の設置につきましては、御意見・御要望をいただいていることから、多目的グラウンド敷地内に、大型遊具を設置し、子供からお年寄りまで多くの市民が楽しく遊べる空間にしていく予定としているところでございます。

○2番議員（東勝義） ということは、サッカー、3面できますが、メイングラウンドと人工芝は多分立入りが規制されると思うんですが、もう1面については、立入りは自由っていうことでよろしいのでしょうか。

○総務部参与（中村孝） 多目的グラウンドの部分につきましては、敷地内にサッカーコート1面を整備しますけれども、ここにつきましては、サッカーコート部分も含め、イベントや他のスポーツでも利用可能という形で考えているところであり、市民の皆様が利用しやすい施設となるように整備していきたいと考えております。

○2番議員（東勝義）　　ということは、この多目的グラウンドっていうのは、公園としての機能を果たす、市の内外から保育園児や小学生がたくさん集まる公園としての役割を十分担える施設として完備するという事でよろしいでしょうか。

○総務部参与（中村孝）　議員が今おっしゃるとおり、市民に親しまれる、そういう公園機能も含めた施設づくりをしていきたいと考えております。

○議長（福永徳郎）　お知らせいたします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

○2番議員（東勝義）　はい、ありがとうございます。できれば、このサッカー・多目的グラウンドという名前じゃなく、できてからでしょうが、例えばです、魚見の森公園とか、菜の花スポーツ公園とかいうような、私は才がないですから、そういう何か可愛い名前を付けてほしいと思っておりますが、よろしくお願いします。

本市にはすばらしい陸上競技場があり、野球場も改修される予定ですし、サッカー場も完備されていきます。合宿誘致も非常にいいのですが、各種競技大会を増やすことが観光にも役立つと考えます。それは、合宿の場合、選手と指導者だけの数しか期待できませんが、競技大会の場合、選手人数に応援者人数が加算されます。小学生の場合は3.6人、中学生の場合は2.3人という統計が出ております。もし、小学生の500人の大会を開くとなると、1,500人以上が指宿市を訪れる計算になります。また、各企業から広告料をいただき大会プログラムを製作し販売すると利益が期待できますし、プログラムの最後に、たまた箱温泉入浴券や砂むし入浴券、そうめん流し割引券などといった割引券の印刷をすることにより、観光地を巡っていただく企画もいいのではないかと考えております。同僚議員の中に、観光大使を任命を無償でいいからと市長にお願いされた方もいらっしゃいましたが、私は、スポーツ大使という立場に是非任命していただければ、一生懸命働きたいと思っております。もちろん私の場合、日本陸連公認スポーツ指導者という立場ですので、それ相応の俸給をいただければと思っております。顔はいまいちですが仕事はできると思っております。そしてまた、他方面に顔が広いので指宿市の発展のために、スポーツの発展のためにも必要不可欠と自画自賛しておりますので、市長、本気でよろしく申し上げます。本当に長い間お疲れ様でした。指宿市の未来は明るく前途洋々なりと信じてやまない東勝義の質問をこれにて終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

△ 延 会

○議長（福永徳郎）　お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は明日行いたいと思います。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 4時58分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 福 永 徳 郎

議 員 齋 藤 佳 代

議 員 恒 吉 太 吾

第 4 回 定 例 会

平成 30 年 12 月 14 日

(第 3 日)

第4回指宿市議会定例会会議録

平成30年12月14日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 一般質問

---

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|        |         |        |         |
|--------|---------|--------|---------|
| 1 番議員  | 坂 元 茂 教 | 2 番議員  | 東 勝 義   |
| 3 番議員  | 西 田 義 哲 | 4 番議員  | 新宮領 實   |
| 5 番議員  | 前 原 五 男 | 6 番議員  | 山 本 敏 勝 |
| 7 番議員  | 齋 藤 佳 代 | 8 番議員  | 恒 吉 太 吾 |
| 9 番議員  | 東 伸 行   | 10 番議員 | 井 元 伸 明 |
| 11 番議員 | 西 森 三 義 | 12 番議員 | 吉 村 重 則 |
| 13 番議員 | 前之園 正 和 | 14 番議員 | 松 下 喜久雄 |
| 15 番議員 | 高 橋 三 樹 | 16 番議員 | 高 田 チヨ子 |
| 17 番議員 | 木 原 繁 昭 | 18 番議員 | 下川床 泉   |
| 19 番議員 | 新川床 金 春 | 21 番議員 | 福 永 徳 郎 |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 市 長     | 豊 留 悦 男 | 副 市 長   | 佐 藤 寛   |
| 教 育 長   | 西 森 廣 幸 | 総 務 部 長 | 有 留 茂 人 |
| 市民生活部長  | 上 田 薫   | 健康福祉部長  | 山 口 保   |
| 産業振興部長  | 川 路 潔   | 農 政 部 長 | 松 澤 敏 秀 |
| 建 設 部 長 | 黒 木 六 海 | 教 育 部 長 | 下 吉 一 宏 |

|               |         |        |         |
|---------------|---------|--------|---------|
| 水道事業部長        | 井 手 久 成 | 山川支所長  | 中 村 俊 治 |
| 開聞支所長         | 川 畑 徳 廣 | 総務部参与  | 中 村 孝   |
| 市長公室長         | 山 下 浩 二 | 総務課長   | 鶴 窪 誠 作 |
| 健康・協働のまちづくり課長 | 谷 口 澄 子 | 地域福祉課長 | 出 島 雅 彦 |
| 観光課長          | 山 元 成 之 | 土木課長   | 西 田 栄 一 |
| 建築課長          | 岩 下 保 夫 | 社会教育課長 | 野 元 伸 浩 |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |         |         |         |
|-----------|---------|---------|---------|
| 事務局長      | 岩 下 勝 美 | 次長兼議事係長 | 鮎 川 富 男 |
| 主幹兼調査管理係長 | 木 下 英 城 | 議事係主査   | 上 玉 利 享 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（福永徳郎） ただいま、御出席の人員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（福永徳郎） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、東伸行議員及び井元伸明議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（福永徳郎） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、高田チヨ子議員。

○16番議員（高田チヨ子） 皆さん、おはようございます。公明党の高田チヨ子でございます。早いもので今年も終わろうとしていますが、この1年間、いろんなことがありました。今年の流行語大賞はそだね、でした。この言葉は誰が聞いても、ほっとする癒しの言葉だと思います。カーリングの選手たちのあのニコニコした姿を改めて思い出し、暖かい気持ちになりました。また、今年を漢字一文字で表すと何かについては、災、災いでした。この文字が表すように、今年は大雨、地震、事故、さらに殺害など、いままでには考えられないような事件、事故が起きました。来年はこのような悲しい、痛ましい事件、事故が起きないような年になってほしいと願うばかりです。本市では、地熱の問題はJOGMECから不採択という結果が出されました。私は本当に残念だなと思いました。市民の皆様の中には反対の方だけではなく、進めてほしいと願っている方も多数いらっしゃるのではないのでしょうか。私としては、山川地域の活性化にもつながるので進めていただければありがたいなと思っていました。また、サッカー場は前に進めることができ、良かったと思っています。サッカー場を造ったことにより、サッカーをしているメンバーだけでなく、いろんなスポーツをしている方々、そして利用したいと思っている老若男女、全ての方が利用しやすいようにしてほしいと思います。昨日の同僚議員の質問にもありましたが、観光のまち指宿市にとっては大河ドラマ西郷どんの放映により382万人を越す入込客があったとのことでした。本当によかったと思っています。今、私たち公明党では、年間646万tも廃棄されているという食品ロスの削減推進、子育て世代包括支援センターの設置、発達障害の早期発見へ5歳児検診の導入についての3件について、署名運動をしているところです。市民の皆様は進んで協力してくださいました。今後、この署名を食品ロスは国へ、子育てと発達障害は県へ提出する予定になっています。皆様の声が少しでも届けられたらいいなと思っています。

今日は寒い中、小学生の皆様が傍聴に来られています。私も元気いっぱい行いたいと思います。答弁も分かりやすい言葉でしていただけたらありがたいと思います。小学生の皆さんに、おばちゃんからお願いがあります。今、食品ロスのお話をしましたが、指宿市では30・10運動というのを行っています。これは、出されたものを残らず食べましょうという運動です。そこで、学校の給食もできるだけ残らず食べていただけたらありがたいなと思います。

それでは、通告に従い一般質問を行います。まずはじめに、ヘルプカードの作成について、お伺いいたします。26年3月にも健康カード、ヘルプカードについて、始良市の健康カードを取り上げ質問をさせていただきました。そのときの答弁は、推進をしていくという考えを持っているので時間をいただきたいとの答弁でした。さらに、今年の6月議会におきましても同僚議員からも同様の質問がありました。その後、取組はどのように進んでいるのでしょうか。内部疾患や難病の方など、一見外見上では健常者と変わらない方々に対して、自分がどのような支援を必要としているのかを知らせるヘルプカードは有効なものと思われまます。くしくも県議会の方では、このヘルプカードを作成するということが決まりました。そこで、お伺いいたします。ヘルプカードについての現状と、高齢者や障害者のためにヘルプカードを作成する予定はないのか、お伺いいたします。

2点目に、連帯保証人についてお伺いいたします。市営住宅を申し込むときなど連帯保証人が必要ですが、その人数について本市の現状はどのようになっているのか。また、他市の状況と県営住宅を管理している鹿児島県の状況はどのようになっているか、お伺いいたします。

3点目に、照明の設置についてお伺いいたします。市民会館の付近、特に市民会館の入り口に照明を付けられないかお伺いいたします。この質問もこれまで何回もお伺いしています。確かに、市民会館の近辺は照明が付けられてきて大分明るくなってきております。でも、肝心の市民会館の入り口に照明がなく、暗くて夜に会館を利用するとき、分かりにくいという声があります。私たちは毎月1回、市民会館を利用して会議を開いています。つい先日入り口が暗いので危ないと注意されました。そこで、この入り口に照明を付けてほしいという要望に応じていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○市長（豊留悦男）** ヘルプカードの導入、その現状等について御質問をいただきました。ヘルプマーク、ヘルプカード、これにつきましては義足や人工関節を使用している方、内部傷害や難病の方、また妊娠初期の方など外見では、外から見では分かりにくい援助や配慮を必要としていることを知らせるマークとして、平成24年から東京都で取組が始まり、全国へ広がりを見せているところでございます。鹿児島県では平成30年6月の県議会におきましてヘルプカードを導入する旨の答弁がなされ、現在県下一斉導入に向けて取り組んでいる状況でございます。本市としましても県と連携を図りながら取り組んでいきたいと思っております。

であります。

以下、いただきました質問については担当部長が答弁をいたします。

**○建設部長（黒木六海）** 市営住宅の入居に関する連帯保証人の人数についての御質問でございますが、連帯保証人は、入居中に様々な問題等が生じた場合に必要としているものであり、現在本市におきましては、入居要件として2人の連帯保証人をお願いしているところでございます。なお、県内19市の状況につきましては、15市が2人、4市が1人となっており、鹿児島県におきましては2人となっているところでございます。

**○教育部長（下吉一宏）** 市民会館の入り口に照明を設置できないかという御質問でございました。魚見岳に面した歩道には、防犯灯が設置されておりますが、市民会館の出入口には照明が設置されておられません。出入口が分かりづらいことと安全確保の観点から、照明を設置する方向で進めてまいりたいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** それでは、2回目の質問に入りたいと思います。

まず、ヘルプカードについてからお伺いいたします。先ほどの答弁で県下一斉導入に向けて取り組んでいるとお聞きしましたが、ヘルプカードが導入された場合の配布対象は、どのような方々を想定しているのでしょうか。また、配布方法については、どのようなのでしょうか。

**○健康福祉部長（山口保）** ヘルプカードの配布対象につきましては、義足や人工関節を使用している方、内部障害のある方、妊娠中の方、高齢者などのほか、障害者手帳の有無に関わらず、外見上では分かりにくい病状等によって援助や配慮を必要としている方などを想定しております。配布方法につきましては、県の関係機関や市の福祉担当窓口で行う予定となっております。

**○16番議員（高田チヨ子）** それでは、このヘルプカードに、どういうことが記載されているのか、分かっていたらお教えいただければありがたいと思います。

**○健康福祉部長（山口保）** ヘルプカードの裏面には名前、連絡先、かかりつけ病院、飲んでいる薬や症状、配慮してほしいこと等を記入していただくように、今なっております。配慮してほしい内容の例としましては、耳が聞こえにくいのでゆっくり話してくださいとか、低血糖により意識を失ったり倒れたりすることがありますとか、高齢者の方などの場合は、認知症があります、1人でいたり道で迷っていたら下記の連絡番号に連絡してくださいなど、ヘルプカードを持っている方が困ったときに、支援してほしい内容を記入していただくことを想定しております。

**○16番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。このヘルプカードについては、私が最初に質問したときに言われたのは、外に出たときに自分のことを知っている人が少ない。だから、もし外で倒れたりしたら誰に頼んでいいのかわからないし、だからこういうものがあつたらいいよねっていうことがありまして、最初にこの質問をさせていただきました。それか

らもう結構なるんですけれども、県の方がこうして進めていくということになり、指宿市の方でもこれを考えて取り上げていただけたということが決まったということで本当によかったなと思います。このヘルプカードを作成して利用することによって、今困っている市民の皆様を助けることができるのではないかと、そういうふうに思います。少しでも早く普及できるようにしてほしいと思いますが、このことについてはいかがでしょうか。

**○健康福祉部長（山口保）** ヘルプカードの導入に当たっては、カードを必要とする方に対しての周知と併せて、一般の方々への周知が非常に重要であると考えております。ヘルプカードがどのような意味を持つものであるか、カードを提示された場合、あるいはカードの所持に気付いた場合にどのような配慮が必要であるかなどについて、広報紙やホームページへの掲載、市内公共施設や公共交通機関等へのポスター掲示やイベント等での紹介などを通じて市民の方々に広く周知していく必要があると考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** できるだけ早く作成をしていただきたい、そういうふうに思います。

それでは、2番目の連帯保証人についてお伺いいたします。指宿市は2人ということでした。他市のところでは4市が1人になっているところがあるというお話も今お伺いしました。なぜ、このような質問を私がしたかと言いますと、本当に今、独居の方とか身寄りのない方とか増えてきております。私のところには、連帯保証人を2人付けるっていうのはとても無理っていう方が結構御相談に来られます。そういう方たちの声を聞くにつけ、本当にこの連帯保証人を2人付けるっていうことは、市にとってはやっぱり大事なことです。それは私もよく分かっております。しかし、昨今のこの状況の中で困難な方が増えてきているのは、皆様も存じていることだと思います。この2人の人数をどうしてもできないという方のために、人数を減らすことは考えられないかお伺いいたします。

**○建設部長（黒木六海）** 連帯保証人につきましては、ただいま議員御指摘のとおり、2人目を探すのに苦労している方が増えてきていると認識してるところでございます。このことから、現在、鹿児島県や近隣市町村と公営住宅における連帯保証人の在り方等について情報交換を行っているところでございます。今後も引き続き、ただいまございました人数も含め検討してまいりたいというふうに考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 是非、検討をしていただきたいと思います。これは提案なんですけれども、どうしてもこの連帯保証人を2人見つけることができない、そういう方のために保証会社とかありますけれども、そういうところを利用するという事は考えられないんでしょうか。これからますます多くなってくると思いますので、是非前向きに検討していただけたらありがたい、そういうふうに思いますがいかがでしょうか。

**○建設部長（黒木六海）** 連帯保証人につきましては債権の回収だけではなく、住宅の管理や安否の確認、緊急時の連絡などの役割を担っていただいております。民間の保証会社等の活用

につきましては、連帯保証人の在り方として人数や緊急連絡先の体制づくりと併せて今後検討してまいりたいというふうに考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 是非、このことも身寄りがない方々のために検討していただきたいと思います。

それでは、市長、この連帯保証人。この多くの方々が相談に来ますけれども、このことについて市長のお考えはどうでしょうか。よろしく願いいたします。

**○市長（豊留悦男）** やはり、市民にとって市営住宅等、気軽に借りれるような体制を作ることには大変大切だと思っております。しかし、住宅等を借りるときには、やはり保証人が必要だということは、これは議員も同じ考えだろうと思えます。その何かあったときに保証してくれる人が1人でいいのか2人でいいのかということについては、今後考えていかななくてはならないと思えます。保証人が亡くなったり保証する能力がなくなったり、つまり生活上のことで何か問題があったりするために保証人というのは必要であるということは、もう御理解いただけたと思えますけれども、やはり市民にとってどういう形の方が住宅は借りやすく、そして指宿市としてこの住宅、住むところに困った人たちに、サービスができるかという観点で考えていきたいと思えます。2人、1人、それとは別に、やはり住宅のサービス、提供というのはどうあるべきかという観点から、今日いただいたこの質問については対応をしてまいりたいと思えます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 是非考えていただきたいと思えます。もう本当にたくさんいらっしゃいます。市営住宅を借りたいけど、連帯保証人を立てることができないから借りることができないんだって、本当は市営住宅に入りたいけれども、借りることができない。だから、一般のちょっと高いお家賃のところを借りざるを得ない、そういう方たちが本当にたくさんいらっしゃいますので、この方々のために指宿の私たちは何とか考えてあげてほしいな。みんなに優しい指宿市であっていただきたいな、そういうふうに思えます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、市民会館の照明については、今付けていただけるってことでしたけれども、確認です、もう1回。急に付けていただけるんでしょうか。よろしく願いいたします。

**○教育部長（下吉一宏）** 先ほども申し上げましたが、安全確保という観点もございますのでできる限り早い時期に設置をしてまいりたいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** はい、ありがとうございます。本当にですね、毎日のようにいろんな方とお会いをしていると、いろんな御相談も受けます。その中で、本当に助けてあげられたらいいなって思うことはたくさんあります。でも、できること、できないことありますので、そこは私の方でもこのことはできるよ、このことは無理だよねっていうのはお返しをするようにして話をしているところです。本当にですね、指宿市の皆様が安心・安全で本当によかったと思えるような、そういう生活をしていただきたい。私はこれからも皆様方の小さな

声に耳を傾けて、現場第一主義で皆様に寄り添い、安心・安全なまちづくりに取り組んでまいりたい、そういうふうにも思っております。どうか、よろしく願いいたします。今日はありがとうございました。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時34分

（10番井元伸明議員途中退席）

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 会議録署名議員の追加指名

○議長（福永徳郎） 井元伸明議員が退席をされましたので、会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に、西森三義議員を追加して指名いたします。

#### △ 一般質問

○議長（福永徳郎） これより、一般質問を続行いたします。

次は、吉村重則議員。

○12番議員（吉村重則） おはようございます。私は日本共産党の議員の1人として市民の命と暮らしを守り、平和憲法を守る立場から質問を行います。先の臨時国会で数の力で採決された日欧EPAは乳製品など、農林水産分野で史上最悪の農業破壊協定であるTPPの水準を上回る譲歩をした亡国の協定にほかなりません。TPPでハード系チーズの関税を撤廃された上、日欧EPAでソフト系チーズまで関税が撤廃されます。欧州連合から多く輸入している豚肉の関税が削減されます。本協定でEUから安い輸入品が大量に流入すれば国際品、値崩れなどを招き、懸命に努力を続けている全国の酪農、畜産は大打撃を受けます。政府は国内対策で農家の所得は確保され生産量も維持されると言いますが、その内容は生産コスト削減や大規模化を迫るもので、小規模、家族農業の切り捨てです。さらに、本協定には市場開放の連鎖をもたらします。日豪EPAは日本が他国の協定で特恵的な市場アクセスを認め際には、豪州にも同等の待遇を与える見直し規定があります。この規定により豪州からさらなる市場開放を迫られかねません。また、アメリカからも日本がEUに与えたものと同等か、それ以上の市場開放を期待するとも言われております。本協定が譲歩の連鎖を引き起こすことは明らかです。際限のない市場開放を進め、国民の生存基盤である農業を破壊する本協定は容認できません。指宿の農業にも多大な影響が出てくるのではないのでしょうか。現在においても農業人口は減り、高齢化が進んでおります。新規就農者や農家の再生産ができる農業への支援こそ政治に求められているのではないのでしょうか。

それでは、通告に基づいて質問いたします。

自治公民館について。合併前、旧指宿は条例公民館、山川・開聞は自治公民館として、それぞれ地域でいろいろな取組が現在に至っております。近年、日本全国甚大な災害が発生し、今年は地震、水害、台風など、多くの災害が発生しております。行政の支援もあり、各自治公民館に自治防災組織ができていると思うが、どのような状況か。

次に、旧かいもん荘跡地について質問いたします。旧かいもん荘跡地を処分するのに、敷地内に埋設してある配管を撤去して処分しております。この配管の中に広域組合のし尿処理場の配管も含まれております。この配管は約40年前に処理場を建設するときに、かいえい漁協と協定書を締結し、沖合に放流しているため台風などの災害により、沖合の放流距離の変更により協定書の見直しを平成12年と20年に行い、12年には2,000万円、20年には1,000万円、補償金を払っております。今年になって、旧かいもん荘跡地を処分するのに、敷地内に埋設している配管を撤去して処分をしたため、河川に放流するようになり、協力金として300万円支払っています。現在においても協定書は締結したままです。旧かいもん荘跡地を処分するとき、放流管用の残地として残す検討はされなかったのか、質問いたします。

次に、地熱問題について質問いたします。9月20日、一般質問が終わった次の日に山川文化ホールで説明会を開いております。私の答弁に、山川フラワーランドの皆さんと納得のいく話をすると答弁し、また学識経験者やいろいろな方々の意見を聴き、モニタリングを通じて、また他の事例等を踏まえて問題になるような農家やホテル関係者を困らせるような事業は考えていない。市民のための事業だと答弁しております。山川文化ホールで説明会に参加して感じたことは、今まで説明会を起こっていることを説明する必要があるのか。お互いに本音で話し合って理解をし合う努力こそ必要ではなかったのか。また、指宿市が開発する事業であるのに、なぜ九州電力の方が説明されるのか質問し、1回目の質問いたします。

**○市長（豊留悦男）** 私の方からは自主防災組織等の現状について、お答えをさせていただきます。本市における自主防災組織の状況は、平成30年4月1日現在で90組織あり、世帯数における組織率は93.2%となっているところでございます。指宿・山川・開聞各地域において、それぞれ特徴的な自治公民館活動の中において、地域の安心・安全を守るための組織だと認識をしているところでございます。

以下、いただきました質問については担当部長等が答弁をいたします。

**○産業振興部長（川路潔）** かいもん荘跡地敷地内に埋設されている放流管等の取り扱いにつきましては、優先交渉権者である岩崎産業株式会社と協議したところ、同社が撤去を望んでいたことから、市では指宿広域市町村圏組合にその旨を連絡いたしました。その結果、平成29年度には、広域組合において撤去等にかかる実施設計がなされ、平成30年度広域組合の当初予算においては、撤去にかかる工事請負費の予算を計上していただき、議決がなされたとお聞きしております。また、その後も撤去に向けた調整を進めているとの報告を受けておりましたので、広域組合として放流管の撤去を判断されたものと認識していたところであります。

す。

**○総務部参与（中村孝）** 地熱問題について、住民説明についてでございますけれども、地熱の恵み活用プロジェクトを進めるに当たり、平成27年5月26日に本市と九州電力、セイカスポーツセンターの3者で地熱の恵み活用プロジェクトに関する協定書を締結しております。この中で、九州電力の役割として地熱資源の調査、開発に対する技術支援がありますので、説明会時などにおいて技術的な部分を説明してるところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 地熱発電の問題から質問に入ります。

9月20日に山川の文化ホールで説明会を開いてますよね。これまで、昨日の同僚議員の質問の中で、29回でしたっけ、900何名の方が説明会に参加してるということで答弁があったわけですけど、9月20日の説明会に私も参加したんですけど、内容的には最初の内容とほとんど同じような内容。今、JOGMECから却下された部分で、地元住民との共生という問題があるわけですよ。本当にこの問題に真剣に取り組んでいるんだろうかと。説明会を聞いたときに、今までと同じ説明をして、時間的にはないからいろんな問題を吸い上げるとか、そういうところは全然ないんですよ。その件について、どのように考えているのか。9月20日の場合は、19日に一般質問をしてるんですよ。その中で、市長は市民のための事業なんだと、農家やホテル業界に迷惑の掛かるような開発はしませんが、だから、市民のための開発なんだということを議会では答弁しながら、説明会の中では、そういうあれが全然ないわけですよ。本当に市民が不安に感じていること、吸収していくとか、その辺はどのように考えているんですか。ただ、昨日の答弁の中でも900何名の方が説明会に参加しました、理解してもらいました。ただ、その数をカウントするための説明会なんですか。その件についてちゃんと答弁してくださいよ。1回目で質問しているんですから。

**○副市長（佐藤寛）** 説明会は多くの市民を対象にして説明会を開催するというので、市民の方々に呼び掛けております。ですので、中にはこのプロジェクトの中身を御存知ない方も多々いるのではないかと、そういった判断の中で市の取組について丁寧な説明をさせていただいてるところでございます。会場の中で懸念について質問があったところにつきましては市及び九州電力から真摯に回答させていただいているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 今、副市長が答弁したんですけど、9月の私の質問の中で、大岳発電所の筋湯の問題を取り上げたときに、地熱発電において温泉に影響を生じた事実はない。私も報告を受けていると答弁をしているんですよ。これは、どっからこういう答弁がくるもんなんですか。地熱発電によって全然温泉に影響がないという答弁をしているんですけど、どこからそういう報告が来るものなんですか。

**○副市長（佐藤寛）** 会場で出されました質問、筋湯の件につきましては、九州電力の方から丁寧な説明があったところでございます。地熱発電の影響はないという説明があったところでございます。これまでに地熱発電による温泉への影響がないということにつきましては、平

成22年度環境省が実施しました地熱発電に係る環境影響審査手法調査業務に関する報告書において、我が国の地熱発電所は昭和41年に操業を開始した松川地熱発電所が最初であり、40年以上の実績がある。この間、これまでに地熱開発に伴う周辺温泉などへの環境影響が発現した事例はなく、との記載がございます。さらに、平成25年日本温泉科学会で発表されました野田先生による地熱発電の温泉への影響を科学的に考えるという論文の中におきまして、地熱発電による温泉への影響は、影響は起こることはあるが我が国では明確な影響は発生しておらず、地熱採取量をコントロールすることによって影響をなくすることができる、ということが述べられております。また、本年8月8日には、地熱シンポジウム in 鹿児島が開催されておりまして、その基調講演で産業技術総合研究所の安川再生可能エネルギー研究センター一長の方から、日本では地熱開発が温泉へ影響したことを示す事例はないことを解説されております。こうしたことから、日本において影響はないということを申し述べているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** あと1点。筋湯の問題で、やっぱりこれも9月議会で副市長は答弁しているわけですけど、大岳発電所には何度も訪れていると、副市長自身が。その中で、そういう影響はないという答弁もされています。大岳温泉によって、副市長は本当に影響はないと捉えているんですか。

**○副市長（佐藤寛）** その件につきましては、先の9月に行われました説明会の中でも九州電力の方から説明がされているとおりでございまして、実際に当時の統計データ等を調べた報告書を見ますと、当初のデータの中には地熱発電の採取量が入っているものが、10年後だったですかね、ちょっと詳しい数字はちょっと忘れていますが、その後の比較したデータの中には、地熱発電所の採取量が含まれていないと。その統計データの取り違いによる誤認ではないのかなということと考えているところでございまして、実際的には温泉から湧水される量につきましては当初調べた統計データと地熱発電を除いた10数年後だったかと思えますけど、その統計データには大きな差はないということですので、地熱発電から及ぼす温泉への影響はないという具合に私は認識しております。

**○12番議員（吉村重則）** 環境省とか九電とか、そういうところからのデータについては、温泉については影響はないという報告を受けたり、そういう資料があるわけですよ。だけど、現場、JOGMECとの補助金申請の中で謳われている地元との共有って言ったら、理解って言ったらいいんですか、いうのを考えたときに、その九電とか政府の言うことじゃなくて、実際現場の人たちが影響を受けてるわけですよ。そこを理解していかなければ、共生はできないですよ。その辺は全然調査しないんですか。この筋湯温泉についても、実際影響を受けている業界はあるわけですよ。この指宿においても影響を受けている事業者もあるわけなんですよ。これは、科学的に証明ができないために、地熱発電のためかどうかというのとは分からないんですけど、だけど、地元との共生っていうのを考えたときに、地元の皆さんの

声を聴いていかなければ、JOGMECはそりゃ補助金は出さないですよ。今の考え方でいけば。国とか業者だけの話だけ聴くんであれば、そういう地元の人たちの声はどのように捉えているんですか。

**○副市長（佐藤寛）** 議員，筋湯温泉の話を出しますけども，筋湯温泉につきましては他地方の温泉地でもあり，その件については風評被害にもつながるようなことも恐れもあるので，その件についての私の考え方は差し控えさせていただきたいと思います。

山川地域の件についてでございますけども，私のところには温泉枯渇が報告されているというような事例についての，申し出等々も含めて一切ありません。それともう一つ述べたいことはですね，九州電力の山川発電所は，運転開始以来モニタリングを実施しております。地表下1,400mぐらいから生産井をもって熱水を汲み上げているんですけど，その間においてはケーシングを挿入して，周囲の地下水の混入をシャットアウトしていると。地表下1,400mですので，キャップロックの下からの熱水貯留槽から取り出されるように設計されている。こうした状況から考えても，周辺温泉井への影響はないと考えているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** JOGMECに申請をするときに，フラワーランド組合ですか，4名の方，最初の時点ではいろいろやっていたのを，申請するのに整理をしていますよね。何で整理をしているんですか。

**○総務部参与（中村孝）** 平成30年度の助成金の申請に当たりまして，JOGMECの方から利害関係者のところにつきまして明確にその方々から承諾書を提出するように求められておりましたので，利害関係者の部分について，市の方で改めて整理をしたところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 地元との共生というのを考えたときに，そういう整理をして，市役所ではそれは通用するかもしれません。社会に出たら全然通用しないですよ。国がそれを認めるはずはないですよ。なんで共生という立場から考えれば，その辺を納得させる，ちゃんとした説明をしないんですか。

**○市長（豊留悦男）** この事業のスタートを考えていただきたいと思います。地域との共生を図るための事業であります。つまり，この事業者というのは，地熱を有効活用して地域の地熱利用促進に資する事業に対して，この事業というのは取り組んだわけであります。全国的にも幾つかそういうのがあります。例えば，北海道の弟子屈という町でもそうです。地熱発電の理解促進を目指して，発電の熱水の2次利用としてハウス栽培用のビニールハウスを設置したりして有効活用を図るという，そういう趣旨でこの農家は事業としてやったわけであります。つまり，この農家の方々の意見というのは聴きながらも，やはりこの農家の方々にとっては恩恵にあずかりながら，農業の振興に役立てたいというそもそものスタート，つまりこの事業の趣旨はそこにあるわけであります。JOGMECが地域との共生という観点でこの事業は残念ながら現段階では認められませんでした。しかし，今後地域との共生を図る努

力をすることという、そういうことであろうかと思いますので、私どもとしましてもやはりこの事業者に対しても、今回JOGMECが認めていただけなかったけれども認めていただけるような共生をしていると、お互いこの理解促進に努めているという、そういうために今後、理解を深めていく必要があるかと思っているところであります。

**○12番議員（吉村重則）** 本当、なかなか地元との共生、これは一部の利害関係の人だけでは絶対駄目ですよ。昨日の答弁の中でも指宿市民を対象にして共生していくという答弁もされていますよ。そういう中で、そういう選別をして申請しても国は認めないですよ。

次に、還元井の問題で質問しますが、申請の段階では還元井については申請をしておりません。日本全国、地熱発電がある中で松川地熱発電所ですか、蒸気だけの発電所だけは還元井を設けないと。指宿は還元井を設けない、全国の中でこれから開発しようとする1か所、設けない。地下の枯渇の問題。これはちゃんといろんなそういう調査の中で、ちゃんと保証がされているということで還元井は設けないように申請していると思うんですけど、その明確な答えをお願いします。

**○副市長（佐藤寛）** 市が進めます地熱開発においては、還元井の設置有無については構造試験井を掘削して成分を分析した上で判断するというところで考えております。

**○12番議員（吉村重則）** 副市長、質問に対してちゃんと答弁してくださいよ。その成分の結果によって還元井を設けますという方向でしょう。申請の段階で還元井を設けないっていうことは、大量の熱水がありますよ、今地下の中に。それを1基当たり40t、3基あったら120t、1か月にすれば10万tですか、9万tぐらい汲み上げるわけですよ。年間にすれば100万tを汲み上げるんですよ。この地上であれば、例えばダムの水位が下がったときには、雨が降ればすぐ上昇しますよ。地下の場合は、何10万年かけて造られてきているわけなんですよ。だから、年間100万t汲み上げても枯渇をしないという、ちゃんとした理由があるから最初から還元井は設けないということを申請しているわけでしょう。その理由をちゃんと説明してくださいよ。

**○副市長（佐藤寛）** 先ほど申し上げました論文の中においても、地熱採取量をコントロールすることによって影響をなくすことができると、そういうように記載されているところがございます。雨水や海水を危険とした熱水が地熱貯留槽へ供給されようと、蒸気と熱水を取り出す量のバランスを保つことで湯量の減衰は防止できると考えております。これにつきましては、構造試験井掘削後に実施する噴出試験の結果を使ってシミュレーションを実施して、長期的に安定して運転ができるかどうかを評価することになります。そうした意味において、現時点においても還元井を設けるかどうかについては決まってないということでございます。

**○12番議員（吉村重則）** ちゃんと答弁してください。還元井を設けないと最初からするっていうことは、ちゃんと熱水を確保できると。10年、20年しても枯渇をしないということがち

ゃんとあるから、還元井を設けないと。汲み上げて、そのヒ素とか重金属が入っていたら還元はしますよと、後では言っていますよ。しかし、最初の時点で還元井を設けないっていうことについては、ちゃんと補充されるから、ちゃんとした理由があるわけでしょ。そこを私は聞いているんです。

**○総務部参与（中村孝）** 本市の地熱の恵みのプロジェクトでございますけれども、本市の場合熱水の2次利用という形でカスケード利用を計画しているため、温泉発電としておりまして、本市の調和のとれた地熱活用協議会によっても、熱水利用については御説明をしているところでございます。その処理についても成分等を調査、分析したのち、適正に処理する旨を説明をしているところでございます。まず、地熱発電で利用できる地熱貯留槽の大きさがどれぐらいなのか、周りの地下水からの供給量と発電に使う量とのバランスをしっかりと調べることが必要であり、そのためにも構造試錐井の掘削をさせていただきたいと。その掘削結果で得られる蒸気の量や熱水の量がどのような割合でどれだけ出てくるのか、また熱水の成分分析に基づき、本市が計画している観光振興、農業振興等への2次利用に対して、どの程度安全利用できるかを把握する必要があるというようなことでございます。必要以上に熱水が出てくる場合には環境に負荷を与えないよう、地下に還元することも検討するという形で御説明をさせていただいているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 私の質問に対して答弁になっておりません。これは読売新聞の2015年12月31日の新聞記事ですけど、福島県の柳津の柳津西山地熱発電所の問題で、6万5,000kwの地熱発電所だそうです。ここが、もう2万kwしか発電ができないと。それは何かって言ったら蒸気が減少してきていると。だから、国は22億円掛けて2,100mの地下に川の水を入れているんですよ。投入しているんですよ。実際、汲み上げて蒸気も熱水も足りなくなったから、川の水を入れてその蒸気を利用できないか、22億円も掛けてそういうことをしているんですよ。あまりにも無責任じゃないですか。還元井を設けずにどんどん汲み上げて、枯渇しても関係ないと。誰が事業者が理解できますか、こういうことを。ちゃんとそういうことも事業者の説明をして、理解を求めながら共生して開発していくんだったら分かりますよ。私が質問しても答えられないじゃないですか。だから、本当に柳津で22億円も掛けて川の水を入れている。こういう状態なのに、今のやり方、正当だと考えますか。

**○副市長（佐藤寛）** 何度も申しますが、他地域の事例を言うことに対しての評価はこの場では差し控えさせていただきますが、私どもはしっかりとシミュレーションを行った上でその貯留槽の需給バランスを取った上で地熱開発を進めていこうと考えているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 国がそういう対策を取っているんですよ。指宿はなんでできるんですか。ちゃんとした答弁もしない。これじゃおかしいんじゃないですか。これ、また東京新聞で2016年の新聞なんですけど、これは実際指宿で起こっている問題です。指宿市内で36年

続いた温泉ですけど、近くに地熱発電が調査井の掘削によって温泉が枯れたと、これはもう東京新聞がちゃんと報道していますよ。だから、掘削をさせて問題が出たら止めると、この方も言っているんだけど、科学的に証明がされていないために泣き寝入りをしていると。9月議会の答弁でもあったと思うんですけど、まず掘削をさせてくださいと。問題が出たらちゃんと対処をしますって言うけど、この事例からしても何も科学的に証明がされない。取れないんですよ。だから、やっぱり還元井を設けずに試験的にやらせてくれって言ったって誰も事業者、そうかっていうことで認めることはできないですよ。本当に共生を考えるんだったらちゃんとしたことを事業者にも説明してくださいよ。

**○副市長（佐藤寛）** ただいまの東京新聞の事例につきましては、記者は私のところまで取材に来ております。本市でそうした事例があるということで、多分その記事を書かれたのではないのかなと思います。その取材の基がどこかは分かりませんが、実際そうした事例についての因果関係については、地熱発電と関係がないということが判明されたということで訂正とお詫び文が発出されているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 個人名も出ています。これは、ちゃんとした個人名も出ています。それは、科学的に証明はできないですよ。農家にとって。

**○副市長（佐藤寛）** 個人名は私も知っています。ただ、発言は個人名は控えさせていただきたいと。それを知った上で因果関係はないということで訂正文が出てるということでございます。

**○12番議員（吉村重則）** ということは、指宿がもしJOGMECが認めて、掘削して影響が出ても、証明ができなければ影響はありませんということになるんですか。

**○市長（豊留悦男）** いろいろ御心配をしておられるようでございます。やはり、そういう問題が起きないように事前の調査、そして事後の対応についても十分慎重に協議しながら、この事業は進めているところであります。つまり、今回たまたま箱温泉、つまりヘルシーランドの近くですけれども、あそこの条件というの、いわゆる海岸近くでもあります。いろいろな問題を御指摘いただきましたけれども、例えば海岸ではなくて山の方の地熱発電と海岸の方の発電とは自ずとその構造というのは違うということもお聞きをしております。様々な状況を基にヘルシーランドにおける、あの近辺における地熱発電はどのようにしたら議員が心配をしておられる、そういうことがないような事業としてできるのかというのを今慎重に協議しながら、専門家の意見等を聴きながらやっているところであります。やはり、この事業というのは問題がないように、特に温泉等への影響がないようにというのは一番の関心事でもあろうかと思っておりますので、そのことは十分、十分認識してこの事業は行っております。

**○12番議員（吉村重則）** 還元井を設けないということに対しても、ちゃんとした答弁はされなかったわけですけど、住民との共生という部分から考えれば、本当に役所の方で、どんだけちゃんとしてやっていますよと言われても、業者の方々が理解されなかった場合にはこの

開発はないと。共生が一番の原点だということでは認めますか。

**○副市長（佐藤寛）** 地域との共生というのは、大きな前提になるということでございます。農家の方々につきましては、先ほど答弁、市長の方からあったとおり、地熱開発に係る理解促進事業を使って実際に地熱発電と共生している事例ということで、多くですね、方がそこにモデル事業として訪れていると、そういう状況でございます。そうした地熱との共生した社会、地域というのを今後とも目指していきたいと思っております。

**○12番議員（吉村重則）** 地域との共生がなければ開発はしないということによろしいんですね。

**○副市長（佐藤寛）** 温泉資源は市民の共有の財産だと、そういう認識に立っております。温泉資源で得られた果実についてはしっかりと市民に還元していく。これが第一番の地域との共生だと考えているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 私が聞いているのは、地元の共生がなければ開発はしないということによろしいんですねと、この点について質問しているんです。この点について答弁してください。

**○市長（豊留悦男）** 議員も山川での文化ホールでの説明会にお出だったと思います。あのときに進行しておられた、つまり議長をしておられた方がいろいろ意見を求められました。そのとき、是非議員も自分の考えを述べていただきたかったですけれども、残念ながらいろいろな意見は出ませんでした。特に山川地区にとっては、畑かんの問題を例に、この事業というのは山川にとってどういう役割を果たすのかというようなことで是非進めていただきたいというような意見もありました。もちろん、反対意見もありました。事業を進める中で、賛否あるのは当然であります。しかし、問題が起きないように事業を進めるというのが行政の役割でもあります。いろいろな問題があるからこの事業というのは断念すべきかどうか、その判断は極めて重いものもありますけれども、その基準となるのは、専門家の意見であり、これまでの検証された実証実験の結果、又は地熱発電、全国的に見た成果等を踏まえて、私どもは判断をするわけでありまして。地域との共生、これは当然であります。この共生失くしてはJOGMECとしても、この申請というのは受けられないであろうと。だから、共生を図るために、今私どもは説明を通したり、いろいろな面で理解をいただくような努力をしているわけでありまして。議員が心配をしておられる枯渇の問題、これは大変な問題であります。還元井が必要かどうかということについても、今後調査井を掘った上で、どのような形にすべきかという判断も迫られるときがあるかと思っております。心配していることがないように、私どもも慎重にこの事業を進めるべきだと、私はその考え方を持っているところであります。

**○12番議員（吉村重則）** 時間の関係で次に入ります。

自治公民館の問題ですけど、成川区では1月27日に成川浜で津波の防災訓練を行うように計画されております。こういう中で、区としては予算的には全然ないわけですよ。だから、

本当の地域の安心・安全という面で成川区全体でそういうときに連携してやるための問題なんです。そういう自治公民館、自主防災に対しての補助金について検討はされていないものかどうか。

**○総務部長（有留茂人）** 自治公民館と自主防災組織の考え方ですけれども、自治公民館組織と自主防災組織の考え方については、組織が別というふうな考え方で組織を作っていてあります。これについては、その自主防災組織の継続性、役員の継続性というふうなものもありますので、公民館組織とは別の組織として設立をお願いをし、説明会をしているところでございます。その支援ということでございますけれども、本市では県や消防署等、関係機関と連携を取りながら自主防災組織の育成や活動活性化のために市が実施をしております6月、9月、1月の防災訓練への参加をお願いをしているところでございます。また、自主防災組織が実施する防災訓練や講習会等への支援も行っております。また、国のコミュニティ助成事業、これは宝くじの助成事業ですけれども、これによる防災に関する資機材の整備というも行っているところでございます。さらには、国や県が実施する地域における自主防災活動等の中心的役割を担う人材を育成するリーダー研修会、それから推進員の養成講座、県の防災研修センターの出前講座等への研修会に、それぞれ参加をしていただくように案内をし、また実際参加をしていただいているというふうなことでございます。人的な支援、それからその財源というふうなものにつきましては、このコミュニティ助成事業の申請等でその救助の資機材等の提供をしていきたいというふうに考えているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 実際、自治公民館と自主防災組織が別となった場合には、自主防災組織は全然お金がないんですよ。人的な支援もするということでしたけど、どこの地域においても地域の皆さんで協力して守ろうという取組をしているわけです。そういう面では支援をすべきじゃないんですか。

**○総務部長（有留茂人）** 災害が起きた場合、自助、共助、公助というふうなことであります。自助、共助というのが、その災害が起きた場合に早く対応ができるということで非常に重要なことと認識をしております。その支援につきましては先ほど答弁いたしましたとおり、そういう研修会等を通じての支援、それからコミュニティ助成事業の申請についても31年度分については、ただ今4件申請をしておりますけれども、そういうふうなものを通じて支援をしていきたいというふうに考えております。

**○12番議員（吉村重則）** 地域で自主防災組織の中でお互いに守ろうと。訓練なんかも今後開かれていくと思います。そういう面では市としても前向きの方で取り組んでもらいたい。

あと、嘱託員制度、この制度は32年度から変わってくるという話も聞いているわけですけど、そうなった場合に個人情報の問題なんかを含めて、何らかの問題点があるんじゃないですか。

**○総務部長（有留茂人）** 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月17

日に公布され、これが平成32年4月1日から施行されることとなります。これに伴い、現在委嘱をしております嘱託員については、非常勤特別職の適用を受けなくなるというふうなことでございます。市税等の納入通知書等の個人宛の文書については、こういう制度が変わりますので今後検討していきますけども、全て郵送化できないか、現在検討を進めております。そういうことで、個人情報の取り扱いについては、問題がないように取り扱っていきたいというふうに考えております。

**○12番議員（吉村重則）** 成川の方では、年に1回河川掃除も行っております。もう4年ぐらい前に県の方に市長名と成川区長名で河川の危ないところ、砂防河川になっていて県の管轄なんですけど、一番危ないところについて、とにかく草払いをしなくてもいいような対処をしてくれということで県の方に申請をしているわけですけど、県の方は全然対応してくれる状況じゃないんですよ。成川区としても高齢化が進んでいる中で、とにかく年に1回の河川掃除については、危険箇所であってもやろうということで取り組んでおります。そういう面から考えれば、全体じゃなくして極一部、危険な部分について県に代わって市が取り組むような考えはないか。

**○建設部長（黒木六海）** ただいまの御質問は成川の水路の小谷平川の件についてだと考えております。法面对策につきましては、中野集落の小谷平川に法面が急勾配であり作業が難しい状況であると。そのことから、県に対しコンクリート等による法面保護を要望しているところでございます。県におきましても、そのことについては認識しておりまして、県単事業での採択がなされないことから未だまだ実施をされていない状況となっております。成川区の河川清掃は、共生協働の模範となるような活動でございますので、事故が発生して活動の継続ができなくなるようなことがないように成川区とも協議し、当該危険箇所につきましては改善するまで作業範囲から外していただくことをお願いするとともに、市としましても今後対策を検討してまいりたいというふうに考えております。

**○12番議員（吉村重則）** 是非、前向きの方でお願いします。他の部分についても県と交渉する中で、暗渠の上流側については県の方と約束は取ったんですけど草払いをしてくれてないということで、再三交渉して、その部分については県の方は毎年草払いをします。だけど、その中野の部分については、なかなか予算が採れないということでいつも交渉に行くんですけど、それは実現できない状況です。そういう面では本当、危険な場所ですので、早急に検討をお願いいたします。

あと、かいもん荘跡地問題についてお伺いいたします。かいてい漁協と広域組合が協定書を結んでいると。約40年前に結んで、そのままなっていると。平成12年に2,000万円補償金。20年に1,000万円を払っている関係で広域の問題だけではないんじゃないかと。市有地を通して川尻の港の方に放流しているわけで、これを本当にこれまで40年間、広域の職員の皆さんは一生懸命協定書を解消できないか努力をしてくれていますよ。そういう中でも、解消

がされてないと。今回の問題については県の出張所ですか、指宿の合庁の方と交渉したら、多分引き返しができるじゃないかということで、昨年度は設計の予算として300何十万円かの設計料、予算を組んで、設計をして県の方と本庁の方に行って交渉するようになったら、護岸があるから駄目だとか保安林があるから駄目だということで引き返しができなかったわけですよ。そういう面からすれば、そのできないと決まったのは3月16日に結果は出て、6月議会で跡地の契約については議会を通過しているわけですよ。その期間、何も交渉、本当に残地を残すとかそういうことは検討されなかったのかどうか。

**○産業振興部長（川路潔）** このかいもん荘の跡地につきましては、平成20年度から公募をしております、1回目から4回目までは無償貸借ということで実施をしております。第5回目の公募につきましては、無償貸借に加えて事業用定期借地と売買ということの二つを加えて公募をしたところ、優先交渉権者が決定したということで、その岩崎産業の提案は売買であったところです。その売買の交渉の中で、この放流管につきましても協議をした結果、岩崎さんの方としては撤去をしてほしいということで、その旨広域の方にも連絡をし、市といたしましても、ずっとその広域の方で撤去に向けた調整を進めているという報告を受けておりましたので、放流管の撤去を判断されたものと認識をしていたところであります。

**○12番議員（吉村重則）** 平成20年度からいろいろしているわけですよ。その管について、本当にその協定書。かいいい漁協との協定書については本当、公害防止とかそういうのはあり得ない、常識から言っても解消できる中身ですよ。そういうことをこの期間全然話がされてきてないんですか。広域組合とは。

**○産業振興部長（川路潔）** その協定書と市と協議をしたかということにつきましては、市の方とは協議はしておりません。

## △ 散 会

**○議長（福永徳郎）** これにて、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

12月17日は本会議の日でありましたが、一般質問の終結により休会といたしたいと思いません。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 御異議なしと認めます。

よって、12月17日は休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。

散会 午前11時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 福 永 徳 郎

議 員 東 伸 行

議 員 井 元 伸 明

議 員 西 森 三 義

# 第 4 回 定 例 会

平成 30 年 12 月 21 日

(第 4 日)

## 第4回指宿市議会定例会会議録

平成30年12月21日 午前10時03分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第109号 指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第110号 指宿市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第108号 観音崎公園の指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第111号 指宿市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第6 議案第112号 平成30年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第7 議案第116号 平成30年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第113号 平成30年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第114号 平成30年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第115号 平成30年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 審査を終了した陳情（陳情第15号）
- 日程第12 議案第117号 指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第118号 指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第119号 指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第120号 平成30年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第16 議案第121号 平成30年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 議案第122号 平成30年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正

予算（第3号）について

- 日程第18 議案第123号 平成30年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 議案第124号 平成30年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 意見書案第2号 教育の無償化・負担軽減に関する意見書（案）
- 日程第21 議員派遣の件

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

1 番議員	坂 元 茂 教	2 番議員	東 勝 義
3 番議員	西 田 義 哲	4 番議員	新宮領 實
5 番議員	前 原 五 男	6 番議員	山 本 敏 勝
7 番議員	齋 藤 佳 代	8 番議員	恒 吉 太 吾
9 番議員	東 伸 行	10 番議員	井 元 伸 明
11 番議員	西 森 三 義	12 番議員	吉 村 重 則
13 番議員	前之園 正 和	14 番議員	松 下 喜久雄
15 番議員	高 橋 三 樹	16 番議員	高 田 ちよ子
17 番議員	木 原 繁 昭	18 番議員	下川床 泉
19 番議員	新川床 金 春	21 番議員	福 永 徳 郎

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	佐 藤 寛
教 育 長	西 森 廣 幸	総 務 部 長	有 留 茂 人
市民生活部長	上 田 薫	健康福祉部長	山 口 保
産業振興部長	川 路 潔	農 政 部 長	松 澤 敏 秀
建 設 部 長	黒 木 六 海	教 育 部 長	下 吉 一 宏
水道事業部長	井 手 久 成	山川支所長	中 村 俊 治

開聞支所長	川 畑 徳 廣	総務部参与	中 村 孝
総務課長	鶴 窪 誠 作	財政課長	坂 元 一 博
長寿介護課長	増 永 智 美	商工水産課長	上 田 和 成
建設監理課長	大久保 覚		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	岩 下 勝 美	次長兼議事係長	鮎 川 富 男
主幹兼調査管理係長	木 下 英 城	議事係主査	上 玉 利 享

△ 開 議

午前10時03分

○議長（福永徳郎） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（福永徳郎） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、吉村重則議員及び前之園正和議員を指名いたします。

△ 議案第109号及び議案第110号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（福永徳郎） 次は、日程第2、議案第109号、指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、及び日程第3、議案第110号、指宿市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、を議題といたします。

2議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（恒吉太吾） おはようございます。総務水道委員会へ付託されました、議案第109号、指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、及び議案第110号、指宿市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月3日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、議案第110号は、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第109号については、反対討論として、本議案は、マイナンバー法を前提にしたものではありますが、マイナンバー法は、プライバシーの侵害、個人情報の漏えい、国家による個人管理の強化というものが以前から指摘されています。普及率についても10.85%ということですから、これが失敗であったということの証にもなると思います。マイナンバー法に基本的な立場で反対で、さらに、そのマイナンバーに組み込む部分が増えるということですので反対をいたしますというものが、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第109号について。政府なり、行政としては、この進学準備給付金についても

マイナンバーの提示を求めるといった意味ですかとの質疑に対し、マイナンバーの情報の中に、今後、進学準備給付金の情報が追加されるということになりますとの答弁でした。

マイナンバーのカード取得率はどれくらいになっていますかとの質疑に対し、普及率は、基本住民台帳の比率に対して10.85%となっていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第110号について。公共下水道事業特別会計条例が廃止されて、新たな会計としてはどのような名前になるか検討されていますかとの質疑に対し、指宿市公共下水道事業会計に名称が変わりますとの答弁でした。

市民にとって不都合がないということによろしいですかとの質疑に対し、現在、水道料金と下水道料金は一緒に徴収していますが、今後は、受益者負担金についても水道課窓口で処理されることとなります。市民にとっては、窓口が一本化されることで、利便性が図られると思いますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を集結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

○13番議員（前之園正和） 議案第109号に反対の討論を行います。

指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例であります。いわゆる、マイナンバー制度に組み込む内容を拡大しようとするものであります。もともとマイナンバーは国民の税、社会保障情報を管理し、社会保障費を削減するための道具にしたい財界の要求から出発したものであります。国による個人情報の管理を目的としたマイナンバー制度は、監視社会への新たな入り口として、当初からいろいろな心配の声や反対の声がありました。運用後は、個人の関連情報が警察捜査に利用されたこともあり、大量の情報漏えいも何度か起きています。個人に対しては身分証明になるから便利だと言ったり、安全のためにできるだけ持ち歩くなと言ったり、支離滅裂であります。制度が始まって約3年でありましたが、カードの取得率は国・県・市ともに約10%にしか達していません。これは、国民、市民が制度を望んでいないことの証でもあります。マイナンバー制度は即刻廃止すべきであり、本議案は、そのマイナンバー制度に新たな項目を付加することを内容とするものでありますので反対をいたします。

○議長（福永徳郎） 以上で、通告による討論は終了いたしました。
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第110号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第110号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第109号、指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（福永徳郎） 起立多数であります。

よって、議案第109号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第108号及び議案第111号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（福永徳郎） 次は、日程第4、議案第108号、観音崎公園の指定管理者の指定について、及び日程第5、議案第111号、指宿市道路占用料徴収条例の一部改正について、を議題といたします。

2議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（木原繁昭） おはようございます。産業建設委員会へ付託されました、議案第108号、観音崎公園の指定管理者の指定について、及び議案第111号、指宿市道路占用料徴収条例の一部改正について、の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月5日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案はいずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第108号について。現在、サニーケープが運営しているのですが、なぜ公募せず、指名ということになったわけですかとの質疑に対し、計画ではありますが、平成33年4月から新たな運営方法という形を導入したいと思っておりますが、導入に当たりましては、最も有用な事業方法の検討、公募による選定、引継ぎ等があります。どうしても1年半の期間を要することになりますので、その期間について、非公募で現在の事業者を指定したいという内容ですとの答弁でした。

指定管理料は幾らぐらいを考えておりますかとの質疑に対し、昨年の実績で申しますと、今、PFIの中身では、サービス料という形で1,107万1,922円支払い、その代わり、歳入として、出荷者の手数料、それから借地料で1,080万9,991円、市の方へ納入いただいております。おおむね31万8千円の市の方の持ち出しがあったわけですが、今年は、市の方の持ち出しは0円という形で実施運営ができるということを想定し、市の方の支出もしませんし、管理者からの納金負担も行わない形でと考えておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第111号について。今回の道路占用料の改正により、徴収額は全体的に何%ほど減額になるのですかとの質疑に対し、4.16%の減になりますとの答弁でした。

今回は、県の道路占用料徴収条例に準じたとありますので、県下一斉に同じだと思うが、今回、減額になった主な理由は何かとの質疑に対し、国が道路占用料を平成29年に改正しています。その根拠は、固定資産税の評価額を基に改正しており、評価額が下がっているということで、県の方も占用料の金額が下がっていますとの答弁でした。

電柱は1,100円が1千円に、広告塔は1,600円が900円になどの説明がありましたが、このように割合がかなり違うものがあります。県に準じているのでしょうか、どういう理由でこのような大きな開きが出たのですかとの質疑に対し、減額の大きなものは、国と県と比較して、今まで国よりも県の方がかなり高いということで、県が引き下げる改正を行っており、金額については、あくまでも県に準じるという形になっていますとの答弁でした。

今回の改正で、給湯管の外径が0.2m未満のもの60円というのは、以前と変わらないと思うが、そういうところの見直しはなかったのですかとの質疑に対し、給湯管については、国・県にない指宿市独自のもので、合併時に決めた金額をそのまま据え置きという形で、今回、改正は行っていませんとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第108号及び議案第111号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、議案第108号及び議案第111号の2議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第112号(委員長報告、質疑、討論、表決)

○議長(福永徳郎) 次は、日程第6、議案第112号、平成30年度指宿市一般会計補正予算(第9号)について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長(恒吉太吾) 総務水道委員会へ分割付託されました、議案第112号、平成30年度指宿市一般会計補正予算(第9号)について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月3日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、市長公室所管分について。JOGMECからの不採択通知によると、その理由も提示していると思いますが、どういった内容、何によって不採択となっているのですかとの質疑に対し、不採択の理由は、国のエネルギー政策から導かれる、地域と共生した開発及び中長期的視点を踏まえた持続可能な開発と、整合性が確保されていると認めがたいためとなっていますとの答弁でした。

言葉を変えれば、市民との合意の関係と中長期的な展望の2点が示されていると思うのですが、そういうことになりますかとの質疑に対し、そういう理由だと認識していますとの答弁でした。

これまで、市としては十分な説明も行い、大方の市民や利害関係者の理解も得られたというようなことで抜かりなくやってきた。それから、将来展望についても、その能力を把握し

ていくということはありますが、全体として、有望なものであるという基に行ってきたと思います。それが両方認められなかったということになると思いますが、そういうことですかとの質疑に対し、これまで、市民の皆さんや地域の方々に理解をしていただく努力をしてきたつもりです。また、説明会も実施して来ましたが、JOGMECの審査基準に照らし合わせると、今回は、共生が図られていないなどの理由であったと認識していますとの答弁でした。

将来的にも、十分展望があるという前提で、チェックすべきはしていくということでやって来たと思っていますが、中長期的な視点を踏まえた持続可能な開発との整合性が確保されていない。中長期的展望に疑問が残るということについて、どのように考えていますかとの質疑に対し、中長期的な展望という部分については、まだ具体的な数字が出ていない部分もありましたので、詳細に詰める時間も足りなかったと思っていますとの答弁でした。

これから、何回説明会を開いても、今までのようなやり方では、JOGMEC側としても、もっと慎重にならざるを得ない部分も出てくるでしょうし、そういった中で、再度この事業を行うということに関して、強い要望を持っているのであれば、一から考え直していかなければならないと思いますが、考えがあればお聞かせくださいとの質疑に対し、今回の不採択の理由につきましては、地域との共生の部分が不足しているということであると思いますので、どこが不足していたのかという点も含め、洗い出しを行い、市民が理解できるように説明を行いながら、事業として行えるのであればやっていきたい、市の重要なプロジェクトと考えています。市民の理解、地域との共生は大事ですので、十分認識しながら、不足する部分について、できることを行っていきたいと考えていますとの答弁でした。

地域おこし協力隊2名のうち、1名は国体・スポーツコンベンション推進室ということですが、主にどのような仕事を考えているのですかとの質疑に対し、市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、おいでよ、スポーツで、いぶすき元気プロジェクトを定めています。その中で、スポーツ大会合宿等の誘致促進を図るために、スポーツコミッションという組織を行政と民間、合同で立ち上げることになっています。10月に研究会を立ち上げ、本格的には来年度ということと考えていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、危機管理課所管分について。柳田分団の移転に伴う土地購入という説明ですが、場所はどこで、面積はどれぐらいですかとの質疑に対し、用地につきましては、指宿消防署南東側の十町土地区画整理地内にある指宿市土地開発公社保有の土地、約775㎡を検討しているところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議会事務局所管分について。タブレット端末のリース契約ということですが、このリース契約は2年間と定められているのですか。3年や4年はないのですかとの質疑に対し、

現在、リース契約は2年ですが、3年もあります。モデルチェンジで機器も変わっていきますので、2年間で理想だろうということで契約をしておき、次回も2年間ということで計画をしているところだとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、総務課及び監査委員事務局については、人事異動などに伴う人件費及び賃金のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（新川床金春） 文教厚生委員会へ分割付託されました、議案第112号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月4日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、教育委員会所管分について。中学校費の学校教育振興費で、道徳の教科書及び指導書購入が出ていますけれども、道徳というものは今までなかったのですかとの質疑に対し、本年度から小学校では教科となって評価するようになり、来年度からは中学校が教科になります。教科書等も新しいものを採択してありますので、それに伴って、指導書が必要になって、このような額になっているという答弁でした。

道徳は来年度から教科になるということですが、時間数についてどう変わっていくのかとの質疑に対し、時間数は変わりませんが、小学校1年生が34時間、それ以降、2年生から中学3年生まで35時間で計画されていますとの答弁でした。

教科書の採択については、どの出版社のものを採択するのかということが第一義的にあり、当然、教育委員会の協議で決定するという認識を持っていますので、採択に至るまでの事務的な流れと、採択した理由等についての質疑に対し、小学校に関しては今年度から使われています。中学校に関しては、今年度採択が行われたわけですが、南薩地区で採択協議をもって、研究する人たちを各市から3・4名ずつ集め、文科省で認定された教科書を基に調査研究をしてもらい、幾つかに絞って、その絞った中で、また、特に優れたというようなも

のを教科書として採択していくということになります。時期的には、8月ぐらいまでの中で採択し、それを各教育委員会の方で決定していくことになるとの答弁でした。

学校施設の修繕及び樹木の伐採などについての説明を受けました。山川地区の学校だけの説明でしたが、指宿地区にはワシントンヤシがあり、突風で折れたときは、すごい勢いで落ちて来るのですけれども、そういう所の調査はされたのですかとの質疑に対し、各学校からヤシ、それから樹木伐採についての要望が上がってきます。電線に掛かった場合などには業者に依頼することもありますし、今回のように、市の予算で対応するということもあります。基本的に、普通の樹木については3年に1回ぐらい伐採しております。ヤシは成長が早いので、本来ならば毎年やりたいところですが、予算等のこともありますので、状況を見て対応しているところだとの答弁でした。

予算ではなく、子供たちの安心・安全のために必要ということで、ワシントンヤシのチェックをしたことがあるのかとの質疑に対し、調査はやっておりませんとの答弁でした。

意見として。指宿地区には、ワシントンヤシがたくさんある学校が多く、突風で落ちてきたときは、子供の身体に影響を及ぼすこともあると思いますので、子供たちの安心・安全のために、早急に調査をして対応していただきたいというものがありました。

次に、地域福祉課所管分については、質疑・意見ともありませんでした。

次に、健康増進課所管分について。民生費国庫負担金が3,600万円ほどありますが、これは、障害者の就労支援事業所等に流れる部分ですかとの質疑に対し、障害者サービスの補正をしているが、これは障害者就労支援事業の新設及びサービスを受けられる利用者の方が増えたことによる増額が大きい要因です。歳入の障害者支援費については、この支出額を基に補助割をして計上したものですとの答弁でした。

残念な新聞報道があって、開聞地区の事業所が一時的に停止状況になったとか、他の市町村、都道府県でも危ない話が流れてきて、その運営について、監視や立入調査が行われているのですかとの質疑に対し、申請段階においては、県が行うことになっております。今年度、県の方から行政処分を受けた事業所があり、それに際しては、市も県と同行して、内部資料を拝見した経緯がありますとの答弁でした。

定期的な調査はとの質疑に対し、定期的に行っているということはありません。県の南薩地域振興局の方が定期的な調査を行っておりますとの答弁でした。

障害者福祉費は就労支援ということですが、指宿市内で把握している人数というのは、何名ぐらいで、何箇所あるのかとの質疑に対し、A型の就労支援事業所が2事業所、B型就労支援事業所が10事業所あります。就労人員につきましては、見込みも含んでの数になりますけれども、A型の方が19名、B型の方が211名という数字になっていますとの答弁でした。

新しい施設ができたという説明があったが、A型、B型の支援事業というのは、いつごろからの施設ですかとの質疑に対し、平成28年度に、晴天と、成川の郷が、平成29年にほ一

ぶ、開聞の広場ができています。平成30年度に絆が7月に、また、開聞の方に、南の大地というA型事業所が新設で許可がおりて、12月1日から開設していますとの答弁でした。

税務課所管分については、質疑・意見ともありませんでした。

なお、市民課及び長寿介護課所管分につきましては、人事異動などに伴う人件費及び賃金のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（木原繁昭） 産業建設委員会へ分割付託されました、議案第112号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月5日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、建築課所管分について。市営住宅の修繕という説明がありましたが、修理内容はどういうものをするのですかとの質疑に対し、シルバー人材センターの大工による修繕であるとか、空き家の樹木の伐採、除草等が主なものですとの答弁でした。

市営住宅の空き家件数はどの程度あるのですかとの質疑に対し、案内中が8戸、準備中が2戸、待機なしが9戸、待機中が5戸、修繕中が1戸、修繕の大きなものが11戸、計36戸ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、農政課所管分について。畜産クラスター事業の取り下げは、どういう理由によるものですかとの質疑に対し、事業実施主体の実質的経営主が病気のため、やむなく断念をしたということですとの答弁でした。

豆類販路拡大のためのレストランフェアの内容はどの質疑に対し、東京にありますレストランですが、オクラを使って実施をしたときに、有名なテレビ番組のプロデューサーや料理研究家、放送作家、新聞販売店、ライフアドバイザー、ビジュアルプロデューサーなど、13名ほど来ていただいております。そのレストランの中で、こういった豆類を創作料理として食していただいて、指宿の物を、メディアを通じて出していくというのが主な狙いです。ま

た、今回は農家の方もお連れして、プロダクターとマーケットインの考え方、そういったところをしっかりと実感していただくというようなことも考えておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光施設管理課所管分について。たまた箱温泉の空調機が経年劣化による不具合を発生したとのことだが、これは何年使用したものですかと質疑に対し、平成15年のオープンからで、現在16年経過していますとの答弁でした。

空調機の修繕ですが、部品の交換か、あるいは全部の交換ということですかとの質疑に対し、老朽化で不具合が発生した設備に対しての修繕取替ということです。受付事務室及びホール、和・洋の露天風呂の脱衣場に設置している、合計4基の空調機の取替修繕というものですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について。海外まき網船17隻分という水揚げ奨励金等増額の予算計上の根拠ですが、17隻分が既に増加する見込みの情報が入っているのですかと質疑に対し、今年、春先から非常に豊漁で入港が多く、現在のところ、昨年ベースよりも12隻多い状況になっています。沖模様から見ますと、今現在は落ち着いているのですが、この展開でいくと、今後足らなくなるおそれがあるということが想定され、17隻分の補正を提案したところでの答弁でした。

豊漁でたくさん船が入っているということで、その魚を鰹節に加工するわけですが、受入能力といいますか、昨年不漁で、今、在庫も減っていたのかどうか分かりませんが、それも含めて、現在の状況はどうなのでしょうかと質疑に対し、今年、豊漁であったということで、山川の漁港の冷蔵庫は満杯の状況で、鰹節の産地である枕崎、焼津の港も同じような状態になっています。また、昨年不漁で、鰹節の原料の単価が高かった関係で、現在、鰹節の単価自体が上がっており、なかなか消費されないというのが今年の状況です。さらに、卸先の方々が、現在豊漁だから、鰹節の単価が落ちるであろうということも想定している関係で、今、買い控えの状態が見えております。そういう意味で、なかなか物が動いておらず、冷蔵庫の方もちょっと詰まり気味というような現状があるところです。しかし、将来的には、いずれ流通の方も活性化するであろうと考えているところでの答弁でした。

意見はありませんでした。

また、都市整備課所管分については、特に質疑・意見はありませんでした。

なお、土木課、耕地林務課、観光課、建設監理課及び農業委員会所管分については、人事異動などに伴う人件費及び賃金のみの補正ですので、特に説明は求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 別にありませんので、質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 別にありませんので、討論を終結いたします。
これより、議案第112号を採決いたします。
本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。
よって、議案第112号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第116号(委員長報告, 質疑, 討論, 表決)

○議長(福永徳郎) 次は、日程第7, 議案第116号, 平成30年度指宿市水道事業会計補正予算(第2号)について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長(恒吉太吾) 総務水道委員会へ付託されました、議案第116号, 平成30年度水道事業会計補正予算(第2号)について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月3日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

今回、公営企業に下水道も一緒になるということで、事務所移転という説明がありましたが、場所はどこになるのですかとこの質疑に対し、都市整備課と指宿港海岸整備室が入っている場所と入替えを行う方向で作業を進めているところだとその答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長(福永徳郎) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。
御質疑はありませんか。
別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第116号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、議案第116号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第113号～議案第115号(委員長報告、質疑、討論、表決)

○議長(福永徳郎) 次は、日程第8、議案第113号、平成30年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算(第2号)について、から、日程第10、議案第115号、平成30年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長(木原繁昭) 産業建設委員会へ付託されました、議案第113号、平成30年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算(第2号)について、議案第114号、平成30年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算(第2号)について、及び議案第115号、平成30年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月5日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、3議案は、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第114号について。400万6千円を唐船峡そうめん流し整備等基金に積み立てるということは、予想を上回る収益があったということですかとの質疑に対し、開聞支所長が唐船峡支配人を兼務することになり、その分の給与費が要らなくなったということで、この分を原材料とかに回さずに積み立てようというのが主な要因ですとの答弁でした。

虹の滝の復活ということで、今回、高圧電気料と基本料金等が高くなって、光熱水費を21万円増額するわけですがけれども、いつぐらいから故障しており、また、復活をさせるために

他に費用は掛からなかったのですかとこの質疑に対し、ポンプの故障は昨年来あって、昨年度修繕しております。使う水の量は夏場の方が景観を保つために多いのですが、朝からお客さんがいる間は使っており、今まで最大の電力は128kwであったのが、滝の復活にポンプを使ったことで131kwに上がったということです。1月当たり5,100円の基本料金が増え、また、電気料も増加しています。今、オーダーストップは3時ですが、使う時間とかも考慮しながら、消せるときにはスイッチを切って節電に努めていますとの答弁でした。

昔は虹の滝があって、唐船峡の中の気温自体が大分低くて涼しい場所だったのですが、最近、そうめん流しに行っても気温が高い。外気とあまり変わらないと感じます。この虹の滝が復活したことによって、温度に差は見られませんかとの質疑に対し、温度については測っていないのですが、虹の滝は、食事をされる場所から離れたところにあります。建屋の中にある100番台の前の滝も水が流れていなかったもので、お客様からは、若干、景観に乏しいとか、滝が流れていないので暑いのではないかという声は聞いていました。今年はポンプが直って、両方とも水を流しており、そのように涼しさを感じるような雰囲気づくりができたので、暑いという声は聞いておりませんとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第115号について。組織統合に関わる電気配線等の改修業務委託料の260万円の内訳はとの質疑に対し、水道課の新しい業務場所として、現在の都市整備課と指宿港海岸整備室の場所を案として持っているところです。事務所管の総務部で調整中ですが、そこに持って来る電気幹線の引き込みが60万円、部屋の電気配線等が200万円という内訳ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第113号については、人事異動などに伴う人件費及び賃金のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第113号から議案第115号までの3議案を一括して採決いたします。
3議案に対する委員長の報告は、可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、議案第113号から議案第115号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

△ 審査を終了した陳情(委員長報告, 質疑, 討論, 表決)

○議長(福永徳郎) 次は、日程第11、審査を終了した陳情を議題といたします。

陳情第15号は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長(新川床金春) 文教厚生委員会に付託になりました、陳情第15号、教育の無償化・負担軽減に関する意見書提出を求める陳情書について、去る12月4日、本委員会を開催し、全委員出席の下、審査いたしましたので、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

なお、要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので省略させていただきます。

教育の無償化・負担軽減については、国の責任において、十分な財源を確保してほしいということで、採択すべきものと思いますという意見と、政府は、貧困の連鎖を断ち切り、格差の固定化を防ぐとともに、少子化対策を進めるため、教育の無償化・負担軽減に向けた取組を進めようとしているわけですので、高等科も含めて、無償化できるように、この陳情を採択して意見書を提出すべきだと思いますという意見と、高等教育の無償化の部分におきましては、所得制限を設けないという中身になっておりますが、ここは少し議論が待たれるのかなと思います。しかし、総体として、教育格差を生じさせてはならないという趣旨ですので、賛同して採択すべきだと考えておりますという意見が出され、教育の無償化・負担軽減に関する陳情書は、誰もが一樣に教育を受ける権利があるということで、この陳情は採択すべきという思いですという意見が出されました。

全員一致をもって、採択すべきと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長(福永徳郎) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第15号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、陳情第15号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

△ 議案第117号～議案第124号一括上程

○議長（福永徳郎） 次は、日程第12、議案第117号、指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、から、日程第19、議案第124号、平成30年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について、までの8議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今回、追加して提出いたしました案件は、条例に関する案件3件、補正予算に関する案件5件の計8件であります。

まず、議案第117号、指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、市職員の給与の額を決定するため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第118号、指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、指宿市議会議員の期末手当を改定するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第119号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、特別職の職員の期末手当を改定するため、この条例の所要の改正をするものであります。

次は、議案第120号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,519万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を256億2,123万7千円にしようとするものであります。

次は、議案第121号、平成30年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第3号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,968万2千円にしようとするものであります。

次は、議案第122号、平成30年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第3号）について、であります。

本案は、現計予算の歳出総額の中において、歳出予算の組替えをしようとするものであります。

次は、議案第123号、平成30年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億919万4千円にしようとするものであります。

次は、議案第124号、平成30年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について、であります。

本案は、収益的支出に18万2千円を追加し、収益的支出額を6億9,183万1千円に、職員給与費に18万2千円を追加し、職員給与額を1億460万1千円にしようとするものであります。

なお、各議案の詳細につきましては、関係部長等に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（有留茂人） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

追加提出議案の1ページを御覧ください。

議案第117号、指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、平成30年人事院勧告の趣旨に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことから、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

主な改正内容について御説明申し上げますので、2ページを御覧ください。

まず、第1条は、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正であります。改正の主な内容は、宿日直手当について、勤務1回に係る支給額の限度を、宿日直勤務について現在の4,200円を4,400円に改定しようとするものであります。次に、一般職の期末・勤勉手当のうち、勤勉手当について、平成30年12月の勤勉手当の支給割合を、現行の100分の90から100分の95に改定し、再任用職員については、現行の100分の42.5から100分の47.5に改定しようとするものであります。

また、別表第1、第4条関係の給料表について、平均で約0.2%の引上げ改定をしようとする

るものであります。

次に、7ページを御覧ください。第2条も、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正であります。同一条例の改正ですが、施行期日が第1条と異なるため、条を分けて改正しております。改正の主な内容は、平成31年度移行の一般職の期末手当の支給割合を6月、12月ともに100分の130に改定し、再任用職員については、6月、12月ともに100分の72.5に改定しようとするものであります。

また、勤勉手当の支給割合を6月、12月ともに、現行の100分の90を100分の92.5に改定し、再任用職員については、現行の100分の42.5を100分の45に改定しようとするものであります。

次に、8ページを御覧ください。第3条及び第4条の指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてですが、これについても、同一の条例を、施行期日が異なるため、条を分けて改正しております。まず、第3条の指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正では、一般職の任期付職員の給料表の1号給から7号給まで、それぞれ1千円の引き上げ改定をしようとするものであります。また、平成30年12月の期末手当の支給割合を、現行の100分の165を100分の170に改定しようとするものであります。

次に、第4条の指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正では、平成31年度以降の指宿市一般職の任期付職員の期末手当の支給割合を、6月、12月ともに、現行の100分の165を100分の167.5に改定しようとするものであります。

次に、附則第1項及び第2項において、第1条及び第3条の改正後の給料表及び期末・勤勉手当の支給割合の施行期日を平成30年12月25日とし、平成30年4月1日から適用しようとするもので、第2条及び第4条につきましては、施行期日を平成31年4月1日とするものであります。

次に、附則の第3項で、改正前のそれぞれの条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後のそれぞれの条例の規定による給与の内払いとみなすことを定めております。

次に、追加提出議案の10ページを御覧ください。

議案第118号、指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、議会議員の期末手当を改定するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

主な改正内容について御説明申し上げますので、11ページを御覧ください。

まず、第1条で、議会議員の平成30年12月の期末手当の支給割合を、現行の100分の172.5から100分の177.5に改定しようとするものであります。次に、第2条も同条例の一部改正であります。施行期日が第1条と異なるため、条を分けて改正しております。第2条の指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正では、平成31年度以降の議会議員の期末手当の支給割合を、6月、12月ともに100分の167.5に改定しようとするものであります。

ます。

次に、附則で、第1条の改正後の期末手当の支給割合の施行期日を公布の日からとし、第2条の施行期日を平成31年4月1日とするものであります。

次に、附則の第3項で、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすことを定めております。

次は、追加提出議案の12ページを御覧ください。

議案第119号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、特別職の職員の期末手当を改定するため、この条例の所要の改正をするものであります。

主な改正内容について御説明申し上げますので、13ページを御覧ください。

まず、第1条で、特別職の平成30年12月の期末手当の支給割合を、現行の100分の172.5から100分の177.5に改定しようとするものであります。次に、第2条も同条例の一部改正であります。施行期日が第1条と異なるため、条を分けて改正しております。第2条の指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正では、平成31年度以降の特別職の期末手当の支給割合を、6月、12月ともに100分の167.5に改定しようとするものであります。

次に、附則で、第1条の改正後の期末手当の支給割合の施行期日を公布の日からとし、第2条の施行期日を平成31年4月1日とするものであります。

次に、附則の第3項で、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすことを定めております。

次は、追加提出議案の14ページを御覧ください。

議案第120号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について、であります。

補正予算書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,519万5千円を追加して、予算の総額を256億2,123万7千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から説明させていただきますので、15ページを御覧ください。

今回の補正予算の各目に、人件費及び月額臨時職員に係る賃金、共済費を計上しております。これにつきましては、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正等に基づく人件費及び賃金等の補正であります。なお、各目の人件費につきましては、28ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

23ページを御覧ください。

款7土木費、項5都市計画費、目1都市計画総務費、節28繰出金18万5千円の補正につきまし

ては、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正に基づく公共下水道事業特別会計の person 費補正に伴い、一般会計からの繰出金を増額するものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、14ページを御覧ください。

款18繰入金1,519万5千円の補正につきましては、今回、補正の財源調整として、財政調整基金からの繰入金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○産業振興部長（川路潔） それでは、命によりまして、産業振興部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

追加提出議案の15ページを御覧ください。

議案第121号、平成30年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第3号）について、であります。

補正予算書の33ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万7千円を追加して、歳入歳出予算の総額を5,968万2千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から説明させていただきますので、42ページを御覧ください。

款1温泉配給所費、項1温泉配給所費、目1総務管理費9万7千円の補正につきましては、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正に基づく person 費の補正であります。 person 費につきましては、43ページからの給与費明細書を御参照いただきますようお願い申し上げます。

次に、歳入について御説明いたしますので、41ページを御覧ください。

款3繰入金9万7千円の補正につきましては、今回、補正の財源調整として、温泉配給事業特別会計財政調整基金からの繰入金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○建設部長（黒木六海） それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

追加提出議案の17ページを御覧ください。

議案第123号、平成30年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、であります。

補正予算書の59ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万5千円を追加して、歳入歳出予算の総額を10億919万4千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から説明させていただきますので、68ページを御覧く

ださい。

今回の補正予算の各目に人件費を計上しております。これにつきましては、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正に基づく人件費の補正であります。なお、各目の人件費につきましては、70ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

69ページを御覧ください。

款3公債費、項1公債費、目1元金の補正につきましては、人件費の補正に基づく財源組替えであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、67ページを御覧ください。

款4繰入金18万5千円の補正につきましては、今回補正の財源調整として、一般会計からの繰入金であります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○開聞支所長（川畑徳廣） それでは、命によりまして、開聞支所所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

追加提出議案の16ページを御覧ください。

議案第122号、平成30年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第3号）について、であります。

補正予算書の47ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、現計予算の歳出総額の中において、歳出予算の組替えをしようとするものであります。

54ページを御覧ください。

款1経営費、項1管理費、目1総務管理費、節2給料から節7賃金までの合計19万1千円の補正につきましては、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正に基づく人件費及び月額臨時職員に係る賃金、共済費の補正であります。人件費につきましては、55ページからの給与費明細書を御参照いただきますようお願い申し上げます。

同じく、節25積立金19万1千円の補正につきましては、今回の補正の財源調整といたしまして、唐船峡そうめん流し整備等基金積立金を減額するものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○水道事業部長（井手久成） それでは、命によりまして、水道課所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

追加提出議案の18ページを御覧ください。

議案第124号、平成30年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について、であります。

補正の内容は、第2条におきまして、当初予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出に係る第1款水道事業費用の第1項営業費用に18万2千円を追加し、水道事業費用を6億9,183万1千円に、営業費用を6億4,698万3千円にしようとするものであります。

内訳につきましては、給与改定に伴う増額であります。

第3条におきまして、当初予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費に18万2千円を追加し、職員給与額を1億460万1千円にしようとするものであります。

なお、2ページ以降に補正予算内訳書及び給与費明細書を添付してありますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時25分
再開 午前11時42分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 議案第117号～議案第124号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（福永徳郎） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第117号から議案第124号までの8議案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第117号から議案第124号までの8議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、前之園正和議員。

○13番議員（前之園正和） 議案第118号、119号、120号に対して一括して反対の討論を行い

ます。

議案第118号、第119号は、それぞれ議員の期末手当、特別職の期末手当を引き上げようとするものであります。一般に、期末手当は労働者の報酬の一部であり、複雑化する公務労働の中で、それぞれの対応として、人事院が評価して勧告する仕組みになっております。公務員の賃上げが民間賃金の引き上げにつながることで、労働者の所得を増やすことが景気回復の決定打となることを考えれば、議案第117号には、当然賛成であることは言うまでもありませんが、しかし、ここで申し上げなければならないのは、市長や副市長、教育長、そして議員は、労働者とは一列同列に論じることができない立場にあるということです。地方公務員の賃金が国家公務員賃金や人事院勧告に準拠して決められるものに対して、議員や特別職は、そもそも、職員給与にひきずられて引き上げたり引き下げたりような性格のものではありません。議員や特別職の職員は、市民の痛みや苦しみを最も感じなければならない立場であります。政府は、景気が回復していると発表していますが、庶民にその実感はありません。そのような中で、連続して毎年のように期末手当を増やすことについては、市民に説明がつかないし、理解も得られないと思いますので、議案第118号、第119号に反対をいたします。

議案第120号については、議案第118号並びに第119号が前提となっているので、反対をいたします。

○議長（福永徳郎） 次に、新宮領實議員。

○4番議員（新宮領實） 私も117号から119号の議案に反対をいたします。

これらの議案については、到底納得できるものではなく、また、市民の皆さんや市民感情からして、御理解いただくものでもないと考え、採択すべきではない。よって、これらの議案に反対します。

○議長（福永徳郎） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を終了いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第121号から議案第124号までの4議案を、一括して採決いたします。

4議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第121号から議案第124号までの4議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第117号、指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市職員の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、を採決いたします。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（福永徳郎） 起立多数であります。

よって、議案第117号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第118号、指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、を採決いたします。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（福永徳郎） 起立多数であります。

よって、議案第118号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第119号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、を採決いたします。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（福永徳郎） 起立多数であります。

よって、議案第119号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第120号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について、を採決いたします。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（福永徳郎） 起立多数であります。

よって、議案第120号は、原案のとおり可決されました。

△ 意見書案第2号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）

○議長（福永徳郎） 次は、日程第20、意見書案第2号、教育の無償化・負担軽減に関する意見書（案）を議題といたします。

○議長（福永徳郎） お諮りいたします。

本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、意見書案第2号を採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

△ 議員派遣の件

○議長(福永徳郎) 次は、日程第21、議員派遣を議題といたします。

本件は、平成31年1月18日に鹿児島市で開催される鹿児島県市議会議長会主催の市議会議員研修会への議員派遣について、会議規則第167条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣につきましては、お手元に配布しております議員派遣書のとおり、議員を派遣いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配布いたしました議員派遣書のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 新川床金春議員。

△ 動議の提出

○19番議員(新川床金春) 動議を提出します。

地熱発電事業の件について、緊急質問をしたいので、同意の上、日程に追加し、発言を許可されることを望みます。

○議長(福永徳郎) 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午前11時56分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き，会議を開きます。

ただいま新川床議員より，緊急質問の動議が出されました。なお，1名の賛同者がおりましたので，この動議は成立いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時27分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き，会議を開きます。

新川床議員より，動議の取り下げの申出書が提出され，これを許可しましたので，皆様に御報告を申し上げます。

△ 閉議及び閉会

○議長（福永徳郎） 以上で，本会議に付議された案件は，全て終了いたしました。

これにて，本日の会議を閉じ，併せて，平成30年第4回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 1時27分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 福 永 徳 郎

議 員 吉 村 重 則

議 員 前之園 正 和

参 考 资 料

教育の無償化・負担軽減に関する意見書

少子高齢化や人口減少の急速な進行は、社会の発展に必要な活力を減退させ、将来の国民生活に深刻な影響をもたらすこととなるため、安心して子供を産み育てる環境整備が重要な課題となっています。一方、次代を担う若い世代に非正規雇用者が増える中、子育て中の世代に幼児教育・高等教育にかかる負担が大きく、この経済的な問題が少子化の大きな原因の一つにもなっています。

こうした中、政府は、貧困の連鎖を断ち切り、格差の固定化を防ぐとともに、少子化対策を進めるため、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、「人づくり革命の実現と拡大」として、教育の無償化・負担軽減に向けた取組を進めようとしています。

教育の無償化・負担軽減には、地方が重要な役割を担う施策が含まれており、国と地方の役割分担や負担の在り方について、地方との十分な協議を経ながら、充実した制度を早期に確立するとともに、国の責任において実施に必要な財源を確保することが必要です。

よって、国におかれては、下記の事項について全力で取り組まれるよう強く要望いたします。

記

- 1 3歳から5歳までの全ての子供についての幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する「幼児教育の無償化」の制度の詳細を検討するに当たっては、システム改修等、地方公共団体における実務への影響も踏まえ、制度の円滑な運用が可能となるよう、地方の意見を十分に踏まえること。併せて、国の責任において、地方負担分も含めて、所要の財源を確保すること。また、保育需要増加への対応や処遇改善等による保育士の安定的確保等の必要な措置についても、国の責任において所要の財源を確保すること。
- 2 子ども・子育て支援のさらなる「質の向上」を図るため、地方負担分も含めて、消費税分以外にも、所要の財源を確保すること。
- 3 「高等教育の無償化」について、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校について、所得が低い家庭の子供に限って無償化を実現するとされているが、対象者を限定することのない普遍的な制度にするとともに、学問・研究の自由への侵害や大学の自治への介入とならないようにすること。地方公共団体を通じて実施する場合には、制度の円滑な運用が可能となるよう、地方の意見を十分に踏まえること。
- 4 「私立高校の授業料の実質無償化」の制度の詳細を検討するに当たっては、制度の円滑な運用が可能となるよう、地方の意見を十分に踏まえること。併せて、国の責任において、地方負担分も含めて、所要の財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年12月21日

指宿市議会議長 福永 徳郎

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

文部科学大臣 殿

財務大臣 殿

総務大臣 殿

厚生労働大臣 殿

全世代型社会保障改革担当大臣 殿

内閣府特命担当大臣（少子化対策）殿

内閣官房長官 殿

議 員 派 遣 書

平成30年12月21日

次のとおり議員を派遣する。

○ 目 的 地方分権に対応した議会の活性化に資するため

1 鹿児島県市議会議長会主催の市議会議員研修会

(1) 派遣場所 鹿児島市

(2) 期 間 平成31年1月18日(1日間)

(3) 派遣議員 議長 ほか19人

なお、内容変更の必要がある場合は、その取扱いを議長に一任する。